

# 指宿市 P F I 導入指針

平成 27 年 9 月  
鹿児島県指宿市

# 目次

## I 概要編

1	わが国の制度の主な動き	1
2	基本理念等	2
3	原則・主義	3
4	VFM	4
5	特徴	5
6	効果と課題	8
7	事業スキーム	10
8	事業形態	11
9	事業方式	12
10	導入プロセス	14
11	その他の留意点	15
(1)	指定管理者制度	15
(2)	公物管理	16
(3)	行政財産の民間事業者への貸付け	16
(4)	PFI事業に関する地方財政措置	16
(5)	その他の支援制度	18

## II 基本指針編

1	導入の基本方針	20
2	推進体制	21
3	各主体の役割	22

Ⅲ 導入フロー編	
1 実施手順	26
2 STEP 1 事業の発案	27
(1) 導入検討事業の抽出	27
(2) 導入可能性調査の実施	29
(3) 導入方針決定	29
3 STEP 2 実施方針の策定及び公表	30
(1) 外部アドバイザーの選定	30
(2) PFI事業審査委員会の設置	31
(3) 実施方針の策定・公表	32
(4) 説明会の実施，質問受付・回答，意見招請	34
4 STEP 3 特定事業の評価・選定，公表	36
(1) 特定事業の評価・選定，公表	36
(2) VFM評価の手順	37
(3) 債務負担行為の設定と議決	47
5 STEP 4 民間事業者の募集，評価・選定，公表	48
(1) 民間事業者選定の留意点	48
(2) 選定方法	49
(3) 事務フロー	50
(4) 募集，選定に関する書類	51
(5) 入札〔募集〕公告，説明会の実施，質問受付・回答	58
(6) 入札〔応募〕，評価，選定	59
(7) 落札者〔優先交渉権者〕の決定・公表	61
6 STEP 5 協定等の締結	62
(1) 基本協定の締結	62
(2) 事業契約内容の調整	62
(3) 事業契約の締結	63
7 STEP 6 事業の実施，監視等	66
(1) 事業の実施	66
(2) 事業の監視	66
8 STEP 7 事業の終了	68
(1) 事業の終了手続き	68
(2) 事業評価	68
(3) 事業継続の検討	68
PFI導入検討シート	69
民間発案受付シート	73
PFI事業事後評価報告書	76
指宿市〇〇〇事業審査委員会設置要綱	77

## IV 資料編

1	P F I 関係用語集	資.1
2	関係法令等	資.13
	・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律	資.13
	・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令	資.39
	・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二十条第二項の規定により読み替えて適用される商法第二百九十条第一項及び第二百九十三条ノ五第三項の内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める金額等を定める内閣府令	資.41
	・民間資金等活用事業推進委員会令	資.43
	・民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針	資.45
	・地方公共団体における P F I 事業について	資.62
	・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について	資.71
	・P F I 事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについて	資.75
	・地方自治法の一部を改正する法律の公布について(指定管理者関係)	資.93
	・地方公共団体における P F I 事業に関する透明性の確保及び情報提供について	資.97
	・「P F I 事業者の公物管理法上の位置づけについての考え方」について	資.98
	・売買とされる P F I 事業について(法人税の取扱い)	資.103
	・売買とされる P F I 事業について(消費税の取扱い)	資.106
	・不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の特例措置について	資.108
	・P F I 方式による建設工事を請け負う建設業者の資金調達の円滑化について	資.112
3	関係サイト	資.113
4	参考資料	資.114

## はじめに

本市の状況は、国・地方財政の三位一体改革の影響で、依存財源である地方交付税や臨時財政対策債等が大幅に減額され、経常収支比率が高くなるなど硬直化が一段と進んできています。また、歳入不足を補うため財政調整基金等の基金を投入したことにより、財政調整に活用可能な基金も年々減少してきている状況です。一方で、地方分権の進展、少子・高齢社会への対応、環境問題への対応、経済のグローバル化、地域活性化など、与えられた行政課題は、ますます複雑化、高度化の度合いを増しています。

これらの行政課題に対応するため、独自の政策形成とともに、より一層の行政の透明化と財源の効率的、効果的な運営が強く求められており、平成20年3月に策定した「第一次指宿市総合振興計画」においても、民間事業者等の事業機会の拡大や雇用の創出の観点から「PFI事業等の計画的な導入に努める」とされています。

PFI（プライベート ファイナンス イニシアティブ）とは、公共施設等の設計・建設・維持管理・運営を民間の資金や経営能力、技術的能力などを活用することにより、市民に対し低廉かつ良好な公共サービスを提供し、市政の効率化や公有財産の有効利用を図るため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づき実施される事業手法です。

本市では、道の駅・都市公園・地域交流施設を複合的に整備し、維持管理・運営する「指宿地域交流施設整備等事業」にPFIを導入し、平成16年10月1日、道の駅初、南九州初、日本最小（当時）のPFI事業となる「道の駅いぶすき」をオープンしました。

この事業の実施によって得た経験を活かしつつ、庁内の組織や事務フローなどは先進地を参考にしながら、本市におけるPFI導入の基本的な考え方を示し、実施手順などの手引きとして活用するため「指宿市PFI導入指針」（以下「本指針」という。）を策定するものです。

PFI事業は、その事業内容によって様々な状況が生じることから、PFI事業導入の検討に当たっては、本指針に基づきながら、さらに先進地の事例研究などの考察を加え、総合的に判断し、推進する必要があります。

本指針は、実際の導入、実施過程で生じる諸問題についての検討や今後の法制度の変更等を加えながら、適宜必要な見直しを行い、充実を図っていくものとします。

平成27年9月



# I 概要編

## 1 わが国の制度の主な動き

P F I (Private Finance Initiative : プライベート ファイナンス イニシアティブ) とは、公共施設等の整備等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う事業手法です。

イギリスにおいて、1980年代サッチャー政権下で考案され、1992年に正式導入されました。イギリス国内では、有料橋、鉄道、病院、学校などの公共施設の整備など、様々な分野でP F I事業が行われています。

わが国においては、平成11年7月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「P F I法」という。）が制定（同年9月施行）されるとともに、平成12年3月には「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）が策定されるなど、P F Iを推進するための枠組みづくりが行われています。

### P F Iに関する主な動き

年月日	内 容
H11. 7. 23	「P F I法」制定 同年9.24施行
H11. 10. 8	民間資金等活用事業推進委員会 設置
H12. 3. 13	国の「基本方針」策定
H12. 3. 29	自治省が「地方公共団体におけるP F I事業等について」を通知 (H17. 10. 3 一部改正)
H13. 1. 22	「P F I事業実施プロセスに関するガイドライン」及び「P F I事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」策定
H13. 7. 27	「V F M (Value For Money) に関するガイドライン」策定
H13. 12. 5	「P F I法」一部改正
H14. 8. 29	「P F I事業者の公物管理法上の位置づけについての考え方について」（国土交通省通知）
H14. 12	「売買とされるP F I事業について（法人税の取扱い）」（国税庁取扱通達）
H15. 6. 23	「契約に関するガイドライン」及び「モニタリングに関するガイドライン」策定
H16. 7	「売買とされるP F I事業について（消費税の取扱い）」（国税庁取扱通達）
H17. 8. 15	「P F I法」一部改正
H18. 6. 7	「P F I法」一部改正
H19. 6. 13	「P F I法」一部改正
H23. 6. 1	「P F I法」一部改正
H25. 6. 12	「P F I法」一部改正

## 2 基本理念等

P F I の基本理念として P F I 法第 3 条には次のように示されています。

### P F I 法第 3 条

項	内 容 (抄)
第 1 項	国及び地方公共団体と民間事業者との適切な役割分担並びに財政資金の効率的使用の観点を踏まえつつ、民間事業者に行わせることが適切なものについては、できる限りその実施を民間事業者にゆだねるものとする。
第 2 項	国及び地方公共団体の民間事業者に対する関与を必要最小限のものとするにより民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されることを旨として行われなければならない。

また、P F I 事業の対象となる「公共施設等」として、P F I 法第 2 条では、次のものを掲げています。

### P F I 法第 2 条

号	対象施設	具 体 例
第 1 号	公共施設	道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等
第 2 号	公用施設	庁舎、宿舍等
第 3 号	公益的施設	公営住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等
第 4 号	その他の施設	情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設（廃棄物処理施設を除く。）、観光施設及び研究施設
第 5 号	政令で定める施設	（現在政令なし）



### 3 原則・主義

P F I 法第 4 条第 1 項に基づき公表された「基本方針」の中で、P F I 事業は次の 5 つの原則、3 つの主義に基づき実施することが求められています。

5 原 則	公共性原則	公共性のある事業であること
	民間経営資源活用原則	民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用すること
	効率性原則	民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施すること
	公平性原則	特定事業の選定及び民間事業者の選定においては、公平性が担保されること
	透明性原則	特定事業の発案から終結に至る全過程を通じて透明性が確保されること
3 主 義	客観主義	各段階での評価決定についての客観性があること
	契約主義	公共施設等の管理者等と選定事業者との間の合意について、明文により、当事者の役割及び責任分担等の契約内容を明確にすること
	独立主義	事業を担う企業体の法人格上の独立性又は事業部門の区分経理上の独立性が確保されること

#### ・第 3 セクターとの比較

ともに公共事業において民間の活力とノウハウを活用するという主旨は同じですが、第 3 セクターと違い P F I では上記の 5 原則 3 主義に基づき実施されるほか、次の点で異なっているといわれています。

	第 3 セクター	P F I
事業主体	官民共同出資会社 (官民が共同事業者となる)	民間事業者
リスク (※ 1)	顕在化時に協議等、リスク分担が不明確	あらかじめ契約で可能な限り具体的にリスク分担を規定
運営	出資や職員派遣など公共の関与が大きい	できる限り民間の創意工夫に任せる
財政負担	設立当初の出資に加え、その後も協議に応じた出資が発生	サービスの水準に即して、サービス料を支出

※ 1 リスク：本指針 7 ページ参照

## 4 VFM

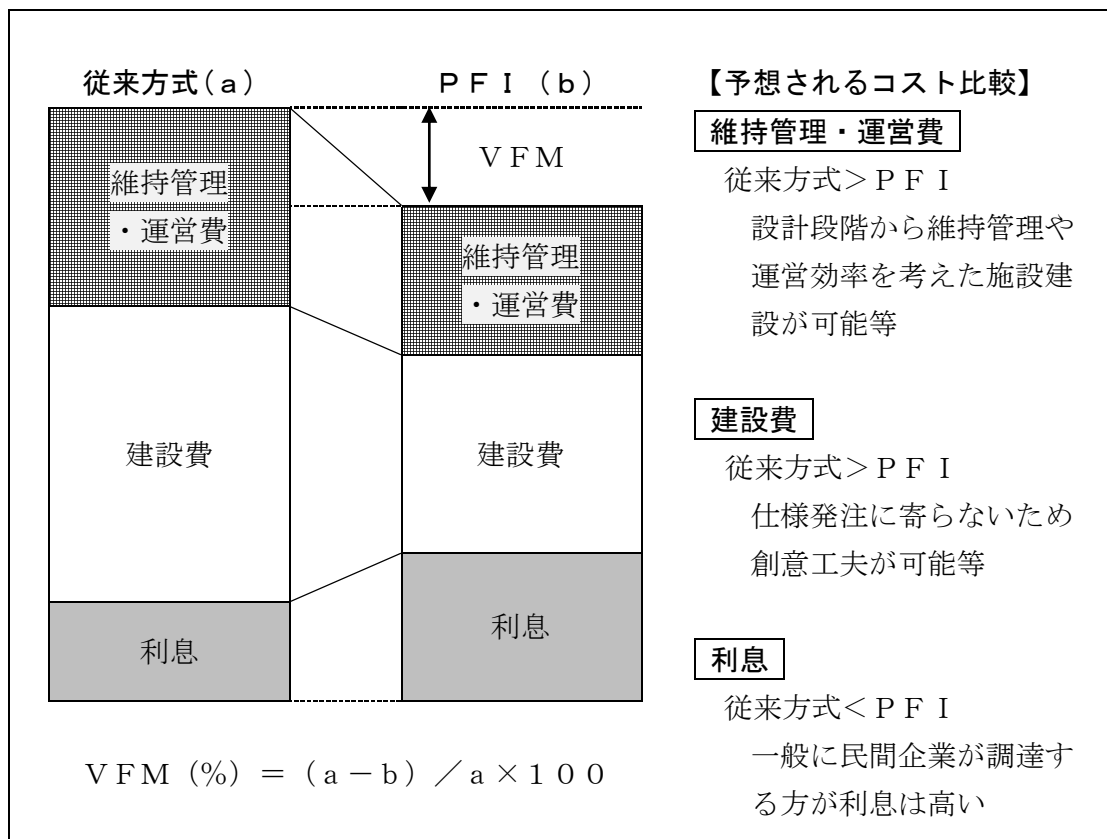
あくまでもPFIは公共事業の実施方法の一つであり、ある事業を従来方式で実施するかPFIで実施するかについては、どちらがより効率的かつ効果的かという視点で判断することになります。この判断基準となるのが、「VFM (Value For Money : バリューフォーマネー)」です。

VFMはPFIにおける最も重要な概念の一つであり、「支払い (Money) に対して、最も価値 (Value) の高いサービスを供給する。」という考え方です。PFI実施の可能性を検討する場合は、必ずVFMの有無を評価する必要があります。

この評価において、PFI方式が従来方式に比べ「同一のサービスを低コストで供給できる」又は「同一のコストでサービス水準が向上する」と期待できる場合に、初めてその事業をPFI方式で実施することになります。

なお、VFMの評価については、本指針の「Ⅲ 導入フロー編」の中で詳しく述べることにします。

### VFMの概念図 (同一サービス供給の場合)

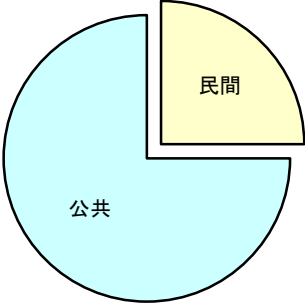
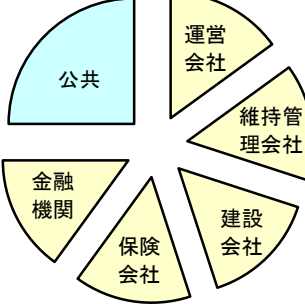
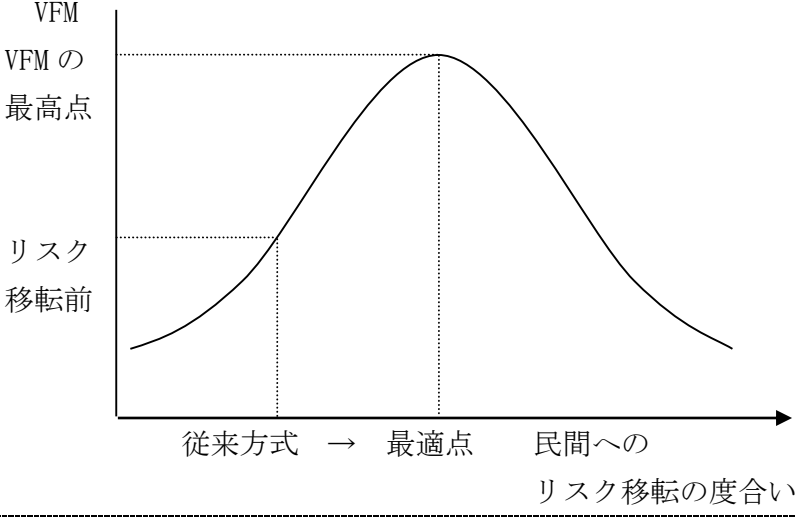
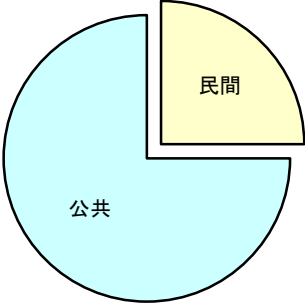
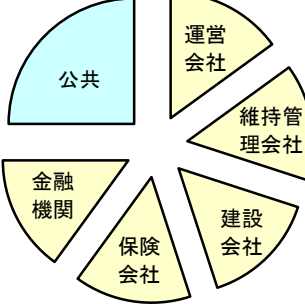
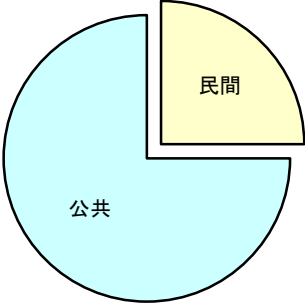
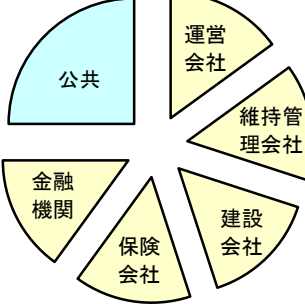


## 5 特徴

P F I は、「民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮」されるという基本理念に基づき実施されるため、従来の方式とは以下の点で大きく異なる特徴があります。

特 徴	内 容
<p><b>一括発注</b></p>	<p>設計、建設、維持管理、運営について公共が個別に行う、又は個別の業者とそれぞれ契約する形態である従来方式に比べ、民間事業者にこれらを一括して任せることで、維持管理や運営を見越した施設の設計・建設が行われるなど、民間の経営能力、技術的能力を活用することができます。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p><b>一括発注の効果</b></p> <p>設計段階から、維持管理会社や運営会社が参画することで、実際に維持管理、運営しやすい施設配置計画や資材の調達を行うことができ、効率的な業務を行うことができます。</p> </div>
<p><b>性能発注</b></p>	<p>従来方式においては、施設の構造や資材など詳細に定めた仕様書等を示す「仕様発注」が行われますが、P F I では、民間事業者の創意工夫を十分活かすため、具体的な仕様の特定については必要かつ最小限とし、公共が最終的に求めるサービスの内容や水準を示すにとどめる「性能発注」を行います。</p> <p>細かな仕様にとらわれないことで、民間事業者は求められた水準の中で、施設の構造や資材、維持管理や運営について自由な提案をすることができ、サービスの向上やコスト削減に向けた経営能力、技術的能力を活かせることとなります。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p><b>道の駅いぶすきの例</b></p> <p>施設の構造についての要求水準は、</p> <p>「① 施設の耐震性能は、常時、使用上の支障を起こす有害な変形・振動が生じない構造とし、大地震時に建物は崩壊せず、人命の安全確保が図れることとする。また、接合部は十分な強度を有するとともに、必要な剛性と粘りをもつこととする。</p> <p>② 施設の計画耐用年数は、22 年以上とすること。」</p> <p>の 2 点のみです。</p> </div>

特 徴	内 容
<b>長期契約</b>	<p>従来方式の場合、維持管理や運営に関する委託の多くは単年度契約ですが、P F I では 10 年～30 年といった長期の契約となります。民間事業者の収入が長期間安定することで、より低コストで事業を行うことが可能になります。</p> <p>ただし、20 年以上の契約になると調達資金の金利が上がるなどの側面があるため、最近では 20 年前後の契約が多く見られます。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>道の駅いぶすきの例</p> <p>契約期間は 15 年間。維持管理や運営を計画的に行えるため、人員体制や必要機材を合理的に配置でき、また営業経費や契約に伴う経費の削減が可能。</p> </div>
<b>業績連動 支払</b>	<p>P F I では、公共が必要とするサービス水準を維持できない場合、民間事業者への支払いを減額します。</p> <p>逆に、サービス水準を上回り、公共に経済的恩恵がある場合は支払いを増額するなど、業績に連動した支払いとすることが可能です。これにより民間事業者の経営努力を誘発し、予定を上回る V F M を確保することができます。</p> <p>そのためには、サービス水準を満たしているかどうかについて、公共が行うチェックである「モニタリング」が重要となります。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>道の駅いぶすきの例</p> <p>事業約款第 70 条（抄）</p> <p>「市は、事業者に対して前項に規定する（モニタリング後の）指導を行った後、市が提示する是正期間を経過しても当該指導の対象となった事項が各水準書及び各計画書の求める水準まで改善されない場合においては、是正の指導を繰り返すとともに、事業者に対して支払うサービス料を減額し、又はその支払を停止するものとする。」</p> </div>
<b>民間資金 活用</b>	<p>公共側に財政支出の平準化をもたらすほか、金融機関の事業審査や財務モニタリングなどにより、事業の継続性が高まります。</p>

特 徴	内 容				
<p>リスク分担</p>	<p>リスクとは、事業過程において発生する事故や天災、需要の変化、物価や金利の変動など、協定等の締結時点では正確に想定できない不確実性のある事由によって損失が発生する可能性のことです。</p> <p>従来方式では、様々なリスクの多くを公共が担っていますが、PFIでは「各々のリスクはそれを最も適切に管理できる者が負担する」ことが重要になります。公共と民間が適切にリスクを分担することで、事業全体のリスク管理能力を高め、損失の回避を図り、VFMを高めます。</p> <table border="1" data-bbox="456 573 1318 958"> <thead> <tr> <th data-bbox="456 573 884 622">従来方式のリスク分担</th> <th data-bbox="887 573 1318 622">PFI方式のリスク分担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="456 627 884 958">  </td> <td data-bbox="887 627 1318 958">  </td> </tr> </tbody> </table> <p>リスク分担で重要なことは、「より多くのリスクを民間に移転」することではなく「公民が適切に分担」することです。民間への過度のリスク移転は、民間事業者の保険料の増大などコスト増を招き、結果としてVFMを低下させることに注意が必要です。</p> <p>リスク分担の具体例については、本指針 55 ページに道の駅いぶすきの例を掲載しています。</p> <div data-bbox="456 1245 1318 1823" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【適切なリスク分担とVFMの関係の概念図】</b></p>  </div>	従来方式のリスク分担	PFI方式のリスク分担		
従来方式のリスク分担	PFI方式のリスク分担				
					

## 6 効果と課題

P F I の着実な実施により次のような効果がもたらされると期待されています。

### 効果

低廉かつ良質な公共サービスの提供	民間事業者の経営上のノウハウの蓄積及び技術的能力の向上を背景に、一括発注、性能発注、適切なリスク分担等により、事業コストの削減や質の高い社会資本の整備及び公共サービスの提供が可能となります。
事業費の削減	一括発注、性能発注、長期契約等により事業費の削減が期待されます。また、適切なリスク分担等により V F M の最大化を図ることができます。
財政支出の平準化	建設費、維持管理・運営費を含めた支払いを、契約期間に渡り民間事業者へ支払うことから、単年度での大きな支出が発生せず、支出の平準化が期待されます。 しかし、逆に恒常的な後年度負担となり、財政を硬直化させる可能性について注意が必要です。
官民パートナーシップの形成	民間事業者の自主性、創意工夫を尊重しつつ、公共施設等の整備等に関する事業をできる限り民間事業者にゆだねて実施するものであり、このことによって、財政資金の効率的利用が図られ、また、官民の適切な役割分担に基づく新たな官民パートナーシップが形成されていくものと期待されます。
民間の事業機会の創出と経済の活性化	公的部門が行ってきた公共施設等の整備等の事業を民間事業者にゆだねることから、民間に対して新たな事業機会をもたらす効果があることに加えて、他の収益事業と組み合わせることで実施することによっても、新たな事業機会を生み出すこととなります。 また、P F I 事業のための資金調達方法として、プロジェクト・ファイナンス等新たな手法を取り入れることにより、金融環境が整備されるとともに、新しいファイナンス・マーケットの創設につながることを予想されます。これらの結果、新規産業を創出し、経済構造改革を推進する効果が期待されます。

また、P F I 事業に関し、次のような課題があるといわれています。

#### 課題

P F I 導入実績の不足	<p>P F I を導入するに当たっては、V F M の評価方法や官民のリスク分担、事業者選定に係る審査、契約内容など専門的知識や新しい発想が求められている一方、全国的に導入事例はまだ少ない状態です。</p> <p>実施する過程において、参考にすべきものとして国が示したいくつかのガイドラインがありますが、具体的な情報やノウハウの蓄積は、十分なされていないのが現状で、事業手法としては、まだまだ未知数の部分があります。</p>
P F I に対する認識の醸成	<p>P F I は、事業を実施する一つの手法に過ぎません。過去に導入実績のある事業であっても、個々の環境やその時の条件等によって導入できない場合もあり、全ての公共事業に対して、決して万能というわけではありません。</p> <p>また、当然のことながら、まず実施すべき公共事業があり、その手法の選択肢の一つとして P F I があるべきで、P F I を導入できないなら事業を行わないということなら、その事業自体の必要性が問われることとなります。</p>
事務の煩雑さ	<p>P F I は、公平・公正・透明性を確保するため、公共側・民間側ともに、手続きやそれに係る事務が煩雑です。</p> <p>従来方式と比べると、契約に至るまで多くの手続きが必要とされ、発案から事業実施までかなり時間がかかります。</p> <p>また、専門的知識が必要なため、外部アドバイザーにかかる支出やサービス水準監視の費用が増えることとなります。</p>

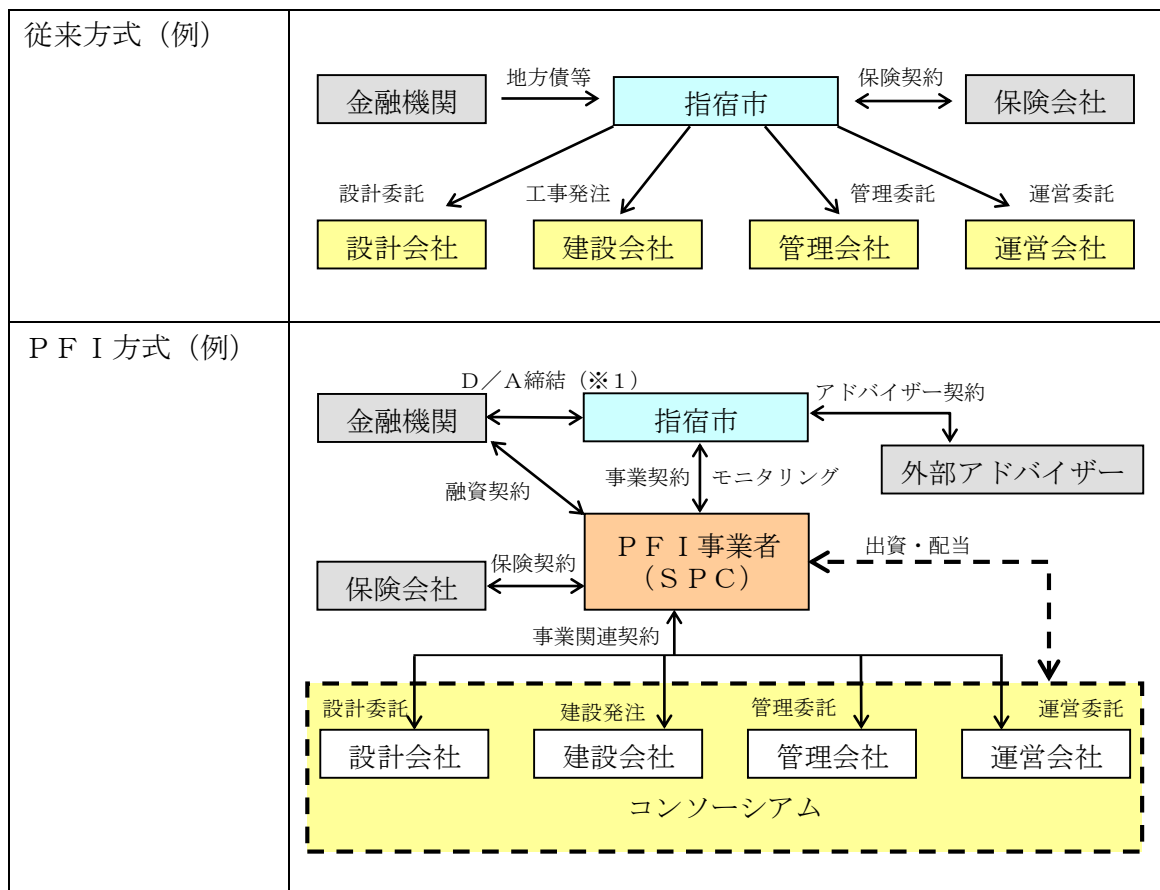
## 7 事業スキーム

P F I の仕組みについては、事業・施設の性格等に応じて様々な形態が想定されますが、一般的には事業の実施を決め実施方針等を定める「公共部門＝市」、実際に P F I 事業を実施する「P F I 事業を行う民間事業者（以下「P F I 事業者」という。）」、事業に融資を行う「金融機関」、リスクをカバーする「保険会社」等が参加する下図のような仕組みとなります。

P F I の事業は設計、建設、維持管理、運営等を含むため、異業種企業などが共同企業体（Consortium：コンソーシアム）を組むことがあります。

また、民間事業者は、P F I 基本方針で求められている「独立主義」を法人格的に担保する観点から、コンソーシアムに参画する企業が出資して、P F I 事業を実施するための「S P C（Special Purpose Company：スペシャル パーパス カンパニー＝特別目的会社）」を設立するのが通例となっており、実際の事業推進に当たっては、S P C とコンソーシアム各企業との事業関連契約により実施されます。

### 従来方式との比較






※1 D/A締結：本指針 64 ページ参照



## 8 事業形態

公共、PFI事業者、利用者の3者の関係と資金の流れから、大きく次のように分けられます。実際に事業を進めるに当たっては、施設の性格や法制度、状況に合わせ、適した事業形態を構築する必要があります。

<p>サービス購入型</p>	<p>PFI事業者が自ら資金を調達し、維持管理・運営を行い、サービスを提供します。</p> <p>事業コストは、公共がサービス提供の対価として支払うサービス購入費によって回収します。</p>  <pre> graph LR     Public[公共] -- 料金支払い --&gt; PFI[PFI事業者]     PFI -- サービス提供 --&gt; Users[利用者]             </pre>
<p>ジョイントベンチャー（JV）型</p>	<p>PFI事業者が補助金、政府融資等公的支援を受けながら利用者から料金を徴収して運営する方式等。</p> <p>この場合、公共の負担は料金収入では賄えない社会便益の部分を主に担うことになります。</p>  <pre> graph LR     Public[公共] -- 補助金等 --&gt; PFI[PFI事業者]     PFI -- サービス提供 --&gt; Users[利用者]     Users -- 料金支払い --&gt; PFI             </pre>
<p>独立採算型</p>	<p>PFI事業者が自ら資金を調達し、維持管理・運営を行い、サービスを提供します。</p> <p>公共の関与は事業計画策定や許認可に限り、事業コストは利用者からの料金徴収によって回収します。</p>  <pre> graph LR     Public[公共] -- 事業許可 --&gt; PFI[PFI事業者]     PFI -- サービス提供 --&gt; Users[利用者]     Users -- 料金支払い --&gt; PFI             </pre>
<p>ミックス型</p>	<p>上記を組み合わせて、スキームを構築することも可能です。</p> <p>道の駅いぶすきでは、特産品販売業務などにサービス購入型を、自主運營業務に独立採算型を組み合わせたミックス型となっています。</p>

## 9 事業方式

設計、建設、維持管理・運営の各過程における施設の所有権移転の時期などによって、主に次の方式に分類されます。

<b>B T O</b>	Build Transfer Operate : 建設－移転－運営 P F I 事業者が資金を調達し、施設を建設し、完成直後に公共に施設所有権を移転し、維持管理・運営する。
<b>B O T</b>	Build Operate Transfer : 建設－運営－移転 P F I 事業者が資金を調達し、施設を建設し、維持管理・運営し、事業終了後に公共に施設所有権を移転する。
<b>B O O</b>	Build Own Operate : 建設－所有－運営 P F I 事業者が資金を調達し、施設を建設し、公共へ施設所有権を移転せず民間所有のまま維持管理・運営し、終了後は民間がそのまま所有するか解体・撤去する方式
<b>R O ・ R O T</b>	Rehabilitate Operate : 補修－運営 P F I 事業者が資金調達して既存施設を改修・補修し、維持管理・運営する。なお、契約期間中、P F I 事業者が付帯的民間施設等と合わせて当該施設を一体的に所有し、終了後に有償又は無償で公共に所有権を移転する場合はR O Tとなります。
<b>D B O</b>	Design Built Operate : 設計－建設－運営 公共が資金を調達し、P F I 事業者が公共所有のまま施設を設計し、建設し、維持管理・運営する。

一般的にB O T方式の方がP F I 事業者のノウハウや創意工夫を発揮しやすく、維持管理・運営の効率化が図られやすいとされていますが、一方で、B T O方式の方が補助金適用や税制支援の面で有利な場合があります。

ただし、現在、国でも補助金適用や税制支援についてB O T方式への適用拡大を含め、検討が続いています。今後も、P F I 事業に対する補助金適用の範囲や税制支援については十分留意する必要があります。

B T O方式とB O T方式には、所有権移転の時期の違いにより次のような特性があります。

なお、B O T方式において、事業途中の所有が民間であったとしても、その施設は本来地方公共団体自らが整備すべき施設であることから、設置主体はあくまで市となります。

## BTOとBOTの比較

		BTO	BOT
総体的特性		本体施設と一体となる民間収益施設を設置しにくいなど、PFI事業者のノウハウや創意工夫を発揮する余地が少ない	設計・建設から維持管理・運営まで一体性があり、施設の改修などの自由度が高く、PFI事業者のノウハウや創意工夫を発揮しやすい。
施設所有リスク		施設所有リスクは公共にあり、所有者と管理者が別々であることからリスク分担が曖昧になる可能性がある。	施設をPFI事業者が所有することから、施設所有リスクをPFI事業者に負担させることができる。
大規模修繕		公共所有では、大規模修繕をPFI事業の範囲としにくい。	大規模修繕をPFI事業者の負担とすることで、工夫や裁量の余地が広がる。
国庫補助（※1）		従前の国庫補助の適用を受けやすい。	事業期間中は、民間所有施設となるので、国庫補助の適用を受けにくい。
税制面 （※1）	法人税	課税	課税
	事業所税	課税	課税
	固定資産税	非課税	課税（※3）
	都市計画税	非課税	課税（※3）
	不動産取得税	非課税（※2）	課税（※3）
	登録免許税 （不動産登記）	非課税	課税
	登録免許税 （商業登記）	課税	課税

※1 事業を検討する際には、所管省庁に補助金適用の有無とその要件の確認が必要。

また、国庫補助、税制支援措置ともに、今後も国の動向に十分注意が必要。

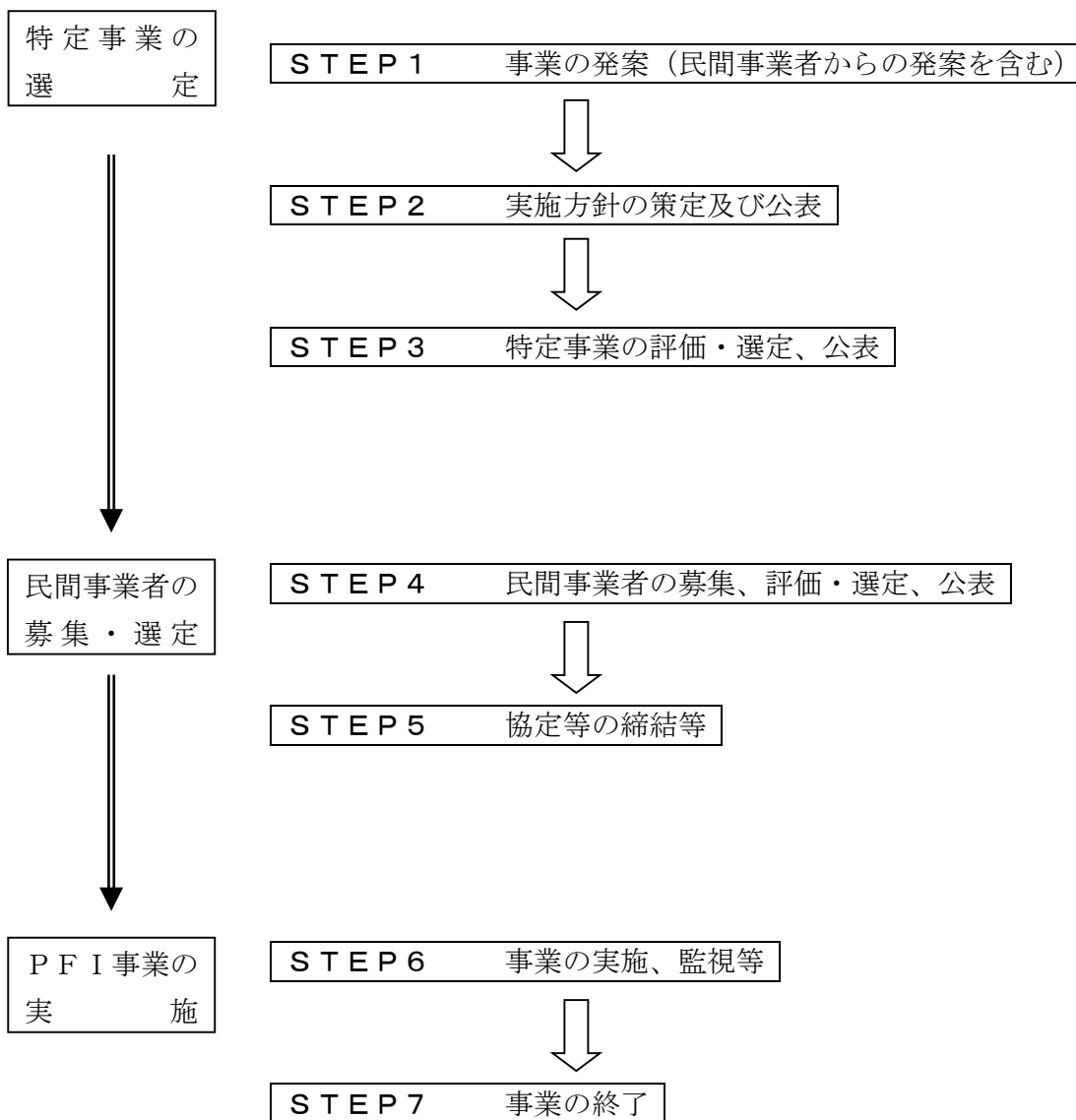
※2 建物の原始取得者が、PFI事業者から建物の建設を請け負った建設業者ではなく、PFI事業者自身であると認定される場合。

※3 公共荷さばき施設と一般廃棄物処理施設については、特例措置あり。

## 10 導入プロセス

PFI事業は、「特定事業の選定」、「民間事業者の募集・選定」、「PFI事業の実施」の3段階に分けられ、さらに7つのステップにより細分し実施することとされています。

なお、各ステップについては、「Ⅲ 導入フロー編」で詳しく述べることにしますが、PFI導入に当たっては、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」を参照してください。



## 1 1 その他の留意点

P F I 事業を実施するに当たっては、次の点に留意してください。

### (1) 指定管理者制度

平成 15 年 6 月 13 日「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、同年 9 月 2 日に施行されました。

この改正の一つの目的は、地方自治体が所有する「公の施設」について、従前の「管理委託制度」にかえて「指定管理者制度」を導入することにあります。

管理委託制度では、自治体の出資団体（財団や第三セクター）にしか施設の管理運営を委託することはできませんでしたが、指定管理者制度では、100%民間資本の株式会社や NPO 法人に対しても、管理委託することが可能となりました。

指定管理者として選定された事業者は、管理を幅広く代行でき、管理委託制度にはなかった施設の利用許可権限を持ち、市長が認めることで、利用料金を定め、それを自らの収入とすることも可能です。

指定管理者の指定や利用料金制度の導入は、民間事業者の事業参入や事業継続のインセンティブにつながり、また、公共施設の主体的で柔軟な管理運営が可能となることで、行政コストの削減や公共サービスの向上が期待されます。

なお、P F I 事業者を指定管理者として指定する際には、次の点に注意する必要があります。

- ・ P F I 法上の契約と指定管理者制度とは、基本的には別個の制度であり、一方の手続きが「自動的」に他方の手続きを兼ねるということはありません。
- ・ P F I 事業者を指定管理者とするためには、次の件について条例の制定が必要です。
  - ① 指定の手續（申請方法、選定基準、事業計画の提出 など）
  - ② 管理の基準（休館日、開館時間、使用制限の要件 など）
  - ③ 業務の具体的範囲（施設・設備の維持管理、個別の使用許可 など）
  - ④ 利用料金制度を導入する際には、利用料金を指定管理者に収受させること及び収受させる利用料金の範囲又は算定方法等
- ・ P F I の契約に係る議会において、指定管理者の指定の議決を行うことは可能です。
- ・ P F I 事業の円滑な実施に配慮し、P F I の事業スケジュールと指定管理者制度における条例の制定のタイミングなどとの整合性を保ちながら手続きを進める必要があります。
- ・ 指定管理者制度については、本市の「指定管理者制度導入に係る指針」に照らし合わせながら、手続きに漏れがないよう対応してください。

## (2) 公物管理

道路法、河川法など個別の公物管理に関わる法律の多くは、行政部門が公共サービスを直接供給することが前提となっており、民間部門へ委託可能な業務範囲について「公権力の行使を除く」など制度面での制約があります。

P F I 事業者を指定管理者に指定したとしても、すべての公の施設について民間企業が包括的に管理できるわけではありませんが、清掃やメンテナンス等の複数の業務を P F I 事業として P F I 事業者に行わせることは可能です。ただし、この場合は利用料金制度をとることはできません。

P F I 事業者又は指定管理者へ委託できる業務の範囲については、各省庁で判断が異なる場所であり、この管理委託の業務範囲については、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する関係省庁連絡会議」においてとりまとめられたものを、内閣府民間資金等活用事業推進室が「公共施設等の整備等において民間事業者の行い得る業務範囲について」として、平成16年6月に示していますので、参考にしてください。

## (3) 行政財産の民間事業者への貸付け

地方自治法第238条の4及び同法施行例第169条で、「資本金、基本金のうち1/2以上を出資している法人又は公共的団体で法人格を有するもののうち当該地方公共団体が行う事務と密接な関係を有する事業を行うもの等」に限定されている行政財産の貸付けが、P F I 法第11条の2の規定により、次のとおり P F I 事業者（及び第三者）へ貸し付けることができることとなっています。

しかし、P F I 法第11条の2の適用があったとしても、適正な対価なくして行政財産を貸し付ける場合には、地方自治法第237条第2項の規定に基づき議会の議決が必要となります。P F I 事業であれば行政財産を自由に貸付けできるのではないことに注意してください。

- ・ P F I により公共施設に民間収益施設を併設する等の合築建物に係る行政財産である土地を、P F I 事業者から民間施設部分を譲渡された第三者にも貸付け可能（再譲渡の場合も同様）。
- ・ 特定施設（※1）の設置事業で P F I 事業の実施に資するものについては、行政財産を、P F I 事業者及び P F I 事業者から特定施設の譲渡等を受けた第三者に貸付け可能（再譲渡の場合も同様）。

※1 特定施設：公共施設等のうち熱供給施設、新エネルギー施設等やこれらに準ずる施設として政令で定めるもの

## (4) P F I 事業に関する地方財政措置

P F I については、「地方公共団体を実施する事業に係る地方財政措置について（平成12年3月29日付け自治画第67号（平成17年10月3日一部改正）自治事務次官通

知)」及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について（平成12年3月29日付け自治調第25号自治省財政局長通知）」により、以下の措置等が講じられます。

事業を検討する際は、関係機関と協議し、これら地方財政措置適用の有無を確認してください。

- ・ 国庫補助負担金が支出されるPFI事業

- ア 基本的な考え方

- 国庫補助負担金の内容に応じて、直営事業の場合と同等の地方債措置又は地方交付税措置を講じられます。

- イ 具体的な内容

- ① 地方公共団体がPFI事業者に対し施設整備時に整備費相当分の全部又は一部を支出する場合

- 直営事業の場合と同種の地方債をその財源とすることができることとし、直営事業の場合に当該地方債の元利償還金に対して交付税措置を講じている場合には、同様の交付税措置が行なわれます。

- ② 地方公共団体がPFI事業者に対し、後年度に整備費相当分の全部又は一部を割賦払い、委託料等の形で分割して支出する場合

- 地方公共団体が負担する整備費相当分（金利相当額を含む。）について、直営事業の場合の地方債の充当率、交付税措置率を勘案して財政措置の内容が同等になるように、均等に分割して一定期間交付税措置を行なわれます。

なお、国庫補助負担金については、同種の事業であっても各所管省庁によってBOTとBOTで適用・不適用の取り扱いに違いがあることや、PFI事業そのものに不適用となっているものがあり、注意が必要です。

また、PFI事業又はBOT方式へは現在不適用の事業でも、PFI推進のために、従来方式とPFI方式のイコールフットィング（格差是正）に関する議論の今後の展開によっては、適用となる可能性もあるため、事業を検討する際は、早期に関係機関へ確認してください。

- ・ 地方単独事業として実施されるPFI事業

- ア 基本的な考え方

- 直営事業の場合に施設の種別に応じた財政措置の仕組みがある施設については当該措置内容に準じて、そのような財政措置の仕組みがない施設については一定の範囲で地方交付税措置を講じる。

- なお、ふるさとづくり事業に対する地域総合整備事業債の充当等、一定の政策目的に基づき地方公共団体の自主的、主体的な判断の下に行われる各種事業に対し講じられている財政措置は、「施設の種別に応じた財政措置」には当たらないことに

留意すること。

#### イ 具体的な内容

- ① 施設の種別に応じた財政措置の仕組みがある施設（複合的な機能を有する施設については、当該部分を分別できる場合における当該部分）の場合

地方公共団体がPFI事業者に対し、施設整備時に整備費相当分を支出するか又は後年度に整備費相当分を割賦払い、委託料等の形で分割して支出するかを問わず、何らかの形で整備費相当分の全部又は一部を負担する場合、当該負担額の合計額（金利相当額を含む。）に対し、直営事業の地方債の充当率、交付税措置率を勘案して財政措置の内容が同等になるように、均等に分割して一定期間交付税措置が行なわれます。

- ② 施設の種別に応じた財政措置の仕組みがない施設の場合

下記の要件を満たす施設について、地方公共団体がPFI事業者に対し、施設整備時に整備費相当分を支出するか又は後年度に整備費相当分を割賦払い、委託料等の形で分割して支出するかを問わず、何らかの形で整備費相当分の全部又は一部を負担する場合、当該負担額の合計額（用地取得費を含まず、金利相当額を含む。）の20%に対し均等に分割して一定期間交付税措置が行なわれます。

#### （施設の要件）

通常地方公共団体が整備を行っている公共性の高い施設であり、かつ非収益的な施設（無料又は低廉な料金で住民の用に供され、施設整備費の全部又は一部を料金ではなく地方公共団体の財源で負担することが通例である施設）であること。なお、庁舎等公用施設は対象としない。

このほか、資金手当のための地方債、PFI事業者に貸与するための土地取得に要する経費、地方公営企業におけるPFI事業に対する措置等があります。

ただし、これらの地方財政措置は、PFI法に基づいて地方公共団体が実施方針を定めて実施するPFI事業に係る措置であり、PFI法に基づく手順を省いて行われる、いわゆる「PFI的手法」の事業については適用されないので、注意が必要です。

#### (5) その他の支援制度

- ・ PFI事業に対する前払保証と保証事業者の金融保証

PFI事業者が発注する建設工事（以下「PFI工事」という。）を建設業者が請け負うにあたっては、他の建設工事同様、多額の初期資金が必要となりますが、通常、PFI事業者の工事代金の前払いは行われていないことから、PFI工事を受注した建設業者は多額の資金を自力で調達して立て替えなければならず、特に中小の建設業者にとっては大きな負担となっていました。

しかし、イコールフットINGの観点から、中小建設企業が参画しやすいように



P F I 事業の建設工事に対する前払保証を認めるとともに、保証事業会社からの金融保証も受けられるようになりました。

「P F I 方式による建設工事を請け負う建設業者の資金調達の円滑化について（抄）」

（平成 16 年 7 月 7 日国土交通省総合政策局建設業課通知）

具体的な措置の内容

(1) P F I 工事を「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に規定する公共工事に指定し（国土交通大臣告示）、保証事業会社の業務の対象に追加。

(2) 東日本建設業保証株式会社、西日本建設業保証株式会社、北海道建設業信用保証株式会社からの申請に基づき、これら保証事業会社が P F I 工事を請け負う建設業者に対して金融保証事業を行う場合の業務内容を国土交通大臣が承認。

① 対象者

P F I 法第 2 条第 5 項に規定する選定事業者の発注する工事及び測量を受注した者

② 保証の範囲

工事の完成に要する資金で、工事代金額の範囲内（前払金が支払われた場合には、その額を差引いた金額の範囲内）

③ 保証料率

日歩 3 厘（年率 1.095%）以内

- ・ 無利子融資  
株式会社日本政策投資銀行、民間都市開発推進機構、港湾整備特別会計等からの無利子融資
- ・ 財政投融资  
株式会社日本政策投資銀行を通じた低利融資制度 等

## II 基本指針編

### 1 導入の基本方針

P F I は、平成 11 年に法律が制定された新しい事業手法です。

公共施設等の整備、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、従来手法に比べより効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる手法として、国や他の自治体でも意欲的な取り組みがなされています。

本市においても「第一次指宿市総合振興計画」の中で、「P F I 事業等の計画的な導入に努める」としていることから、今後、新たな公共施設等の整備、運営等における事業手法の選定に当たっては、本指針に基づき P F I の導入に十分な検討を加え、P F I による事業実施を積極的に取り入れることとします。

#### 導入検討の基準

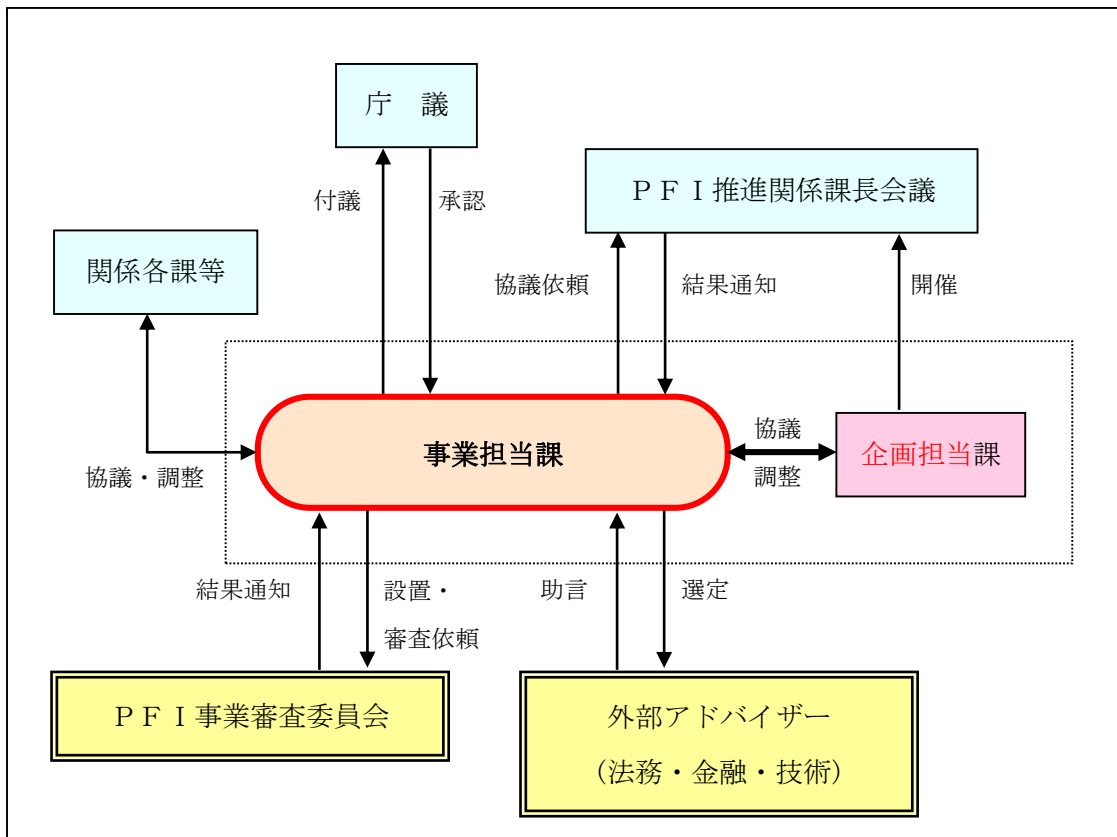
必要性、緊急性が高い又は基本構想等が具体化した事業であること	P F I 導入検討は、あくまでも手法の検討にすぎません。まず、その事業について、公共事業として実施すべき必要性や緊急性、基本構想等の具体化といった優先度の確認が不可欠です。
制度上の制約がないこと	民間事業者が公共施設の整備、運営等の業務を行うことについて、法制度等の規制や制約がないこと。
民間のノウハウや創意工夫を発揮しやすい事業であること	一括発注、性能発注が可能で、設計から事業終了までの各過程において、民間のノウハウや創意工夫を活用できる可能性が大きいこと。
民間が参入しやすい事業であること	すでに民間に同種・類似の業務がある、安定的な需要が見込まれる等、民間事業者が参入しやすい事業であること。
供用開始まで時間的余裕があること	P F I 法に則った事業手順又は民間事業者の創意工夫を発揮させるための準備に必要な時間的余裕があること。

## 2 推進体制

P F I は、公共施設等の整備・運営を効率的、効果的に実施するための一つの事業手法であることから、事業担当課が主体的に導入の検討開始から事業終了までの一連の諸手続きを行うものとします。

しかし、導入可能性の検討過程や諸手続きの過程において、建築などの技術面や、財産管理、契約、財政、法制などの制度面の専門的知識を要する側面があるため、本市では次のような推進体制により、P F I 導入の推進や事業担当課における円滑な事業導入の支援を図ることとします。

【推進体制図】



### 3 各主体の役割

推進体制における各主体の構成や役割等は次のとおりです。

#### ・ 事業担当課

事業の発案から事業の終了までを主体的に実施します。企画担当課やPFI推進関係課長会議その他外部アドバイザー、PFI事業審査委員会と連携し、協力を得ながら、PFI導入検討及び具体的な事業実施を行います。

また、自ら発案するだけでなく、民間事業者からのPFI事業の発案を受け付けるとともに、その内容の検討し、PFI事業審査委員会に適否を諮ります。

(主な役割)

外部アドバイザーの選定、契約

PFI事業審査委員会の設置、運営

関係各課等との協議・調整、関係省庁や県との協議・調整

民間発案の受付及び具体的検討

モニタリング

事業の評価、事業評価報告書の作成・提出

#### ・ 関係各課等

事業担当課に対する事業推進のための必要な協力等を行います。

(想定される関係課等及び協議・調整の内容)

企画担当課 総合振興計画等との調整、実施方針等の公表

総務担当課 法令、条例、規則等との整合確認

人事担当課 導入に伴う職員配置、組織改編

財政担当課 予算、財政計画との調整

市有財産の貸付、譲渡、入札、契約に関する手続き等

行政改革担当課 指定管理者制度に関すること

#### ・ 企画担当課

PFIに関するノウハウ、情報の蓄積、共通課題の検討をし、事業担当課と協議・調整、連携によりPFI事業を推進します。また、民間事業者からの発案に関し、事業が複数部局の所管に渡る場合には、調整を行います。

(主な役割)

指宿市PFI導入指針の改定等

PFI導入検討の依頼

P F I 共通課題に係る関係課との協議・調整  
P F I 推進関係課長会議の事務局、運営  
事業担当課への助言、支援等

・ **P F I 推進関係課長会議**

関係課長で構成し、事業担当課又は事務局の依頼等により開催し、P F I 事業に係る全般的事項について市の方針を明確にするための検討を行います。また、事業担当課の検討内容を勘案し、民間発案に係るP F I 導入の適否について決定します。

事務局は企画担当課

(主な役割)

個々の事業に係るP F I 導入の適否の検討など

(想定される関係課長)

企画担当課長、総務担当課長、人事担当課長、財政担当課長、行政改革担当課長  
その他事業ごとに企画担当課長が必要と判断した課等の長又は職員

・ **庁議**

P F I 推進に係る全般的事項について、市としての最終的な意思確認を行います。

(主な役割)

個々の事業に係るP F I 導入の適否の方針決定など

・ **P F I 事業審査委員会 (以下「審査委員会」という。)**

P F I 事業の実施方針の検討から民間事業者選定までの各過程における客観性、公平性、透明性を確保することを目的に、個々の事業ごとに設置要綱を策定の上、設置します。事務局は事業担当課が担当します。

委員会は、市長が任命する外部の法務、金融、建築等の専門家、学識経験者等及び市職員からなる適正な審査が行える人数の委員で構成されますが、公平性、透明性を確保する観点から、外部委員の数が過半数を占めるものとし、委員長はP F I 手法に精通した学識経験者を、副委員長には委員長が指名する学識経験者の委員をもって充てるものとし、

また、地方自治上施行令及び地方自治法施行規則の規定では、「総合評価一般競争入札(本指針 51 ページ参照)を行うため、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ学識経験者2名以上の意見聴取が必要」とされています。本市では本委員会の委員がこれを兼ねるため、学識経験者の委員は2名以上とします。

なお、各プロセスにおける様々な決定は、委員会の意見を聴取して市が最終的に  
行い、その決定内容についての責任を負います。

(主な役割)

実施方針の検討

特定事業の選定に係る検討

民間事業者の募集に係る各書類の検討

民間事業者の評価、選定に係る検討

地方自治法施行令 第167条の10の2第4項

4 普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

地方自治法施行規則 第12条の4

第十二条の四 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第百六十七条の十の二第四項の規定により学識経験を有する者の意見を聴くときは、二人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

## ・ 外部アドバイザー

事業担当課は、P F I 導入可能性調査及びP F I 事業の実施方針から事業契約までを円滑に進めるため、外部のコンサルタント等とアドバイザー契約を締結し、必要な助言等を得ながら事業を推進します。

P F I 事業を実施する場合、事業全般に関して財務・金融、法務、技術等の専門知識やノウハウが必要とされ、職員が有する従来の知識のみでは十分でない点が出てきます。また、その事業について民間事業者の参入や事業遂行のインセンティブを高める工夫も必要であり、この点からも外部の専門的な知識やノウハウを有するアドバイザーを活用することは有効といえます。

そのため、実績のあるコンサルタント等を絞った上での指名競争入札や、企画書の提出を求めるプロポーザル方式による随意契約などにより、適切に選定することが必要です。

外部アドバイザーに求める業務は、財務・金融、法務、技術等の各分野に及び、それぞれ相互に関連しあいます。それら各業務間の連携・調整を行う総括アドバイザーに一括して委託することも可能ですが、総括アドバイザーの所在地によってはコストが割高になる可能性があります。

道の駅いぶすきの場合は、財務・金融、技術は県外のコンサルタントに委託しましたが、法務については市の顧問弁護士を活用することで、委託料に含まれる旅費等を抑え、アドバイザーにかかるコストを下げることができました。

なお、アドバイザー契約を行った外部アドバイザーの関係企業等が当該事業に応募又は参画することや、応募又は参画しようとする民間事業者のコンサルタント等になることは、利益相反等の観点から適当でないことから、発注に当たってはその旨の条件提示が必要になります。

(主な役割)

P F I 導入可能性調査の実施

事業スキームの精査

実施方針策定の支援

特定事業選定の支援

入札説明書〔募集要項〕作成の支援

要求水準書作成の支援

契約書案〔条件規定書〕作成の支援

落札者決定基準〔優先交渉権者選定基準〕作成の支援

実施方針、入札説明書等に係る民間事業者からの質問回答書作成の支援

事業予定者との契約交渉の支援

モニタリング方法の構築支援

※ [ ] 内は公募型プロポーザル方式（本指針 51 ページ参照）の場合（以下同じ。）

### Ⅲ 導入フロー編

#### 1 実施手順

本指針 14 ページにおいて実施プロセスを示しましたが、導入フロー編では、本市におけるそれぞれのプロセスの具体的な事務手続きや留意事項を示しています。

#### P F I 導入の手順

	ステップ	作業工程	掲載 ページ	道の駅 いぶすきの例
特定事業の選定	STEP 1 事業の発案	導入検討事業の抽出	27	
		導入可能性調査の実施	29	H13. 1
		導入方針決定	29	H13. 7
	STEP 2 実施方針の策定 及び公表	外部アドバイザーの選定	30	H14. 5
		審査委員会の設置	31	H15. 4
		実施方針の策定・公表	32	H15. 1
		説明会の実施、質問受付・回答、意見招請	34	H15. 2
	STEP 3 特定事業の評価・ 選定、公表	特定事業の評価・選定、公表	36	H15. 3
		債務負担行為の設定と議決	47	H15. 3
民間事業者の募集・選定	STEP 4 民間事業者の募集、 評価・選定、公表	入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、契約書案の作成	48	H15. 4
		入札公告、説明会の実施、質問受付・回答	58	H15. 5
		入札、評価、選定	59	H15. 7
		落札者の決定・公表	61	H15. 9
	STEP 5 協定等の締結等	基本協定の締結	62	H15. 9
		事業契約内容の調整	62	
		事業契約の締結 (仮契約・議決→本契約)	63	H15. 11
P F I 事業の実施	STEP 6 事業の実施、監視等	事業の実施	66	H15. 11
		事業の監視	66	
	STEP 7 事業の終了	事業の終了手続き	68	
		事後評価	68	
		事業継続の検討	68	



## 2 STEP 1 事業の発案

### (1) 導入検討事業の抽出

#### ① 導入検討事業の抽出

##### ア 庁内における抽出

事業担当課において、公共施設等の整備等（新設、建替え、大規模改修など）を実施しようとする場合は、本指針「Ⅱ 基本指針編 1 導入の基本方針」（20ページ参照）で示した導入検討の基準に基づき、【別紙1】「PFI導入検討シート」（本指針69～72ページ参照）により、導入の可能性を検討します。

また、企画担当課は、導入候補となりうる事業について、事業担当課へ検討を依頼します。

##### イ 民間事業者からの発案

PFI事業は、民間事業者からの発案が想定されており、国の基本方針において、PFI事業推進のため民間事業者からの発案に関する留意事項が定められています。

#### 【基本方針（抄）】

##### 4 民間事業者の発案に対する措置

国等は、PFI事業の促進にとって有益な民間事業者からの活発な発案を促すため、民間事業者からの発案に関し、次の点に留意して対応するものとする。

- (1) 公共施設等の管理者等は、民間事業者の発案に係る受付、評価、通知、公表等を行う体制を整える等、適切な対応をとるために必要な措置を積極的に講ずること。
- (2) 民間事業者からの発案に対してこれを実施に移すことが適当であると認めるときは、実施方針の策定等について、公共施設等の管理者等が発案したPFI事業の場合と同じ手続を行うこととすること。
- (3) 民間事業者の発案による事業案について相当の期間内に実施方針の策定までに至らなかった場合には、その判断の結果及び理由を発案者に速やかに通知すること。さらに、これらの事業案の概要、公共施設等の管理者等の判断の結果及び理由の概要につき、当該事業者の権利その他正当な利益及び公共施設等の整備等の実施に対する影響に留意の上、適切な時期に適宜公表すること。

本市においても、民間事業者からの発案があった場合、次のとおり取り扱い、対応します。

項 目	内 容
受 付	各事業担当課で受け付けます。事業が複数部局の所管に渡る場合には、企画担当課で調整を行います。 受付は、事業計画として検討できる具体的な発案を対象として、単に思いつき程度のものは対象としないこととします。
受付時の確認事項	【別紙2】「民間発案受付シート」（本指針73～75ページ）により、次の項目等について確認します。ただし、全ての事項に記載がないと受け付けないということではありません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業名</li> <li>・発案者の住所、氏名（法人名）、所属名、担当者名、連絡先電話番号</li> <li>・発案の主旨・具体的な内容</li> <li>・事業の仕組み、構成</li> <li>・資金調達方法、採算分析</li> <li>・リスク分担</li> <li>・P F Iにより達成される効果</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul>
事業担当課の検討	その事業自体の事業計画との整合性や必要性、緊急性等について検討し、実施が妥当と判断した場合、次にP F I導入の検討を行います。
検 討 後 の 対 応	P F I事業として実施が適当と認められる場合は、事業担当課が、自ら発案した場合と同様の手続きを進めます。 認められないと決定した場合は、その判断結果及び理由を発案者に速やかに通知します。 さらに、この発案内容の概要、判断結果及び理由の概要を発案者の権利その他正当な利益及び公共施設等の整備等の実施に対する影響を留意の上、適切な時期に公表します。

## ② 導入検討方針の決定

導入検討候補事業が抽出された場合、事業担当課はP F I推進関係課長会議に検討結果を説明し、導入可能性調査への移行の適否について協議を依頼します。

P F I推進関係課長会議における協議の結果、導入可能性調査への移行が適当と判断された事業については、庁議へ諮り、最終判断を経て方針を決定します。

## ③ 導入検討に係る予算措置・人的措置

導入検討方針を決定した事業については、導入可能性調査に必要なアドバイザー

一委託料等の経費を予算化するとともに、必要に応じて事業担当課における専属スタッフの増員等の措置を講じます。

## (2) 導入可能性調査の実施

P F I 導入可能性調査は P F I 法に基づく手続きではありませんが、P F I 導入の適否を判断する上で、有効なものとして一般的に行われています。

調査では、P F I 導入の効果を総合的に判断するため、外部アドバイザーを活用しながら、様々な視点から調査・検討を行います。

なお、外部アドバイザーには、実施方針策定以降のアドバイザー契約とは異なり、可能性調査のみを委託します。

### 【P F I 導入可能性調査の内容】

施設計画（事業内容、サービス水準等）の整理
法規制、公的支援制度（補助金、税制優遇措置等）の整理
事業スキーム（事業形態、事業方式、リスク分担等）の検討
市場調査（ヒアリング等による民間の意向調査、需要把握等）の実施
V F M 評価（定量的評価及び定性的評価）の実施
その他

### 【留意事項】

- ・ 導入可能性調査時点の V F M 評価は、詳細な条件が確定していないため、大まかなコストの比較による V F M の算定を行います。この時点では、V F M の達成が可能かどうかについての検討にとどめ、必要以上に時間と手間をかけて精度の高い算定を行う必要はありません。詳細な V F M 評価は、S T E P 3 の特定事業の選定の段階で、行うこととなります。
- ・ 市としては、調査内容を全体的に把握できるよう、特に V F M 評価は、算定結果をチェックできる程度の理解が必要です。

## (3) 導入方針決定

### ① 結果報告と方針の決定

事業担当課は、導入可能性調査の結果を庁議に報告し、最終判断を経て、P F I の導入に向けて具体的に検討を進める方針を決定します。

### ② 実行段階に係る予算措置

導入方針を決定した事業について、今後の導入手続きに要するアドバイザー委託料や、P F I 事業審査委員会の運営等に係る経費等を予算化し、必要に応じて事業担当課に専属スタッフ増員等の措置を講じます。

### 3 STEP 2 実施方針の策定及び公表

#### (1) 外部アドバイザーの選定

事業担当課は、外部アドバイザーに委託し、PFI導入可能性調査を踏まえ、より精査された検討を行い、実施方針案や募集要項等の作成手続きを行います。

そのため、PFI導入可能性調査を行ったコンサルタント等に引き続き随意契約で委託することも考えられます。

なお、アドバイザー契約を行った外部アドバイザーの関係企業等が当該事業に応募又は参画することや、応募又は参画しようとする民間事業者のコンサルタント等になることは、利益相反等の観点から適当でないことから、発注に当たってはその旨の条件提示が必要になります。

委託内容（一般的な例）	
事業契約の構築に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業スキーム精査 （事業の範囲、形態、方式、資金調達等）</li> <li>・ リスク分析精査</li> <li>・ VFMの精査</li> </ul>
PFIの手続きに関する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施方針策定の支援</li> <li>・ 特定事業選定の支援</li> <li>・ 民間事業者の募集・選定に係る支援 入札説明書〔募集要項〕作成の支援 要求水準書作成の支援 契約書案〔条件規定書〕作成の支援 落札者決定基準〔優先交渉権者選定基準〕作成の支援</li> <li>・ 実施方針、入札説明書等に係る民間事業者からの質問回答書作成の支援</li> </ul>
民間事業者選定に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ PFI事業審査委員会の運営に関する支援</li> <li>・ 選定に関する支援</li> </ul>
契約に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約条件の整理</li> <li>・ 事業予定者との契約交渉の支援（論点の整理、利害の評価と譲歩、判断の助言、代理人としての交渉等）</li> <li>・ 契約書の内容検討・原案作成等</li> </ul>
事業の監視に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ モニタリング方法の構築支援</li> </ul>

## (2) P F I 事業審査委員会の設置

P F I 事業の選定にあたり公平性、透明性、客観性を確保するとともに、P F I の特性上、審査に当たっては各分野の専門性が強く求められることから、学識経験者等からなるP F I 事業審査委員会を設置します。設置は、事業担当課が事業ごとに設置要綱（本指針77ページ参照）を定め、その事務局となります。

審査委員会については、民間事業者の評価・選定に係ることが本来の役割と言えますが、総合評価一般競争入札方式を採用しようとする場合は、2名以上の学識経験者の意見聴取が必要なことや、事業形成の早い段階から委員会の意見を聴取し、事業内容をより充実させるとともに、審査委員の事業内容に対する認識と理解を深めていただくため、本市においては実施方針策定の段階で設置するものとします。

審査委員会は、実施方針等の策定、入札実施、事業者選定のそれぞれの段階その他必要なときに、状況に応じ複数回開催し、以下の事務を行います。

実施方針等策定段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施方針案の検討</li> <li>・民間事業者の募集・選定の案に関する検討 入札説明書〔募集要項〕案 要求水準書案 契約書案〔条件規定書〕 落札者決定基準案〔優先交渉権者選定基準〕 事業者選定基準案</li> <li>・特定事業の案の検討</li> </ul>
入札実施段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定事業の選定</li> <li>・民間事業者の募集・選定 入札説明書〔募集要項〕 要求水準書 契約書〔条件規定書〕 落札者決定基準〔優先交渉権者選定基準〕 事業者選定基準</li> </ul>
事業者選定段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札書〔提案書〕の審査・評価</li> <li>・落札者〔優先交渉権者〕の選定</li> </ul>

### 【留意事項】

- ・ 委員の氏名等については、入札〔公募〕実施と併せて公表します。
- ・ 委員は直接、間接を問わず、当該事業に係る入札に参加できません。
- ・ 審査委員会として公表する事項、時期等及び審議の公開・非公開は、委員会で決定します。
- ・ 委員会の全ての決定事項については、市が最終責任を負います。
- ・ 事業者の選定が行われたときは、P F I 法第8条の規定に基づき、結果を公表する必要があり、その際には、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を

害する恐れのあるものを除き、審査委員会での審査の経過及び結果を公表するもの  
とします。

- ・ 審査委員は審査会の公平性、透明性を確保するため、審査の過程において知りえた情報については、審査委員会が公表したものを除き、公表してはならないものと  
します。
- ・ 事業担当課は、審査委員会における審査の経過について、議事録を作成するもの  
とします。

### (3) 実施方針の策定・公表

事業担当課は、審査委員会での意見等を踏まえ、実施方針を策定・公表します。

実施方針とは、P F Iにより実施することが適切な事業（特定事業）の選定及び民間  
事業者の選定を行おうとするときは、必ず策定・公表することとされているもので（P  
F I法第5条）、市がP F I事業を進めようとする意思表示を行うものです。

実施方針の策定・公表については、公平性及び透明性を確保するとともに、民間事業  
者に対する準備期間の提供や当該事業に関する意見招請、市民等への周知に資するた  
め、当該事業に関する情報が早くかつ広く周知されるよう、できる限り早い段階で行う  
ことが重要です。

実施方針は、公表後も検討の進捗や民間事業者の意見等を踏まえながら、内容を順次  
補完していくことも可能です。

公表は、市広報紙、マスコミ、ホームページ等を利用して行うとともに、策定したこ  
とを、県P F I担当課を通じ、国等の関係機関へ報告します。

【実施方針に記載する主な内容】

事 項	内 容
特定事業の選定に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業名称、事業目的、事業内容</li> <li>・ 事業費用の負担</li> <li>・ 事業の範囲及び事業方式、事業期間、事業スケジュール</li> <li>・ 事業に関する根拠法令、規則、許認可事項等</li> <li>・ 特定事業の選定・公表に関する事項（選定方法、選定基準）</li> </ul>
民間事業者の募集及び選定に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公募等の方法、選定スケジュール</li> <li>・ 応募者の備えるべき参加資格要件、提出書類</li> <li>・ 審査及び選定に関する事項</li> <li>・ 選定結果及び評価の公表方法</li> </ul>
民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本的な考え方</li> <li>・ 予想される設計、建設、維持管理・運営段階等各段階におけるリスクと行政・民間での分担の案</li> <li>・ 事業の実施状況の確認及び監視</li> </ul>
公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の立地条件（敷地面積、地目、用途地域・地区の状況）</li> <li>・ 土地の取得、設計要件、建物・外溝計画</li> <li>・ 公共施設等の規模、配置</li> </ul>
事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協議方法</li> <li>・ 紛争の際の地方裁判所</li> </ul>
事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 困難となり得る具体的事由、当事者間の措置、金融機関との協議</li> <li>・ 契約解除、介入、事業引継ぎ等の方法</li> </ul>
法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者の法的立場</li> <li>・ 税制上の措置</li> <li>・ 国、県、市、公的金融機関などの補助金、融資等の支援制度</li> </ul>
その他特定事業の実施に関し必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 質問事項受付窓口、知的所有権の配慮等</li> <li>・ 契約や債務負担行為に関する議決の有無</li> <li>・ 環境対策など対応が必要な施策等</li> <li>・ VE提案（※1）に関すること</li> </ul>

## ※1【VE提案】

既に基本設計や実施設計まで行った事業にPFIを導入する場合には、VE (Value Engineering : バリュ エンジニアリング) 提案を活用する方法があります。

VE提案とは、市が提案した基本設計及び実施設計に対し、民間事業者が施設の機能、性能等を低下させることなく、コストを引き下げる技術的な改善提案を行うもので、民間が有する技術力の一層の活用と、その技術力の活用により、さらなるコストの削減を図ることが可能になります。

PFIにおいては通常は設計を民間事業者側において行うため、採用されることは少ないですが、実施設計まで公共で行った神奈川県の事例（衛生研究所、近代美術館）等で採用されています。

VE提案を募集するに当たっては、実施方針の中にVE提案に係る項目を盛り込むとともに、次に示す「VE提案要領」を別途策定します。

### VE提案要領の記載項目例

- 1 総則（VE提案の目的など）
- 2 VE提案に関するスケジュール
- 3 VE提案の範囲
- 4 VE提案に関する質問及び回答方法
- 5 VE提案の提出方法
- 6 VE提案の審査方法
- 7 審査結果の通知方法
- 8 VE提案（民間事業者の技術力、創意工夫等）の保護
- 9 VE提案に係る費用負担
- 10 基本設計及び実施設計の品質に関する責任の所在
- 11 VE提案が実施できない場合の処理
- 12 設計図書に関する著作権の所在

## (4) 説明会の実施、質問受付・回答、意見招請

実施方針等について、説明会を開催し、民間事業者への周知に努めるとともに、質問を受け付け、疑問点を解消し、また、事業に関する意見を招請します。

### ① 説明会の実施

当該事業に関心のある民間事業者に対し、事業についての理解を深めるため、実施方針についての説明会を開催します。

説明会の開催は、民間事業者が実施方針を十分検討するための期間を確保するため、実施方針の公表から2週間程度を確保します。



説明会への民間事業者の参加状況から、当該事業に関心を示している民間事業者の数や業種などをある程度把握することができます。

## ② 質問受付・回答、意見招請

民間事業者は、実施方針から得られる事業内容やリスク分担等の情報を判断材料として、自身が応募・参加すべき事業かどうか、どのようなコンソーシアムの組成が必要か等の検討を行うことになるため、実施方針では不明な点や表現が曖昧な点等についての質問や実施方針に関する意見が、多く寄せられます。

事業担当課は、これらの質問や意見に対して、関係部所との調整を図りながら速やかに検討し、回答します。

回答は、提出者に書面で回答するとともに、公平性、透明性を確保する観点から、提出者の利益を害さない範囲で原則として全てホームページ等で公表します。

なお、質問、意見の受付開始時期は、民間事業者が実施方針を十分検討するための期間を確保するため、実施方針の公表から最低2週間程度を確保し、受付期間は1週間程度確保します。また、回答作成のため、受付終了から最低3週間程度を確保します。

また、事業担当課は、必要に応じ、民間事業者からの意見等を参考に、特定事業の選定・民間事業者の募集に反映することが適当です。

これら意見等を踏まえ、実施方針の詳細化や見直しを検討した結果、実施方針の内容に変更が生じた場合は、事業担当課は遅滞なくこれを公表します。

※ 質問や回答に関しては「PFI事業の課題に関する検討報告書～質問・回答の典型例について～」が平成16年7月にPFI事業の課題に関する委員会より出されていますので、参考にしてください。

## 4 STEP 3 特定事業の評価・選定、公表

事業担当課は、実施方針に寄せられた民間事業者からの質問や意見等を踏まえるとともに、PFI方式での実施可能性を再度検討し、PFI事業として実施する、あるいはしないことを、市として正式に決定し、公表します。

### (1) 特定事業の評価・選定、公表

#### ① 特定事業の評価・選定

「特定事業」とは、公共施設等の整備等に関する事業で、PFI事業として実施することにより効率的かつ効果的に実施されるもの（PFI法第2条第2項）をいい、「特定事業の選定」とは、基本方針及び実施方針に基づき、PFI事業として実施することが適切であると市が認める事業を選定すること（PFI法第6条）をいい、選定された特定事業を「選定事業」（PFI法第2条第4項）といいます。

#### ② VFM評価

特定事業の選定に当たっては、「客観的な評価（当該特定事業の効果及び効率性に関する評価を含む。）を行い」（PFI法第8条第1項）となっており、評価については、基本方針の中で「(1) 特定事業の選定に当たっては、PFI事業として実施することにより、公共施設等の建設、維持管理及び運営が効率的かつ効果的に実施できることを基準とすること。これを具体的に評価するに当たっては、民間事業者にゆだねることにより、公共サービスが同一の水準にある場合において事業期間全体を通じた公的財政負担の縮減を期待することができること又は公的財政負担が同一の水準にある場合においても公共サービスの水準の向上を期待することができること等を選定の基準とすること。」となっています。

すなわち、特定事業の選定に当たっては、VFM評価を必ず行わなければなりません。

このVFM評価は、PFI事業導入検討段階で行った簡易なVFM評価について、可能な限り詳細な精度の高いデータ等を利用して定量的、定性的に行いますが、客観性及び透明性の向上を図りつつも、算定のために多大な労力をかけすぎないように留意する必要があります。

なお、VFM評価に当たっては、「VFMに関するガイドライン」を参照してください。

#### ③ 公表

PFI法第8条第1項の規定では、「客観的な評価（当該特定事業の効果及び効率性に関する評価を含む。）を行い、その結果を公表しなければならない。」となっています。

事業担当課は、客観的な評価に基づき、PFI事業を実施すると決定した場合は、市広報紙、マスコミ、ホームページ等を利用し、特定事業の選定について公

表します。また、事業の実施可能性等についての客観的な評価の結果等に基づき特定事業の選定を行わないこととしたときも、同様に公表する必要があります。

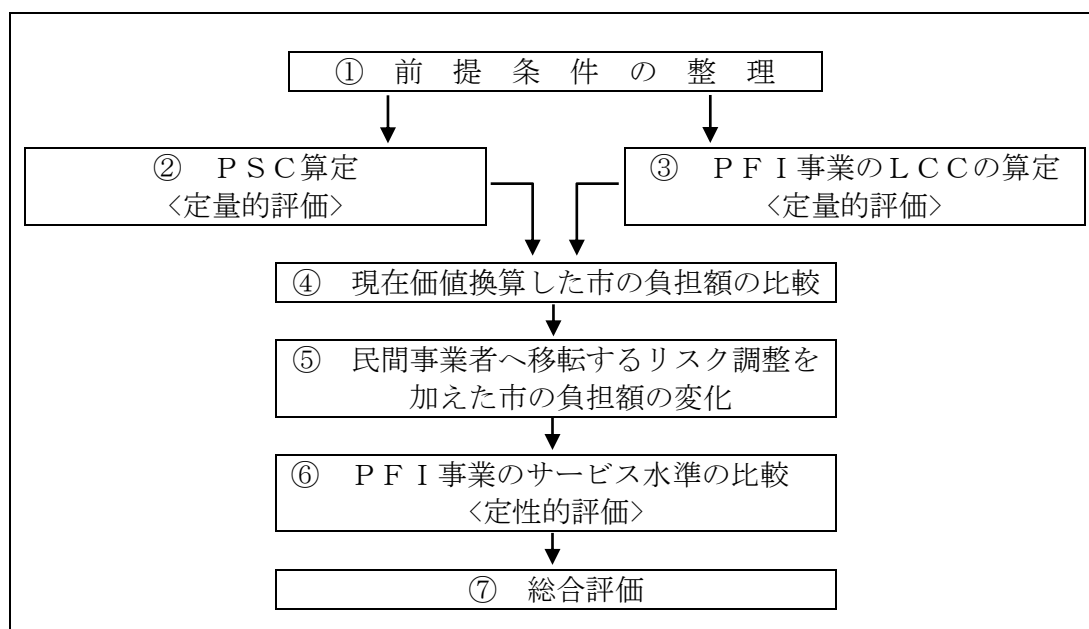
公表する内容の例は次のとおりです。

【特定事業の選定の公表内容】

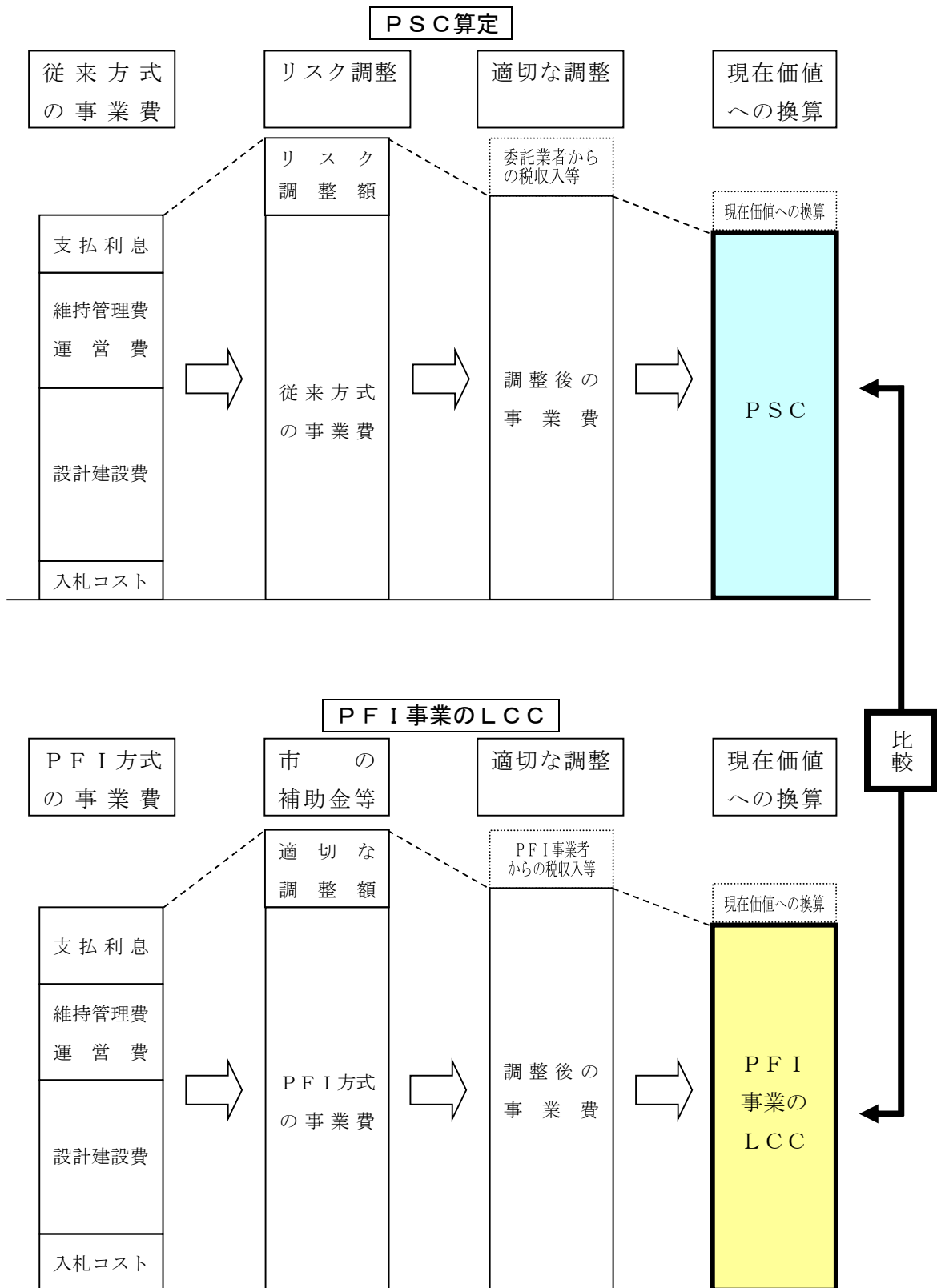
事 項	内 容
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業名称、事業場所</li> <li>・ 公共施設の名称</li> <li>・ 事業の範囲及び事業方式、事業期間</li> </ul>
市が事業を直接実施する場合と P F I 手法で実施する場合の評価 (= V F M)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コスト算出による定量的評価 (前提条件、算定方法、評価結果)</li> <li>・ リスク分担等による定性的評価</li> <li>・ 総合的評価</li> <li>・ 縮減の額又は割合の見込み</li> </ul>

(2) V F M 評価の手順

V F M 評価は、従来方式で実施する場合のコストである P S C (Public Sector Cost : パブリック セクター コスト) と、P F I 事業で実施する場合のコストである P F I 事業の L C C (Long Cycle Cost : ロング サイクル コスト) を比較することで行います。手順については次のとおりです。



【算定方法の概略図】



## ① 前提条件の整理

施設等の事業規模、事業方式の検討（B T O、B O T等）、さらに民間事業者に行わせる業務の範囲等、事業の前提条件を検討し、事業スキームを設定します。

V F Mの算定に当たっては、事業の前提条件を可能な限り実態に近づけることが必要ですが、民間事業者の応札価格や事業の将来を予測することは極めて困難であり、実際には既存の類似公共施設の実情等を参考に、当該事業特有の要素を考慮して条件を設定することとなります。この場合の前提条件は、様々な状況を想定し、条件を変えて何度もシミュレーションを行う必要があります。

### 【V F Mが大きく増減する可能性がある主な条件例】

- ・ 民間事業者の事業範囲、官民のリスク分担
- ・ 事業期間
- ・ コスト削減率
- ・ 国庫補助負担金等の適用条件
- ・ 起債の条件
- ・ 固定資産税等の税金の取扱い
- ・ S P Cの調達金利条件・資本金比率・収益性条件
- ・ 設定割引率

## ② P S Cの算定

### ア 算定の前提条件

P S Cの算定に当たっては、当該事業を市が自ら実施する場合に採用すると考えられる事業形態等を想定して算定します。すなわち、事業の一部請負や委託等を実施する場合には、その事業形態を想定して算定します。

### イ 算定方法

設計、建設、維持管理、運営の段階ごとに、市が自ら実施する場合に採用する事業形態に基づき経費を積み上げます。

段階ごとの経費の積み上げには、事業そのものに直接必要となる経費（直接コスト）と、その事業の実施に必要な企画段階及び事業期間中における市の人件費や事務費などの間接的に必要な経費（間接コスト）を計上します。

この際の間接コストについては合理的に計算できる範囲で算入します。

### 【P S Cの構成要素】

項 目		内 容
支出項目	設計費・建設費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来型の設計施工分離方式を前提とした場合に想定される工法、標準工期での積算、予定価格ベースで経費を算出</li> <li>・設計、工事進捗に関わる市の人件費、事務費等の間接出コストも合理的に計算できる範囲で算入</li> </ul>
	維持管理費、運営費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・類似施設の実績等を参考に経費を算出</li> <li>・維持管理、運営に関わる市の人件費、事務費等の間接コストも、合理的に計算できる範囲で算入</li> </ul>
	支払利息	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計、建設に必要な資金を地方債により調達する場合は、支払利息を算出</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他必要な経費を算出</li> </ul>
収入項目	事業収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者から徴収する施設利用料金等</li> </ul>
	補助金等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設、維持管理、運営に関する国庫補助負担金等</li> </ul>
	調達資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方債等（元本）</li> </ul>

### ③ P F I事業のL C Cの算定

#### ア 算定の前提条件

P F I事業のL C Cの算定に当たっては、民間事業者が、公共施設等の設計・建設・維持管理・運営の段階全てを一元的に推進する事業を想定します。

なお、P F I事業がこれらの段階全てを含まない事業である場合は、当該P F I事業に含まれる段階の全てを一元的に推進する事業を想定して算定します。

#### イ 算定方法

段階ごとに、民間事業者が当該事業を行う場合の費用について、年度ごとの民間事業者の損益計画、資金収支計画等を想定します。

想定に当たっては、外部アドバイザー等の活用や、類似事業に関する実態調査や市場調査等を実施して算出根拠を明確にします。

その際、民間事業者の利益、配当を適正に勘案して織り込むことが必要です。

なお、P F I事業のL C Cを算定する場合においても、P S Cを算定する場合に準じて、間接コストを算入することが適当です。

民間事業者による附帯的施設が想定される場合であっても、原則として本来、市が必要とする施設（事業）のみを想定します。ただし、実施方針において、その内容が具体的に示されている場合は、当該附帯的施設を含めて全体事業費を計上した上で、本来の公共施設に相当する部分を取り出して、P F I事業のL C C

を算定することも差し支えありません。

**【PFI事業のLCCの構成要素】**

項 目		内 容
支 出 項 目	設 計 費 ・ 建 設 費	・類似施設に関する調査や外部アドバイザーの活用等を行い、算出根拠を明確にした上で、経費を算出
	維 持 管 理 費、 運 営 費	・類似施設に関する調査や外部アドバイザーの活用等を行い、出算根拠を明確にした上で、経費を算出
	減 価 償 却 費	・建物、設備等の資産の種類ごとに減価償却費を算出
	支 払 利 息	・建物、設備等の施工に必要な資金について、実現可能な借入金の金利及び返済期間を見込み、支払利息を算出
	そ の 他	・その他必要な経費を算出
	その他PFIに関する経費	・PFI事業を導入することに伴う支出(外部アドバイザー費用等)
収 入 項 目	事 業 収 入	・市からのサービス購入対価、利用者から徴収する施設利用料金等
	補 助 金 等	・建設、維持管理、運営に関する市補助負担金等
	調 達 資 金	・出資金、借入金等

**【適切な調整の実施について】**

前述の②、③については、現行制度に基づく調整を基本として「適切な調整」を実施します。具体的には、PFI事業を実施することで派生する独自の費用(外部アドバイザー委託費、モニタリング委託費等)及び、実施するPFI事業に対し、財政上・金融上の支援が市の財政負担によって行われることが確実に見込まれる場合にはその額を、PFI事業のLCCに加えます。

また、PSC、PFI事業のLCCの算定に当たり前提とした事業のそれぞれについて、民間事業者からの税収その他で市に納付されるものについては、市の財政負担額から控除します。

④ 現在価値換算した市の負担額の比較

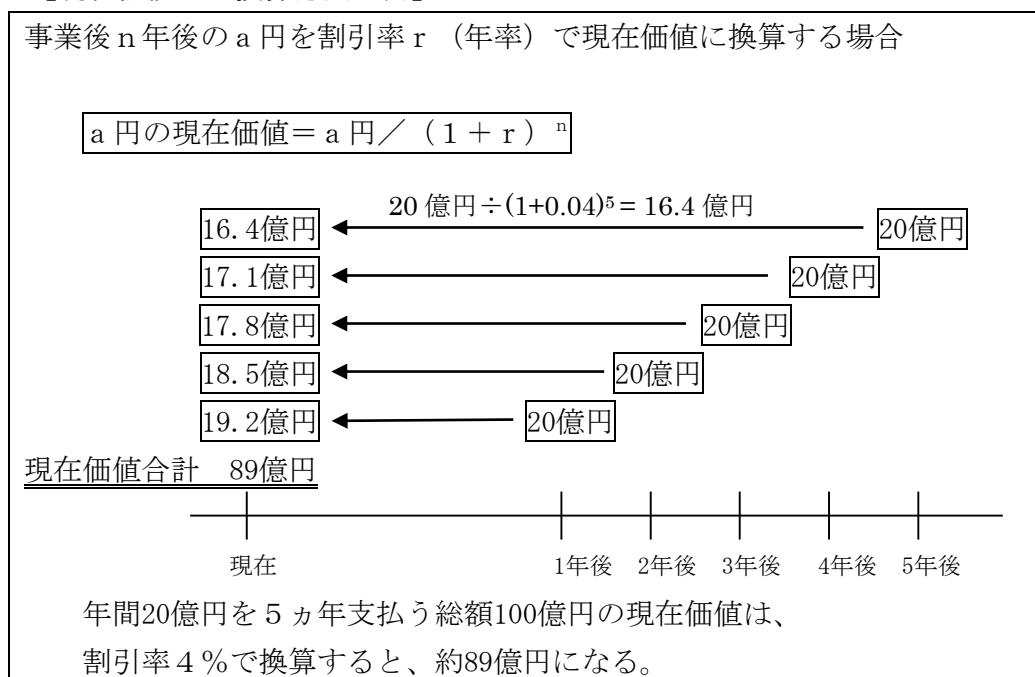
PSCとPFI事業のLCCを比較する際は、現在価値に換算して市の財政負担額を比較することが必要です。

現在価値への換算とは、貨幣価値は、時間とともに変化する(通常は低下すること)を前提として、将来の支出や収入を現在の貨幣価値に換算することで

す。例えば、1年間の金利が1%であれば、現在の100億円は銀行に預けておけば、1年後には101億円になります。したがって、現在の100億円の収入と1年後の101億円の収入は同じ価値とみることができます。よって、1年後の101億円は現在価値では100億円となります。また、その際の金利に相当する率を「割引率」(※1)と言います。

なお、現在価値換算前ではP S Cの額の方が低く、現在価値に換算するとP F I事業のL C Cの額がP S Cの額を下回ることになるケースでは、割引率の設定条件が特定事業選定の大きな決め手となるので、こうしたケースの場合は慎重な取扱いが必要です。

### 【現在価値への換算方法の例】



※1 割引率については、実際には、旧建設省が平成11年3月に策定した「社会資本整備に係る費用対効果分析に関する統一的運用指針」(現在は、国土交通省が統一的な取扱いを定めるため平成16年2月6日に策定した「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針」)に従い、社会資本割引率の「4%」を用いることが多いようですが、長期国債利回りの過去の平均や長期的見通し等のリスクフリーレートにインフレ率(消費者物価指数)を加えた率を用いるなど、適正な率を求める必要があります。



## 【公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針（抄）】

（平成16年2月6日 大臣官房技術調査課）

### 第3節 共通事項

#### 第1項 社会的割引率

- 社会的割引率は、全事業において当面4%を適用する。
- 社会的割引率の設定については、今後の研究事例等を参考としながら、必要に応じてその見直しを行う。

（社会的割引率の考え方）

- ・社会的割引率の設定については、理論的には、①資本機会費用により設定する方法と②社会的時間選好により設定する方法が考えられるが、実務的には、②の考え方にに基づき社会的割引率を設定することは困難である。
- ・そこで、現在、課題はあるものの、①の考え方にに基づき、市場利子率を参考に社会的割引率が設定されている。
- ・具体的には、国債等の実質利回りを参考値として、社会的割引率を4%と設定している。
- ・なお、国債は我が国における代表的なリスクの少ない債券である。現状の費用便益分析においては、社会的割引率の中でリスクを考慮していないので、国債の実質利回りが参考値として用いられている。また、国債の実質利回りは、政府の資金調達コストを表しているとも考えられる。

表2-2 過去の国債の実質利回り

	国債(10年もの)名目利回り平均	国債(10年もの)実質利回り平均(GDPデフレーター割戻後)
H3～H7 * (1991～95)	4.09%	3.91%
S61～H7 * (1986～95)	4.78%	3.85%
H5～H14 (1993～2002)	2.23%	3.10%
S58～H14 (1983～2002)	3.95%	3.52%

\* 「運輸関係社会資本の整備に係る費用対効果分析に関する基本方針（平成11年3月運輸省）」における参考値

## ⑤ リスク調整とこれを加えた市負担額の比較

### ア リスク調整と定量的VFM評価について

リスク調整については、主な民間への移転リスクとして、建設費、維持管理費のオーバーランリスク、資金調達リスクなどがありますが、現状では、全体的にリスクを定量化するに当たって、統計的に十分なデータが不足していると言われていています。このため、リスクの定量化は、当面、可能な限り行うこととします。

以下に、リスク調整とこれを加えた市負担額の比較についての手順を示します。

### イ リスク調整の考え方

一般的に、民間事業においては、事業に伴うあるリスクが事業者負担となっている場合、当該リスクを負担する代償として、それに見合う対価が事業コストに含まれているとされています。したがって、PFI事業のLCCも、通常、PFI事業で民間事業者が負担すると想定したリスクの対価を含むこととなります。

こうしたリスクは、市が当該事業を自ら実施する場合には市が負うものであり、これらに伴い金銭的な負担が発生した場合、その負担は市の負担となります。

PSCとPFI事業のLCCを比較する場合、上記のように、PFI事業のLCCはPFI事業で民間事業者が負担すると想定したリスクの対価を含みますから、PSCにおいても、それに対応するリスクを市が負うリスクとして計算し、加えます。

### ウ 調整すべきリスクの特定

リスクをPSCに算入する場合、まず、算入するリスクを特定します。実施方針の策定段階で検討した設計、建設、維持管理、運営の段階ごとのリスクについて、上記の考え方に基づいて、PSCに算入すべきリスクを特定します。

### エ リスクの定量化

PSCに算入するリスクの定量化とは、その事業を市が実施する場合に、市が負うであろう金銭的負担の期待値であり、特定のリスクについて、それが発生したときに市が負うであろう財政負担と発生確率の積により期待値が算定され、その期待値を現在価値で割り引くことによって定量化された数値として表されます。

得られた現在価値の定量化リスクを前述の④に加えて市の財政負担額を比較します。

## ⑥ サービス水準の比較（定性的評価）

公共サービスの評価についてできるだけ定量的に行い、客観性を確保した上で

定性的評価を行うこととなります。

なお、P S CとP F I事業のL C Cに差が生じない場合は、明確な定量的指標で評価できない成果にも配慮が必要です。なかでも、特に重要なサービス水準の他に、デザイン、風土や環境への対応、高齢化社会への配慮等は重要な要素となります。

**【P F Iにより実施することの定性的評価例】**

項 目	内 容
効率的な維持管理・運営の実施	設計・建設・維持管理・運営業務までを一括して民間事業者任せのため、業務毎に発注する場合と比較して効率化が図られるとともに、民間事業者の創意工夫の発揮による運営の効率化が期待できます。
利用者ニーズに応じた低廉、良質なサービスの提供	民間事業者が有する専門的な知識や技術を活用することにより、利用者ニーズに応じた低廉で、良質なサービスの提供を可能とすることが期待できます。
リスク分担の明確化による安定した事業	事業の計画段階においてあらかじめ発生するリスクを想定し、その責任分担を公共及び民間事業者の間で明確にすることにより、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、業務の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できます。

⑦ 総合評価

①～⑥の流れを踏まえて、市が従来方式により実施する場合と、P F Iにより実施する場合とを総合的に比較評価し、判断を行います。

**【留意事項】**

- ・ V F Mとリスク分担等については国が詳細なガイドラインを示していることから、これを参考にします。
- ・ V F Mに関するガイドラインでは、V F Mの評価はその時点で算定が可能な範囲で極力精度を確保するよう求める一方、算定に多大な労力をかけすぎることのないよう留意を促しています。特定事業の選定時点では、V F Mが達成し得るという一定の予測が得られることで良しとし、金額や計算方法の緻密さの追求に走るよりも、事業の魅力を確認し、民間事業者の参入意欲を高めることへの更なる工夫等への努力の方がより有益ともいえる場合もあります。

※ 民間事業者の参入の可能性を判断する指標について

民間事業者の参入の可能性を判断する指標には、一般的に次のようなものがあり、同時に、融資実行する金融機関にとっても鍵を握る指標です。公共側の指標であるVFMの達成だけでなく、これらが一定の水準以上であることが必要です。

- IRR (Internal Rate of Return) = 「内部収益率」

事業の採算性を評価するためによく使われる指標。投資が生み出すキャッシュフローの現在価値が、投資額すなわちキャッシュアウトフローの現在価値に等しくなる割引率のこと。資金調達コストを上回る必要があります。

$$\Sigma (\text{投資額}/(1+r)(n-1)) = \Sigma (n \text{ 事業年度のキャッシュフロー}/(1+r)(n-1))$$

※nは各事業年度

上記の場合において、rをIRR(内部収益率)とする。

- EIRR (Equity Internal Rate of Return) = 「自己資本内部収益率」

出資者が事業に出資するかどうかの判断指標で、出資に対する採算性を示すもの。元利金返済後、配当前のキャッシュフローをキャッシュインフローとし、出資金をキャッシュアウトフローとして、投資金額に対して将来受け取るキャッシュが年利回りに換算してどれくらいになるのかを示すもの。

一般的に、6～10%程度ないしはそれ以上とすることが多い。

- DSCR (Debt Service Coverage Ratio) = 「元利金返済余裕率」

事業から生み出される毎年度のキャッシュフローが元利金を返済するのに十分な水準かどうかを判断する指標であり、金融機関が融資を決める際、重視されるもの。1.0を下回る年度は、当該年度に想定される元利金返済前のキャッシュフローだけでは、元利金の返済ができないこととなります。

一般的に、1.0～1.2程度以上が多いとされています。

$$DSCR = (\text{返済前キャッシュフロー}) / (\text{借入金償還})$$

- LLCR (Loan Life Coverage Ratio)

借入期間にわたる元利金返済前キャッシュフローの現在価値が、借入元本の何倍に相当するかを示す指標。元利金返済前キャッシュフローとは、事業によって生み出される収入から各種費用及び税金等を差し引いた後のキャッシュフロー(資金の流出入)であり、借入金の元利金の返済に充てられるもの。事業会社の返済能力を分析する指標として、DSCRとともに用いられます。1.0を下回る場合は、元利金返済前キャッシュフローだけでは、借り入れている元本の返済ができないこととなります。

一般的に、1.0～1.2程度以上が多いとされています。

$$LLCR = \Sigma (\text{元利金返済前キャッシュフローの現在価値}) / \text{借入元本}$$

### (3) 債務負担行為の設定と議決

P F I 事業は、複数年度に渡ることから、事業担当課は、事業期間全体の総事業費について、議会の議決を経て、債務負担行為を設定する必要があります。

債務負担行為とは、地方自治法第214条「歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない」の規定に従い、複数年にわたる債務の履行に関して、その期限と限度を予算で定めて議会の議決を得ることをいいます。

このときの債務負担行為の限度額は、特定事業の選定の際のV F M評価により得られた市がP F I 事業者を支払う見込み額の総額（＝実支払額）であり、債務負担行為の期間は、P F I 事業の契約期間となりなります。

ただし、今後、消費税及び地方消費税の税率改正が行われることも予測されることから、このような経済状況の変化に適切に対応できるよう債務負担の設定にあたり「〇〇〇〇〇円に金利変動及び物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内」という表現を用いることも可能です。

この考え方については、地方自治法施行規則第14条の規定に基づき予算の調整の様式は第4表債務負担行為により指定されていますが、その備考に「限度額の金額表示の困難なものについては、当該欄に文言で記載することができること。」とされていることに拠るものです。

なお、P F I 事業に係る債務負担行為については、次の点について留意してください。

#### 【留意事項】

- ・ 総合評価一般競争入札の場合、債務負担行為は入札公告前に設定する必要があります。公募型プロポーザル方式（本指針51ページ参照）の場合は、事業者選定後、契約締結までに債務負担行為を設定します。
- ・ 債務負担行為については、債務負担行為を設定した年度内にその債務の原因となる契約手続きを完了させる必要があります。当該年度内に契約手続きが完了しない場合には、次年度に再度債務負担行為を行う必要があります。
- ・ P F I 法に基づいて設定される債務負担行為は、効率的かつ効果的な公共施設等の整備のために設定されるものであり、「もっぱら財源調達的手段として設定する債務負担行為」（昭和47年自治導第139号）には該当しないと解されています。しかし、この場合においても、財政の健全性を確保するため、P F I 事業における債務負担行為に係る支出のうち、施設整備費や用地取得費に相当するもの等公債費に準ずるものは、起債制限比率の計算の対象となります。（「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について」平成12年3月29日付け自治画第67号自治省財政局長通知）

## 5 STEP 4 民間事業者の募集、評価・選定、公表

審査委員会を開催し、民間事業者の選定方法を決定するとともに、入札説明書〔募集要項〕、要求水準書、落札者決定基準〔優先交渉権者選定基準〕、契約書案〔条件規定書〕の内容を確定します。

### (1) 民間事業者選定の留意点

PFI事業者の募集については、「公募の方法等による」（PFI法第7条第1項）とされ、その選定については、「原則として価格及び国民に提供されるサービスの質その他の条件により、客観的な評価（当該特定事業の効果及び効率性に関する評価を含む。）を行い、その結果を公表しなければならない。」（PFI法第8条第1項及び第2項）とされています。

これを受けて基本方針では、次の点に留意して実施するとされています。

#### 【留意事項】

- ・ 「公平性原則」にのっとり競争性を担保しつつ、「透明性原則」に基づき手続の透明性を確保した上で実施するよう留意すること。加えて、できる限り民間事業者の創意工夫が発揮されるように留意するとともに、所要の提案準備期間の確保にも配慮すること。
- ・ 一般競争入札によることを原則とすること。
- ・ 競争入札に際し、価格及びその他の条件により選定を行うこととする場合には、客観的な評価基準を設定すること。公共サービスの水準等について、やむを得ず定性的な評価基準を用いる場合でも、評価結果の数量化により客観性を確保すること。
- ・ 随意契約による場合においても、競争性を担保し、客観的な評価を行うことを条件とすること。
- ・ 民間事業者の創意工夫が極力発揮されるように、提供されるべき公共サービスの水準を必要な限度で示すことを基本とし、構造物、建築物等の具体的な仕様の特定については必要最小限にとどめること。（いわゆる性能発注）
- ・ 民間事業者には質問の機会を与えるとともに、質問に係る情報提供に当たっては、競争条件を損なわないよう、公正に行うこと。
- ・ 民間事業者の選定を行ったときは、評価の結果、評価基準及び選定の方法に応じた選定過程の透明性を確保するために必要な資料（公表することにより、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除く。）と併せて速やかに公表すること。
- ・ 民間事業者の募集及び選定に係る過程を経た結果、民間事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととした場合においても、公表すること。

また、民間事業者は応募に際し、提案書の作成や必要書類の作成に多くの時間と手間と費用をかけることになるため、民間事業者の負担軽減のため、競争性を損な

わないことを前提とした「多段階選抜」(※1)の実施や、「一定のコンペ料の支払い」などに配慮が必要です。

- ※1 多段階選抜：経営資源、事業遂行能力、事業の概要等を1次審査基準として応募者を絞り、2次審査で提案の詳細を提出させ評価する方法

**【PFI事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについて（抄）】**

平成15年3月31日総務省自治行政局地域振興課長通知

事業内容が複雑で多岐にわたる事業において、多くの事業者に並行して詳細にわたる事業提案を作成させる選定手続きをとった場合には、最終的に落札する可能性が低い中で詳細な提案を作成することが民間事業者にとって過大な負担となることも考えられる。

PFI事業を円滑に実施するためには、民間事業者の創意工夫を最大限活用することが重要であり、民間事業者の負担に関して発注者として適切に考慮するとの観点から、事業内容によっては、競争性を損なわないとの前提の下で、詳細な事業提案を提出する事業者を一定の段階であらかじめ絞り込むことが考えられる。

「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」においては、会計法令の適用を受ける契約に関しては、一般競争参加者の資格要件及び審査基準を適切に設定すること、当該事業を適切に実施できる能力を有する民間事業者のみがより詳細な事業計画等を作成の上一般競争入札に参加できるようにすることが適当であるとされている。

この考え方にに基づき、競争入札の資格の審査に際して、各民間事業者に、事業についての基本的な考え方や、施設の設計・建設、維持管理・運営についての考え方、資金調達及びリスク分担についての考え方等をその内容として含む事業計画の概要を提案させ、各提案があらかじめ定める審査基準を満たしているか否かを審査することによって、事業者の絞り込みを行うことが可能である。

## (2) 選定方法

前述したように、PFI事業における民間事業者の選定方法は公募等の方法によるとされており、「地方公共団体におけるPFI事業について」（平成12年3月29日自治事務次官通知）においても、「総合評価一般競争入札の活用を図ること」とされています。

しかし、公平性に則り、競争性を担保し、透明性を確保した上で、客観的な評価基準に基づく選定を行うことで、随意契約も可能とされています。

これまでの国内の事例では、「総合評価一般競争入札」または「公募型プロポーザル方式」が多く採用されています。

この二つ方式には、次のような特性があります。

事業担当課は、この特性を理解した上で、事業の内容等から総合的に判断し、審

査委員会の審議を経て、どちらの選定方式を採用するかを決定します。

### 【両方式の特性】

項 目	総合評価一般競争入札	公募型プロポーザル方式
内容	予定価格の範囲内で申し込みをしたもののうち、価格だけでなく、維持管理・運営の水準、リスク分担、技術的能力、企画に関する能力等を総合的に勘案して、最高評価者を落札者とする。	事業の内容や価格などについて、公募により提案書の提出を求め、予定価格の範囲内で最も優れた提案を行ったものを優先交渉権者とする。
自治法上の位置づけ	競争入札 (地方自治法施行令第167条の10の2第5項)	随意契約 (地方自治法施行令第167条の2の各号該当)
契約書案の作成	入札前に市が提示する。 (数ヶ月の作成時間)	作成は不要。公募前に条件規定書で大まかな骨格を提示する。
債務負担行為	入札公告前	事業者選定後、契約締結前
選定	2人以上の学識経験者の意見聴取が要件。	複数のものからなる審査委員会を設置。
契約内容の変更	民間事業者選定後に募集時に示した契約書案の内容変更を弾力的に行えない。	条件規定書を基に民間事業者の提案に応じて契約内容を決める。(数ヶ月の交渉期間)
補欠者の設定	不可	可
契約が締結に至らない場合	落札額の範囲で随意契約が不可能な場合は、再入札。	次位交渉権利者と交渉を行う。
選定後、手続きに要する期間	公募型プロポーザル方式に比べ短い。	民間事業者との事業内容についての交渉に時間を要し、総合評価入札に比べ長くなる。
適している条件	市の求める事業内容、サービス水準が既に決まっている案件。	サービス内容・水準が募集時点で変動する可能性が高く民間の創意工夫が活かしやすい案件。

### (3) 事務フロー

両方式の公告から契約までの一般的な事務の流れは次のとおりです。

なお、随意契約である公募型プロポーザル方式を採用する場合でも、本指針で示す基本的考え方や手順等を踏まえ、審査委員会による審査を行うなど、透明性、公平性、客観性の確保に努めなければなりません。



【契約までの事務手続きフロー】

項目	総合評価一般競争入札	公募型プロポーザル方式
落札決定基準の策定等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「入札説明書」、「要求水準書」、「契約書案」の作成</li> <li>・「落札決定基準」の策定 (2名以上の学識経験者の意見聴取が要件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「募集要項」、「要求水準書」、「条件規定書」の作成</li> <li>・「優先交渉権者選定基準」の策定</li> </ul>
	(債務負担行為の議決)	---
公告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札公告</li> <li>・落札決定基準、入札説明書、要求水準書、契約書案の公表</li> <li>・説明会の開催</li> <li>・質問の受付、回答</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・募集公告</li> <li>・優先交渉権者選定基準、募集要項、要求水準書、条件規定書の公表</li> <li>・説明会の開催</li> <li>・質問の受付、回答</li> </ul>
資格審査	・資格審査後、応募者への結果通知、公表	
審査(入札)	(共通 1段階選抜の場合) <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札提出書類の受付</li> <li>・入札〔審査〕実施 予定価格の範囲内の入札価格を示した参加者を、総合評価審査対象者として選出</li> </ul>	(共通 多段階選抜の場合) <ul style="list-style-type: none"> <li>・1次審査 事務遂行に必要な経営資源、能力、ノウハウ、事業の概要等</li> <li>・応募者への結果通知、公表、2次審査募集要項の配布</li> <li>・質問・回答</li> <li>・2次審査 予定価格の範囲内の入札価格で行政コスト、技術的要件、提案内容等を総合的に判断</li> </ul>
落札	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落札者決定</li> <li>・応募者への当落通知</li> <li>・結果の公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優先交渉権者及び次順位者の選定</li> <li>・応募者への当落通知</li> <li>・結果の公表</li> </ul>
	---	(債務負担行為の議決)
契約	契約締結	<ul style="list-style-type: none"> <li>・詳細な内容の交渉</li> <li>・契約締結</li> </ul>

(4) 募集、選定に関する書類

民間事業者の募集、選定に当たり、必要となる書類は次のとおりです。

事業担当課は、外部アドバイザー等の意見を踏まえ十分検討した上で各書類の原案を作成し、審査委員会の審議を経て、最終的に決定し公表します。

① 入札説明書〔募集要項〕

事業の概要、民間事業者の募集、選定に当たっての基本的事項を示したもので

す。「要求水準書」等は、この書類の別添の形をとります。

**【入札説明書〔募集要項〕に記載する主な内容】**

事 項	内 容
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業名少、事業目的、事業内容、施設概要</li><li>・ P F I 事業の範囲</li><li>・ 事業期間等、事業方式</li><li>・ 費用負担</li><li>・ 遵守すべき法令等</li></ul>
入札〔応募〕に関する条件等	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 入札参加者〔応募者〕の資格要件</li><li>・ 入札〔応募〕に関する留意事項</li><li>・ 選定スケジュール、手続き</li></ul>
民間事業者の選定	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 選定方法（総合評価一般競争入札、公募型プロポーザル方式の記載等）</li><li>・ 審査委員会の設置</li><li>・ 審査委員の記載</li><li>・ 選定結果及び評価の公表方法</li></ul>
提示条件	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業フレーム、業務内容</li><li>・ S P C 設立</li><li>・ 契約保証金、保険</li><li>・ リスク分担</li><li>・ 提出書類</li><li>・ モニタリング</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業実施に関わる事項</li><li>・ 契約関係</li><li>・ 予定価格（※1）</li></ul>

※1 予定価格：P F I 事業は性能発注の形をとるため、事業費を提示しなければ民間事業者が提案を行うことができません。

本市においては予定価格を公表していませんが、道の駅いぶすきのときは「予定価格の目安」という表現で、予定価格を表示しました。

## ② 要求水準書

施設やサービスの具体的な要求の水準を示すものであり、民間事業者のノウハウを活かすため性能発注の形をとります。

### 【要求水準書に記載する主な内容】

事 項	内 容 (道の駅いぶすきの例)
設計に係る要求水準	・大地震時に崩壊せず、人命の安全確保が図れること ・契約耐用年数は22年
建設に係る要求水準	・更新性、メンテナンス性に考慮すること ・省エネルギー、地球環境保全に考慮すること
維持管理に係る要求水準	・常時適切な状態に維持管理すること
運営に係る要求水準	・年末・年始、土日祝祭日を除く、最低年間350日以上 の運営

## ③ 契約書案〔条件規定書〕

「契約書案」は、総合評価一般競争入札を採用した場合において、PFI事業に係る責任とリスクの分担その他契約の当事者の権利義務を定めるものであり、次の事項等について、具体的かつ明確に取り決める必要がありますので、十分検討したうえで原案を作成します。

公募型プロポーザル方式の場合は、民間事業者の提案内容に応じて契約交渉が行われるため、契約書より内容が粗い「条件規定書」という形で作成されます。

【契約書案〔条件規定書〕に記載する主な内容】

事 項	内 容
当事者の負う債務の詳細及び履行方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P F I 事業者により提供されるサービスの内容と質、サービス水準の測定と評価方法、市が支払うべき金額と算定方法等。</li> <li>・ 当事者が契約に違反した場合の P F I 事業の修復、債務不履行の治癒、当事者の救済等に係る措置。</li> </ul>
P F I 事業者の履行を確保するための市による関与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市によるサービス水準の監視、P F I 事業者からの定期的な実施状況報告及び公認会計士等の監査を経た財務状況報告等。</li> <li>・ P F I 事業に重大な影響を与える恐れがある事態が生じた場合の P F I 事業者による市への報告、専門家などの第三者による調査の実施等。</li> <li>・ その他安全性の確保、環境の保全に対する検査、実施状況の監視など P F I 事業の適正かつ確実な実施の確保に必要な合理的な措置。</li> </ul>
リスク分担等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 想定されるリスクをできる限り明確化したうえで、当該リスクを最も管理できる者がリスクを負担する観点から、P F I 事業に係るリスクを市と P F I 事業者で分担。</li> <li>・ 合理的な手段で軽減又は除去できるリスクとして措置を講ずるものの範囲、内容等</li> </ul>
P F I 事業が終了する時の取扱い等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P F I 事業の終了時期、P F I 事業終了時における資産の取扱い等。</li> </ul>
P F I 事業の継続が困難になった場合の措置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P F I 事業の継続が困難となる事由と当該事由が生じた（生じる恐れがある）場合の当事者のとるべき措置。</li> <li>・ P F I 事業破綻時における公共サービスの提供の確保に係る措置。</li> </ul>
契約の解除条件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約の解除条件となる事由、及び、当該事由が生じた場合の当事者のとるべき措置。</li> </ul>
契約の疑義等の解消手続き等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約の解釈に係る疑義、契約に規定のない事項について係争が生じた場合の措置及び手続き等。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P F I 事業者が P F I 事業以外の事業に従事する場合で、P F I 事業に係る公共サービスの提供に影響を及ぼす恐れがあるときの、影響を回避するために必要な措置等。</li> </ul>

【道の駅いぶすきのリスク分担】

リスク項目		リスクの概要	市	民間	分担
共通	募集リスク	入札説明書等の誤り、内容の変更等	○		
	資金調達リスク	必要な資金の確保		○	
	法制度リスク	法制度の新設、変更	○		
	税制度リスク	法人税等収益関係税の変更		○	
		上記以外の変更	○		
	金利リスク	建設・運営期間中の金利の変更		○	
	物価リスク	建設期間中の物価変動		○	
		運営期間中の物価変動	○		
	許認可リスク	市が取得すべき許認可	○		
		民間事業者が取得すべき許認可		○	
	住民対応リスク	着工前の段階における施設、運営に対する住民の反対運動等が生じた場合	○		
		民間事業者による調査、設計、建設運営に関する住民の反対運動、訴訟等が生じた場合		○	
第三者賠償リスク	市の責めによるもの	○			
	民間事業者の責めによるもの		○		
不可抗力リスク	戦争、風水害、地震等、第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲を超えるもの			○	
事業の中止・延期に関するリスク	市の指示、議会の不承認によるもの	○			
	事業者の事業放棄、破綻によるもの		○		
設計	測量・調査リスク	市が実施した測量・調査	○		
		民間事業者が実施した測量・調査		○	
	設計遅延リスク	市の事由により詳細設計が一定期間完結せず費用増加をもたらす場合	○		
		民間事業者の事由により詳細設計が一定期間完結せず費用増加をもたらす場合		○	
	設計変更リスク	市の事由により設計変更が生じ費用が増加する場合	○		
		民間事業者の事由により設計変更が生じ費用が増加する場合		○	

リスク項目		リスクの概要	市	民間	分担	
建設	用地リスク	建設に関する資材置場の確保		○		
		地中障害物、土壌汚染	○			
	工事費増大リスク	市の要請による費用超過、建設遅延による費用超過	○			
		上記以外のもの		○		
	工事遅延リスク	市の要請による工事の遅延又は完工しない場合	○			
		上記以外のもの		○		
	性能リスク	要求水準不適合（施工不良を含む。）		○		
一般的損害リスク	工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害		○			
維持管理	瑕疵リスク	隠れた瑕疵の担保責任		○		
	仕様変更リスク	市の要請による運営期間中の仕様の変更	○			
	維持管理コストリスク	維持管理費が予想を上回った場合（物価変動によるものを除く。）		○		
	設備更新リスク	設備更新費が予想を上回った場合（物価変動によるものを除く。）		○		
	性能リスク	要求水準不適合（施工不良を含む。）		○		
	施設損傷リスク	施設の劣化に対して適切な措置が講じられなかったことに起因			○	
		市の責めによる事故・火災等	○			
民間事業者の責めによる事故・火災等				○		
運営	計画変更リスク	市の要請による事業内容・用途の変更	○			
	支払い遅延リスク	市からのサービスの対価の支払い遅延・不能	○			
	性能リスク	要求水準不適合		○		
	利用者への対応リスク	施設内における事故の発生			○	
		施設利用者からの苦情、訴訟			○	
	運営費増大リスク	市の要請による事業内容の変更等に起因する業務量及び運営費の増加	○			
上記以外の要因による業務量及び運営費の増加（物価変動によるものは除く。）				○		

## 【留意事項】

- ・ 総合評価一般競争入札の場合は、入札公告時において公表された契約書案について、事業者選定後、交渉によりその内容を変更することはできませんので、契約書案の内容を変更しない範囲内で、要求水準を達成するための事業の実施手順や民間事業者から提案のあった項目に関する契約の細目などを交渉することになります。
- ・ 公募型プロポーザル方式では、条件規定書を補完し、民間事業者の提案を取り込んでいくために契約交渉を行います。ただし、選定されなかった他の民間事業者との間で不公平な取扱いにならないよう、条件規定書で定められた基本的な事項については、変更すべきではありません。
- ・ 総務省からは次のような考え方が示されています。

### 「PFI事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについて（抄）」

（平成15年3月31日総務省自治行政局行政課長・総務省自治行政局地域振興課長通知）

#### (3) 協定締結の手続きについて

PFI事業においては、いわゆる性能発注の考え方を取ることが必要であるため、個々の事業者の事業提案内容が、あらかじめ発注者が契約書案を作成する段階で想定し得る範囲内のものであるとは限らず、例えば事業者の個別提案に応じて、関連するリスク分担の取決めやモニタリングの方法など、別途に決めることが必要な事項が生じることもあり、また、契約の内容に含めるべき個別事項について、入札前の契約書案の中で具体的・確定的に定めることが現実的に困難であるケースも想定される。

したがって、実際にPFI事業を実施するに当たり、入札前に明示的に確定することができなかった事項については、必要に応じて、落札者が決定された後の協定を締結する段階において、発注者と事業者との間で明確化を図ることは、PFI事業の円滑な実施に資するものと考えられ、入札前に公表された契約書案、入札説明書等の内容について、協定締結時に変更が一切許容されないものではない。

ただし、他の競争参加者が当該落札者よりもより有利な条件や価格を提示することが明らかに可能となる条件変更を行うことは、競争性確保の観点からは許容されない。

#### ⑤ 落札決定基準〔優先交渉権者選定基準〕

要求水準書等で示した内容や価格等を評価項目として設定し、民間事業者からの提案書を採点するために作成します。

基準の設定については、公平性、透明性、客観性の観点から、定量的な評価項目については客観的な評価基準により数値化し、数値化が困難である定性的な項目については、詳細かつ具体的に記載し、客観性を確保するよう留意する必要があります。

また、各項目における配点は、評価項目の重要度や、事業実施に当たっての必

要件に応じて決定します。

なお、民間事業者の負担軽減のため、総合評価一般競争入札においても、多段階評価の導入を検討しますが、VFM評価の結果などから応募者が少ないと想定される場合は、公募型プロポーザル方式においても、一括して審査を行うこととして差し支えありません。

## (5) 入札〔募集〕公告、説明会の実施、質問受付・回答

### ① 公告

事業担当課は、民間事業者の公募を正式に開始できる段階に至った場合は、指宿市財務規則等に基づき入札〔募集〕の公告を行います。

入札〔募集〕に応募する者に必要な資格、入札〔募集〕の場所及び日時その他入札〔募集〕に必要な事項等を公告するとともに、選定の方法（総合評価一般競争入札又は公募型プロポーザル方式）及び落札者決定基準〔優先交渉権者選定基準〕についても公告する必要があります。

併せて、応募した民間事業者が選定後新たな法人を設立して当該PFI事業を実施しても差し支えないこと及び当該民間事業者が、当該法人の設立を含め、当該PFI事業を適正かつ確実に実施する役割を果たすことを条件とすること並びに入札〔募集〕の結果や提案内容の審査の結果等により、最終的にPFI事業を実施せず特定事業の選定を取り消すこともあることを明示する必要があります。

また、入札説明書〔募集要項〕、要求水準書及び契約書案〔条件規定書〕をホームページ等で公表するとともに、入札に参加しようとする民間事業者に配布します。

### ② 説明会の実施、質問受付・回答

事業担当課は、必要に応じて民間事業者に対する説明会を開催し、公告した内容に対する民間事業者の疑問点を解消するために、民間事業者から質問、意見を受け付け、これらの質問に対して、関係部所との調整を図りながら速やかに回答を検討します。

回答は、提出者に書面で回答するとともに、公平性、透明性を確保する観点から、提出者の利益を害さない範囲で原則として全てホームページ等で公表します。

なお、質問受付開始時期は、民間事業者が公告した内容を十分検討するための期間を確保するため、公告から最低2週間程度を確保し、受付期間は1週間程度確保します。また、回答作成のため、受付終了から最低3週間程度を確保します。



## (6) 入札〔応募〕、評価、選定

### ① 入札〔応募〕

民間事業者から、入札〔応募〕への参加表明書と資格確認申請書の提出を受け付けます。

提出を受けた資格確認申請書をもとに、備えるべき参加資格要件を満たしていることを確認します。

資格不備の場合は、失格とします。

資格審査の結果は、参加者に通知するとともに公表します。

多段階評価を実施している場合は、2次審査の提出書類等を併せて通知し質問を受け付け、回答をします。

### ② 評価・選定

審査委員会を開催し、民間事業者からの提案書について審査します。

審査委員会では、公平性、透明性、客観性を確保した中で、入札〔応募〕公告時の落札者決定基準〔優先交渉権者選定基準〕に従って、民間事業者からの提案書や入札金額について、点数による総合評価〔審査〕を行い、市にとって優秀な提案をしたものを選定します。

具体的には、応募者から提出された資料の分析・整理を事業担当課が行った後で、審査委員に提示・説明し、意見聴取を行います。必要に応じて、各委員の専門分野に応じた個別検討や応募者にヒアリングの後、委員全員を招集した全体審査の場で総合的な評価を行い、民間事業者を選定します。

#### 【審査に当たっての留意点】

項目	内容
客観性の確保	各項目について、複数の委員の評価を行うなど、評価の客観性を確保するような措置を講じます。
ヒアリング時の注意	必要に応じ、応募者からヒアリングを行います。次の注意が必要です。 <ul style="list-style-type: none"><li>・提案書類のみを用い、他の説明資料、模型等は使用させないこと。</li><li>・委員からの質問への回答はヒアリング時間内にとどめ、追加回答や追加提出書類等は認めないこと。</li><li>・他の応募者の提案内容を知りえないよう、ヒアリングの時間が待ち時間と重ならない設定とすること。</li><li>・審査の公平性・透明性にかんがみ、ヒアリング内容は記録に残し、記録のある事項以外は審査に反映させないこと。</li></ul>
審査委員会の開催回数	審査の進捗状況等その必要性に応じ、複数回開催することもあります。

### 【総合評価方式】

総合評価を行う方法として「除算方式」と「加算方式」があり、それぞれ次のような特性があります。

#### 【除算方式と加算方式の比較】

	除算方式	加算方式
概要	提案内容の性能点を価格で割って出た点数を総合評価点とする方式で、点数が最も高いものを選定する。 [総合評価点=性能点/価格]	性能と価格の配分を事前に決定・公表しておき、それぞれを加算して総合評価点とする方式。 [総合評価点=性能点+価格点]
評価のポイント	コストパフォーマンス	提案内容と審査上の重点項目
メリット	コスト（単価）当たりの性能の割合が明確	総合評価点に価格が及ぼす影響を調整できる。
デメリット	総合評価点は、価格への依存度が高い。 「高コスト高性能」の提案と「低コスト低性能」の提案の差別評価が困難	除算方式に比べ、総合評価点に差が出にくい。

#### (7) 落札者〔優先交渉権者〕の決定・公表

事業担当課は、審査委員会での審査結果をもとに落札者〔優先交渉権者〕を決定し、その結果について速やかに公表します。

公表に当たっては、落札者〔優先交渉権者〕選定過程の透明性を確保するため必要な資料を併せて公表しますが、公表することにより民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのある事項は除きます。

最終的に応募者がいない、VFMの達成が見込めない等の理由により、PFI事業として実施しないと判断し、落札者〔優先交渉権者〕を選定せず、特定事業の選定を取り消した場合は、判断の透明性を確保するために、その理由と根拠となる資料を併せ、速やかに公表します。

#### 【落札者〔優先交渉権者〕の公表】

項目	内 容
公表内容	落札者〔優先交渉権者〕名 落札〔優先交渉権〕金額 審査経過 審査内容＝審査項目と審査基準 審査結果・講評 審査委員会の構成 選定事業者の提案によるVFM など 特定事業の選定の取り消しの場合は、その資料
公表方法	市広報紙、記者発表、ホームページなど

## 6 STEP 5 協定等の締結等

落札者〔優先交渉権者〕が決定した場合、PFI事業契約に係る事業契約の締結に向けた手続きを開始することになります。

基本協定や契約については「契約に関するガイドライン」を参照してください。

### (1) 基本協定の締結

PFI事業契約は、通常の場合、落札者〔優先交渉権者〕であるコンソーシアムではなく、コンソーシアム構成企業等が出資し設立するSPCと締結することになります。

そのため、落札者〔優先交渉権者〕決定からSPC設立までの当分の間の市と落札者〔優先交渉権者〕の権利・義務等を直接確認するため、コンソーシアムと基本協定を締結する場合があります。

基本協定の締結は、法律上の義務ではありませんが、事業を円滑に推進するため締結することが望ましいといえます。

#### 【主な基本協定の項目】

- ・コンソーシアム構成企業及び市のPFI事業契約締結に向けた努力義務
- ・コンソーシアム構成企業が株式会社設立義務を負うこと
- ・コンソーシアム構成企業が株式会社の株式の譲渡等処分の制限を受けること
- ・コンソーシアム構成企業が株式会社をしてPFI事業契約の履行に必要な業務をコンソーシアム構成企業等に委託し又は請け負わせる義務を負うこと
- ・コンソーシアム構成企業が新設する株式会社と管理者等との間で定める日までに、PFI事業契約を締結させる義務を負うこと
- ・コンソーシアム構成企業及び新設する株式会社が選定事業に関して必要な準備行為が実施できること、及び、その結果をPFI事業契約締結後に選定事業者に速やかに引き継ぐ義務を負うこと
- ・PFI事業契約締結不調の場合、コンソーシアム構成企業及び管理者等が選定事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とすること 等

### (2) 事業契約内容の調整

事業担当課は、PFI事業者と交渉し、契約書内容を取りまとめます。

契約書は市とPFI事業者の権利義務関係を取り決めるものです。

事業に問題があったときの措置や行政の介入権の基準、サービス水準に係るインセンティブ規定（報償や罰則の規定）など十分検討した上で、曖昧さを避け、記載内容を具体的かつ明確に決める必要があります。

なお、総合評価一般競争入札の場合、入札広告時において公表された契約書案について事業者選定後、交渉によりその内容を変更することはできませんので、契約書案の内容を変更しない範囲内で、要求水準を達成するための事業の実施手順や民

間事業者から提案のあった項目に関する契約の細目などについて交渉することになります。

また、公募型プロポーザル方式では、条件規定書を補完し、民間事業者の提案を取り込んでいくために契約交渉を行います。選定されなかった他の民間事業者との間で不公平な取扱いとならないよう、条件規定書で定められた基本的な事項については、変更すべきではありません。

#### 【事業者選定方式の差による交渉の制約】

項 目	総合評価一般競争入札	公募型プロポーザル方式
募集時の条件	変更不可	価格・リスク分担などの基本的事項は変更不可
募集時に指定していない事項	民間事業者への強制は不可	民間事業者との交渉の中で決定

### (3) 事業契約の締結

#### ① 仮契約の締結・議会の議決・契約

P F I 法第9条及び同施行令の規定により、P F I 契約の予定価格の金額のうち維持管理、運営等に要する金額を除いた施設等の買入れ又は借入れの金額が「1億5千万円以上」となるP F I 契約については、あらかじめ議会の議決を経なければなりません。このような契約締結に際しての議会の議決は、工事又は製造の請負に係る契約に関する議会の議決（地方自治法第96条第1項第5号）との均衡を考慮するとともに、P F I 事業に関わる将来の財政負担等を議会においてチェックする意味があります。

なお、契約の議決を経た場合には、改めて工事請負契約の議決（地方自治法第96条第1項第5号）及び財産取得の議決（同法第96条第1項第8号）を得ることは不要となります。（自治省自治大臣官房企画室平成12年5月2日回答）。

したがって、議会の議決を要する契約の場合、事業担当課はS P C（仮契約締結までに民間事業者はS P Cを設立します。）との間で仮契約を締結したうえで、契約の締結議案を議会に提出し、その議決を得ます。

なお、仮契約とは、将来新たに契約を結ぶことなく、「議会の同意を得たときに本契約として認められる」という合意を含んだ予約的な性質を持つものとされています。

また、行政財産を無償又は時価より低い対価で選定事業者を使用させる場合（P F I 法第12条第2項）及びP F I 事業者を指定管理者に指定する場合（地方自治法第244条の2）も、それぞれ議会の議決が必要になりますが、指定管理者指定の議決は、「P F I 契約に係る議決を行う議会と同じ議会において設置管理に関する条例を定めることも排除されない。（当該条例に規定する指定管理者を選定する手続きの方法によるが、同じ議会において指定管理者の指定の議決を行

うことも可能。）」（「PFIと指定管理者制度について」総務省平成16年12月15日通知）とされています。

**【PFI法第9条（地方公共団体の議会の議決）】**

地方公共団体は、特定事業に係る契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

**【PFI法施行令（抄）】**

法第9条に規定する政令で定める基準は、契約の種類については、次の表の上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額（借入れにあっては、予定賃借料の総額）が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

法第2条第5項に規定する選定事業者が建設する同条第1項に規定する公共施設等（地方公共団体の経営する企業で地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第1項の規定の適用があるものの業務に関するものを除く。）の買入れ又は借入れ	千円
	都道府県 500,000
	地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市（以下この表において「指定都市」という。） 300,000
	市（指定都市を除く。）150,000
	町村 50,000

**【地方公共団体におけるPFI事業について（抄）】**

この場合における金額は、PFI契約の予定価格の金額のうち維持管理、運営等に要する金額を除いた金額により判断する。

② D/A（※1）の締結

PFI事業では、SPCと締結するPFI事業契約のほかに、融資した金融機関と市がD/A（Direct Agreement：ダイレクト アグリーメント＝直接協定）を締結することがあります。

事業の継続性や安定性を監視するためには、行政だけでなく融資金融機関の立場からも事業者及び事業遂行について監視を行う必要があります。

D/Aとは、選定事業者による選定事業の実施が困難となった場合などに、管理者等によるPFI事業契約の解除権行使を融資金融機関等が一定期間留保することを求め、資金供給している融資金融機関等による選定事業に対する一定の介入（Step-in）を可能とするための必要事項を規定した管理者等と融資金融機関等との間で直接結ばれる協定です。

要求水準の未達や期限の利益の喪失（※2）等一定の事項が生じた場合の相互

の通知義務や、選定事業者の発行する株式や有する資産への担保権の設定に対する管理者等の承諾などについて規定するものです。

公共にとっては事業破綻リスク、金融機関にとっては貸付金回収不能リスクを、回避・軽減するメリットがあります。

D/Aの締結は、PFIの事業契約締結後に行います。

※1 D/Aについては、「PFI事業の課題に関する検討報告書～直接協定の典型例について～」が平成16年7月にPFI事業の課題に関する委員会より出されていますので、参考にしてください。

※2 期限の利益とは、期限が到来するまでは債務の履行を請求されないというように、期限がまだ到来していないことによって当事者が受ける利益です。期限の利益が債務者に認められるのは、債権者が債務者を信用し履行の猶予を与えたのであるから、特約により、債務者に信頼関係を破壊するような行為があった場合には、債務者に期限の利益を喪失、債権者は期限の到来を主張し、ただちに履行を請求することができるものと定める場合があります。

## 7 STEP 6 事業の実施、監視等

### (1) 事業の実施

P F I 事業契約（議決後の契約）に基づき、P F I 事業者は事業を実施します。

### (2) 事業の監視

P F I 事業においては、提供される公共サービス水準を維持するため、公共が常に事業遂行の状況を監視（モニタリング）することが、非常に重要となります。

長期にわたる事業の間には、市の担当者が異動し、監視体制や基準が不明確になることも考えられるため、モニタリングを外部アドバイザーに委託することも有効な手段といえます。

モニタリングについては、「モニタリングに関するガイドライン」を参照してください。

#### ① 具体的内容

事業担当課は、施設の設計、建設、維持管理、運営の各段階で、P F I 事業者から提供される公共サービスの水準について、契約に定めた範囲内で次のような監視（モニタリング）を行います。

ア 公共サービスの水準の監視

イ 定期的な事業実施状況報告の提出

ウ 財務状況（※1）についての報告（選定事業実施に影響する範囲に限る。）

エ 事業に対し重大な悪影響の恐れのある事態が発生した場合の緊急報告及び第三者である専門家による調査とその報告書の提出

※1 財務状況の監視等、専門知識を必要とし、庁内で対応が困難な事項については、D/Aに基づく金融機関の監視機能や外部アドバイザーを活用するなど、必要な措置を講じます。

施設の建設段階でのモニタリングは、工事監理など専門知識が必要なことから、必要に応じ建設関係課や外部アドバイザーの協力を得て行う必要があります。

維持管理・運営段階でのモニタリングは、契約書や提案書に基づいたサービスが提供されているか、S P C が健全な財務状況で運営されているかを中心に行います。

#### ② 履行確保

事業担当課は、S P C の提供する公共サービスが契約書や提案書の水準を下回っていると判断したときは、履行の確保を図るためS P C に対し、改善の要望・



指導・命令等の対応を行います。

また、契約書に基づき、不履行状況その発生状況や頻度、影響度を考慮し点数化し、サービス料を減額するなどの措置をとります。

また、D/Aを活用し、市、SPC、金融機関で関係者協議会等を介し、事業回復のための協議を行い、事業遂行を図ります。

③ リスクが顕在化した場合の対応

事業担当課は、事業期間中に顕在化したリスクについては、契約に従い、速やかに対処します。

また、契約書に記載されていない想定外のリスクが顕在化した場合には、速やかにSPCと協議を行い、必要に応じて専門家による調査を実施するなど対応を検討します。

## 8 STEP 7 事業の終了

事業担当課は、PFI事業の終了後、所定の終了手続きを行うとともに、事業継続の手続きをとります。

また、事業評価報告書を作成し、企画担当課へ提出します。

### (1) 事業の終了手続き

契約に定める事業の終了時期の到来により、PFI事業は終了します。

事業が終了した時点で、契約内容に従い、実施状況の最終確認や、施設の譲渡又は撤去、土地等の明け渡し等資産の取り扱いに関する措置を適切に講じます。

事業終了時の手続きについては、原状回復義務の有無や、契約延長の可否、所有権移転方法など契約書で規定します。

### (2) 事後評価

事業担当課は、PFI事業終了時に、発生した問題とその対応方法、市の事業運営、管理体制の問題点とその改善方法、当初の事業開始時点から変化した内容等、今後の課題等について事後評価を行います。

また、事後評価について【別紙3】事後評価報告書（本指針76ページ）を、事業終了後速やかに作成し、市全体のノウハウの蓄積を図るため、企画担当課へ提出します。

### (3) 事業継続の検討

事業終了後も事業の継続を可能とする契約を結んでいる場合には、再契約の締結等の交渉を行います。

事業継続については、新たに民間事業者を募集するなどの選択肢も想定できるため、事業開始前に、あらかじめ契約において具体的に取り決めておくことが必要です。

## P F I 導入検討シート

## 1 事業の概要（従来方式の場合）

事業担当課	担当者名 (内線 )			
事業名				
事業の 目的・内容	目的			
	内容			
スケジュール	年 ～ 年	年 ～ 年		
	年 ～ 年	年 ～ 年		
	年 ～ 年	年 ～ 年		
	年 ～ 年	年 ～ 年		
	年 ～ 年	年 ～ 年		
	年 ～ 年	年 ～ 年	(施設耐用年数 年)	
用地関係	場所 面積	m <sup>2</sup>		
	用地費 用地確保 計画上の 規制	百万円 <input type="checkbox"/> 市有地 <input type="checkbox"/> 民有地 ( <input type="checkbox"/> 買収・ <input type="checkbox"/> 借上げ ) <input type="checkbox"/> その他 ( ) 規制区域 用途地域 建ぺい率 容積率		
事業費概要	事業規模	延べ床面積	m <sup>2</sup> 造成面積 m <sup>2</sup>	
	設計・ 建設費	調査費	百万円 [測量・地質調査等に要する経費]	
		設計費	百万円 [設計・監理等に要する経費]	
		建設費	百万円 [建設・設備・備品等に要する経費]	
		人件費	百万円 [事務的な手続きに係る人件費]	
		その他	百万円 [事務費その他の経費]	
		計	百万円 (A) % (建設費の比率) (D) ÷ (A)	
	維持管 理費	維持管理費	百万円 [施設の維持管理に要する経費]	
		大規模修繕	百万円 [建築費の % × 回]	
		その他	百万円 [内容 ]	
	計	百万円 (B)		
運 営 費	人件費	百万円 [単価 円 × 人 × 年]		
	事務費	百万円		
	その他	百万円 [内容 ]		
	計	百万円 (C)		
	総事業費	百万円 (D) = (A) + (B) + (C)		
事業費 調達	国・県支出金	百万円 [内容 : ]		
	地方債	百万円 [内容 : ]		
	一般財源	百万円		
	その他	百万円 [内容 : ]		
	計	百万円		

[判定欄] ○：適性がある、△：少々問題はあるものの適性が見込まれる、×：適性がない

	大項目	判定	小項目及びその内容説明
導入検討の基準	必要性、緊急性が高い又は基本構想等が具体化した事業であること		事業に必要性・緊急性があるか 説明：
			基本構想等の具体化があるか 説明：
			その他（ ） 説明：
	制度上の制約がないこと		法規制等の制約がないか 説明：
			補助制度や財政措置上の課題 説明：
			その他（ ） 説明：
	民間のノウハウや創意工夫を發揮しやすい事業か		一括発注、性能発注が可能か 説明：
			民間のノウハウを活用できる可能性があるか 説明：
			その他（ ） 説明：
	民間が参入しやすい事業であること		すでに民間の同種・類似の事業があるか 説明：
			安定的な需要が見込まれるか 説明：
			他に類似事業のPFI導入事例があるか 説明：
		既に民間事業者からの具体的な発案がある 説明：	

大項目		判定	小項目及びその内容説明
導入検討の基準	民間が参入しやすい事業であること		その他 ( ) 説明:
	供用開始まで時間的余裕があること		供用開始までにPFI事業として事務手続きを行う十分な期間があるか 説明: その他 ( ) 説明:
事業担当課による総合判断	見込まれる導入効果		公共サービスの質的な向上が図られるか 説明:
			財政支出の削減が図られるか 説明:
			その他 ( ) 説明:
適正評価		<input type="checkbox"/> PFIの適正あり (→ PFI推進関係課長会議へ)	
		PFI事業の想定	
		民間事業者の事業範囲	<input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 建設 <input type="checkbox"/> 維持管理 <input type="checkbox"/> 運営 備考 [ ]
		事業期間	設計・建設 年 維持管理・運営 年
		事業形態	<input type="checkbox"/> サービス購入型 <input type="checkbox"/> ジョイントベンチャー型 <input type="checkbox"/> 独立採算型
		事業方式	<input type="checkbox"/> BTO <input type="checkbox"/> BOT <input type="checkbox"/> BOO <input type="checkbox"/> その他 [ ]
適正評価		<input type="checkbox"/> PFIの適正なし	
		想定されるその他の事業手法	
		事業手法	<input type="checkbox"/> 従来方式 ( <input type="checkbox"/> 公設公営 (一部委託含む) ・ <input type="checkbox"/> 公設民営 ) <input type="checkbox"/> その他
	理由		

導入検討の基準の判定欄は、それぞれの小項目の内容を総合的に判断して記入してください。

関係資料（計画書、配置図、事業費計算書）を添付してください。

事業担当課	担当者名 (内線 )
事業名	

〔判定欄〕 ○：適性がある、△：少々問題はあるものの適性が見込まれる、×：適性がない

項 目		判定	判定の理由
導 入 検 討 の 基 準	必要性、緊急性が高い又は基本構 想等が具体化した事業であること		
	制度上の制約がないこと		
	民間のノウハウや創意工夫を 発揮しやすい事業か		
	民間が参入しやすい事業で あること		
	供用開始まで時間的余裕が あること		
P F I 推 進 関 係 課 長 会 議 に よ る 総 合 判 断	見 込 ま れ る 導 入 効 果	公共サービスの質的な向上が図られるか 説明：	
		財政支出の削減が図られるか 説明：	
		その他 ( ) 説明：	
適 正 評 価	<input type="checkbox"/> P F I の適正あり (→ 庁議へ)		
	P F I 事業の想定		
	民間事業者 の事業範囲	<input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 建設 <input type="checkbox"/> 維持管理 <input type="checkbox"/> 運営 備考 [ ]	
	事業期間	設計・建設 年 維持管理・運営 年	
	事業形態	<input type="checkbox"/> サービス購入型 <input type="checkbox"/> ジョイントベンチャー型 <input type="checkbox"/> 独立採算型	
	事業方式	<input type="checkbox"/> BTO <input type="checkbox"/> BOT <input type="checkbox"/> BOO <input type="checkbox"/> その他 [ ]	
理 由	<input type="checkbox"/> P F I の適正なし		
	想定されるその他の事業手法		
	事業手法	<input type="checkbox"/> 従来方式 ( <input type="checkbox"/> 公設公営 (一部委託含む) ・ <input type="checkbox"/> 公設民営) <input type="checkbox"/> その他	
理由			

※ 太枠内、事業担当課は記入不要です。

## 民間発案受付シート

提出日	年 月 日	
事業名		
メンバー代表企業		
提出メンバー企業		
担当者	企業名	
	所属	
	職・氏名	
	住所	
	連絡先	TEL
E-MAIL		

※ 関係資料も併せてご提出をお願いします。

## 市使用欄

受付	所属	部	課	係
	担当者			

基本理念
施設のコネプト
実施事業内容
利用促進策等

P F I 計画の概要

事業スキーム
事業期間 _____ 年
事業形態      ・ サービス購入型      ・ ジョイントベンチャー型      ・ 独立採算型
事業手法      ・ B T O      ・ B O T      ・ その他 ( _____ )
P S C ( P V 換算) _____ 円 (割引率 _____ %) (設計建設費 _____ 円 維持管理運営費 _____ 円)
採算分析      ・ E I R R      %      ・ L L C R      ・ D S C R
資金調達方法



リスク分担の考え方

VFM向上の工夫

サービス水準向上の効果

その他

本市への要望 等

## P F I 事業事後評価報告書

事業担当課			
事業名			
事業スキーム			
事業期間	年	(契約日	年 月 日～終了日 年 月 日)
総事業費	円	(設計建設費	千円 維持管理運営費 千円)
事業形態	・サービス購入型 ・ジョイントベンチャー型 ・独立採算型 ・ミックス型		
事業手法	・BTO ・BOT ・その他 ( )		
選定事業			
事業期間中に発生した問題点とその解決方法			
-----			
-----			
-----			
-----			
-----			
市の運営・管理体制の問題点とその改善方法			
-----			
-----			
-----			
-----			
-----			
今後の課題			

欄が足りない場合は、適宜改変してください。

## 【作成例】

### 指宿市〇〇〇事業審査委員会設置要綱

〇〇年指宿市告示第〇〇号

#### (設置)

第1条 〇〇〇事業を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）」に基づいて実施するにあたり，民間事業者（以下「事業者」という。）を競争性，公正性及び透明性を確保して選定するため，並びに事業推進に関する意見聴取を行うため，指宿市〇〇〇事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 審査委員会は，事業者の選定等に関する次の事項を所掌する。

(1) 事業者の選定に関する事項

- ア 事業者選定方式の検討及び意見表明に関すること
- イ 事業者決定基準の検討及び作成に関すること
- ウ 応募書類の審査及び評価に関すること
- エ 優秀提案者の選定に関すること
- オ 市長への優秀提案者選定の報告に関すること

(2) その他PFI事業推進に関する事項

- ア 実施方針の検討に関すること
- イ 特定事業の選定及びVFMの検証に関すること
- ウ 募集要項の検討に関すること

2 総合評価一般競争入札方式により事業者の選定を行う場合は，地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第4項の規定に基づく学識経験者の意見聴取手続を兼ねるものとする。

#### (組織)

第3条 審査委員会は，次に掲げる委員で組織し，委員は事業に応じて選任するものとする。

(1) 学識経験者 PFI事業の事業内容，建築及び設備の分野等に精通した学識経験者並びに地元代表の学識経験者の中から市長が委嘱する者

(2) 市職員 総務担当部長，企画担当部長，財政担当部長，（事業担当）部長

2 委員は，事案について適正な審査が行える人数とする。また，委員のうち過半数は学識経験者とする。

3 委員の任期は，当該事業に係る審査が終了するまでの期間とする。

4 審査委員会として事業者選定のための審査を実施している間において，委員の辞職などにより審査に支障が生じたときは，市長は新たな委員を委嘱することができるものとする

る。

- 5 委員長は、P F I手法に精通した学識経験者を、副委員長には委員長が指名する学識経験者の委員をもって充てる。
- 6 委員長は、審査委員会の会務を総括する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在の時はその職務を代理する。

#### (会議)

第4条 審査委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 審査委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。
- 3 審査委員会の議事は、委員の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

#### (委員でない者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、審査委員会に、専門的事項に関し学識経験を有する者その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

#### (委員の責務)

第6条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

- 2 委員は、直接又は間接を問わず、当該事案に関する入札に参加してはならない。なお、委員が当該事案に関する入札に参加したことが判明したときは、審査委員会は、委員が関与した応札者の入札を選考対象外とするものとする。
- 3 委員は、審査の過程において知り得た情報を漏らしてはならない。ただし、市及び審査委員会が公表した情報については、この限りではない。

#### (審査結果の公表等)

第7条 審査委員会における審査の経過及び結果は、公表することにより、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、法第8条の規定により、市長が事業者を選定した後に公表する。ただし、審査委員会は、審査の経過及び結果について、公表することが必要であると判断したときは、公表する事項及び時期などを自ら決定し、公表することができる。

- 2 審査委員会は、事業者の選定過程に係る公正性及び透明性を確保するため、審査委員会の議事録を整備するものとする。

#### (事務局)

第8条 審査委員会の庶務を処理するため、審査委員会に事務局を置く。

- 2 事務局の事務は（事業担当課）が行う。
- 3 企画担当課は、（事業担当課）に対しP F Iの総合的な支援を行うこととし、必要に応じて事務局として審査委員会の会議に出席することができる。
- 3 市が委託した外部のアドバイザー又はコンサルタント等（以下「アドバイザー等」とい

う。)は、事業担当課と同一の立場で審査委員会の事務局に参加することができる。

- 4 事務局員、アドバイザー等その他審査委員会に出席した者は、審査委員会を通じて知り得た情報を公表又は漏えいしてはならない。ただし、市及び審査委員会が公表した情報については、この限りではない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、            年    月    日から施行する。



## IV 資料編

### 1 PFI 関係用語集

#### 50 音順

##### あ行

- アウトソーシング (Outsourcing)  
従来、組織内部で行っていた業務を外部に委託すること。
- アカウンタビリティ (Accountability)  
説明責任。  
PFIにおいて、公共側は実施方針や特定事業等の公表を通して、PFI事業全体について説明する責任を負う。
- アドバイザー (Adviser)  
PFIにおいて求められる財務・金融、法務、技術等の専門知識やノウハウを有し、PFI事業の検討から契約までの過程で、助言や支援を行う専門家。  
活用が想定されるアドバイザーとしては、総括アドバイザー、財務・金融アドバイザー (FA: Financial Adviser)、技術アドバイザー (TA: Technical Adviser)、法務アドバイザー (LA: Legal Adviser) が挙げられる。
- イコール・フットィング (Equal Footing)  
格差是正。  
これまで行政が事業を行う場合、得られていた補助金や免除される税金を同様にPFI事業に適用し、公平にPFI事業と従来型公共事業を比較すること。固定資産税の非課税措置や不動産所得税の減税措置、減価償却の特別措置の条件、補助金などを同じとする。
- インセンティブ (Incentive)  
目標達成を促すための刺激、誘因のこと。
- 公の施設  
地方自治体が設置する施設のうち、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設けられる施設をいう (地方自治法第 244 条)。  
公の施設と呼ばれるためには以下の5つの要件を満たす必要があり、例としては公園、病院、学校、博物館等が挙げられる。
  - ① 住民の利用に供すること
  - ② 区域内に住所を有する者の利用に供すること
  - ③ 住民の福祉を増進する目的をもつこと

- ④ 物的施設であること
- ⑤ 地方自治体が施設について何らかの権原（所有権、賃借権等）を取得していること

## か行

### ○ ガイドライン

民間資金等活用事業推進委員会がPFI事業を実施する上での実務上の指針として作成したものの。地方公共団体が実施するPFI事業においても参考となりうる。

- ・ PFI事業実施プロセスに関するガイドライン  
(平成19年6月29日)
- ・ PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン  
(平成13年1月22日)
- ・ VFM (Value For Money) に関するガイドライン  
(平成20年7月15日)
- ・ 契約に関するガイドラインーPFI事業契約における留意事項についてー  
(平成15年6月23日)
- ・ モニタリングに関するガイドライン  
(平成15年6月23日)

### ○ 加算方式

性能評価点+価格評価点で採点する方式。価格評価点の比率をどの程度にするかによって全体の評価に大きな影響を及ぼす。

(⇒除算方式)

### ○ 株主間協定

選定事業者の株主（コンソーシアム構成企業その他出資者）間で、当該株式会社の運営や選定事業の運営にかかる責任分担等についての基本的な合意事項を定める協定。主な規定内容としては、株主間の出資比率、株式会社の設立目的や事業内容、株式の譲渡等処分制限、株主の業務分担、株主の劣後融資の分担等が想定される。

### ○ 関心表明書 (LOI: Letter of Intent)

金融機関が対外的に発出する当該事業への関心、融資検討の実施について表明するレター。参加関心表明書、LOIとも呼ばれる。

PFIでは、事業者選定プロセスにおいて、資金調達の実現性を確認する目的で、審査基準に関心表明書の取得が盛り込まれるケースがある。

関心表明書は、事業スキームを金融機関が精査した上で融資の見込みを述べる融資予約に近いものから、単に金融機関として関心がある旨を述べればよいものまで、様々な形式のものがあるが、あくまで金融機関の事業に対する関心、融資検討の実施についての表明であり、融資の確約を行っているわけではない点、留意が必要である。



○ 起債制限比率

公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、公債費から交付税措置された額を控除した額が標準的な一般財源に占める割合をいう。通常3ヵ年平均が用いられる。

この比率が20%以上になると起債の許可が制限される。

P F I 事業においても、債務負担行為に係る支出のうち施設整備費や用地取得費等は起債制限比率の計算対象となる（自治事務次官通知（平成12年3月29日付））。

○ 基本協定

選定事業に関し、コンソーシアムが落札者として決定されたことを確認し、管理者等及び当該コンソーシアムの義務について必要な事項を定める管理者等とコンソーシアムの構成企業との間で結ばれる契約。落札者であるコンソーシアムの構成企業が選定事業者となる株式会社を設立すべきことや選定事業の準備行為に関する取扱い等について規定される。

○ 義務的経費

歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に削減できない非弾力的な性格の強い経費。  
人件費、扶助費、公債費。

○ キャッシュフロー（Cash Flow）

営業活動や資金調達、返済、設備投資などを通じて生じる現金の流れ。

製品やサービスの販売や原材料の調達、人件費や設備投資の支払、銀行からの融資や返済などの現金収支のこと。P F I 事業においては、プロジェクト・ファイナンスが導入される場合が多く、融資者に対する主な返済原資となるキャッシュフローの管理が最重要課題となる。

○ 協力企業

定義は各事業で異なるが、一般的にはP F I 事業者から直接業務を受託する予定の企業で、出資の義務がないことが多い。

○ 金利スワップ

選定事業者が変動金利で調達している場合にこれを実質的に固定金利の調達に変換する金融手法である。選定事業者が変動金利による金利支払を行っている場合に、別途、金融機関に対し固定金利を支払い、変動金利を受け取る契約を結ぶことにより、選定事業者が実質的に固定金利による金利支払を行っていることと同様の効果を得ることを目的とする。

○ 現在価値（PV : Present Value）

将来価値を一定の割引率で割り引いた価値（金額）。

現在の価値 = 将来受ける金額 / (1 + 割引率 / 100)<sup>年数</sup>

P S C と P F I 事業の L C C を現在価値で比較することは、P F I における財政支出の平準化というメリットを、定量化して評価する意味があるといえる。

○ 公募型プロポーザル方式

公募により提案書を募集し、あらかじめ示された評価基準に従って最優秀提案書を特定した後、その提案者の提出者との間で契約を締結する方式。

随意契約であるので、調達内容が随意契約の要件（地方自治法施行令第167条の2第1項各号を参照）を満たしていることが必要となる。

（関連⇒総合評価一般競争入札）

○ 公有財産

地方自治法に定める財産（地方自治法第237条第1項）のひとつで、同法第238条第1項に定められるものをいう。具体的には、

- 一 不動産
- 二 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機
- 三 前二号に掲げる不動産及び動産の従物
- 四 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
- 五 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
- 六 株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利
- 七 出資による権利
- 八 不動産の信託の受益権

であり、地方自治法が条例等により、その範囲を任意に拡大したり、又は縮小したりすることは認められない。

公有財産は、公用又は公共用の目的達成のために使用される行政財産と、経済価値に主目的をおいた普通財産とに分類され、行政財産はさらに一般の住民の共同利用に供することを目的とするか否かによって公用財産と公共用財産とに分類される。

《概念図》 （※この図において法とは、地方自治法のこと）

(法 244 条) 公 の 施 設	公共施設等	公共用財産	公用財産	(法 第 238 条 第 4 項) 普通財産	物 品 (法 239 条)	債 権 (法 240 条)	基 金 (法 241 条)
公有財産(法第238条)							
普通地方公共団体の所有に属する財産(法第237条)							

○ コーポレート・ファイナンス (Corporate Finance)

従来型企業貸付の主流で、企業活動全体が債務返済の原資となる資金調達形式。

特定のプロジェクトの採算性等が問われるプロジェクト・ファイナンスに対して、企業の持つ人、物、金（カネ）全体が信用力となる。

（関連⇒プロジェクト・ファイナンス）

- 国庫補助負担金  
国が地方に対し特定の事務事業の実施を奨励する場合などに財政的な支援として交付する資金（国庫補助金）や、国と地方とが共同責任を持つ事務を地方が実施する場合に、国が義務的に負担する資金（国庫負担金）のこと。
- コンソーシアム（Consortium）  
民間事業者の公募に当たり組成される法人格の無い共同企業体のこと。

## さ行

- サービス（Service）  
P F Iにおける「サービス」とは、民間事業者が行政に対して提供する建設、資金調達、管理、運営等の業務を指す。P F Iの事業方式の1つである「サービス購入型」の「サービス」は、これにあたる。
- サービス購入型  
P F I事業の事業類型の一つ。民間事業者は、自ら調達した資金により施設を設計・建設し、維持管理及び運営を行う。地方公共団体は、そのサービスの提供に対して対価を支払う事業類型。  
（関連⇒独立採算型）
- 債務負担行為  
歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の総額の範囲内におけるものを除くほか、地方公共団体が債務を負担する行為につき、その行為の内容を定めておくもの（地方自治法第214条）。複数年にわたる債務の履行に関して設定されることが多い。債務負担行為に基づく歳入歳出予算は義務費として計上されるため、議会が当該予算に関する減額・削除の議決を行ったとしても、首長の原案執行権により守られることになる。  
なお、国の債務負担行為は従前、財務法により5ヶ年度が限度とされていた（財務法第15条第3項）が、P F I事業においては30ヶ年度にまで延長された（P F I法第11条）。地方自治法上には上限の定めがない。
- 事業関連契約（業務委託契約、業務請負契約など）  
選定事業者がP F I事業契約に従い施設の設計、建設、維持・管理及び運営の業務を実施し、公共サービスを提供するため、これら業務を第三者たるコンソーシアム構成企業又は受託・請負企業に委託し、又は請け負わせる、選定事業者とコンソーシアム構成企業又は受託・請負企業との間で結ばれる契約。及び、これら業務を委託された又は請け負ったコンソーシアム構成企業又は受託・請負企業がこれら業務をさらに下請企業に委託し、又は請け負わせる、受託・請負企業と下請企業との間で結ばれる契約。

○ 事業契約

P F I 事業において、地方公共団体が民間事業者に事業権を付与する契約（事業契約）のこと。事業契約の主な内容は、事業内容、事業権付与期間、民間事業者への支払に関する規定、事業破綻時の対応、契約終了時の規定、介入権が挙げられる。

○ 実施方針

特定事業の選定、民間事業者の選定等に関する方針。公共施設等の管理者等は、P F I 事業を行うに当たり、実施方針を定めて、これを公表しなければならない。（P F I 法第 5 条）

○ 除算方式

性能評価点を価格で除した値で採点し、単価価格当たりの付加価値を明確にする方式。  
（⇒加算方式）

○ スキーム（scheme）

事業の仕組み・枠組み・構成。

○ スプレッド（Spread）

貸出金利と調達金利との差による利ざやのこと。貸し手の調達金利を LIBOR（別項参照）とすれば、貸出金利は LIBOR+スプレッドとなる。

○ 総合評価一般競争入札

一般競争入札は、原則として予定価格の範囲内で最低価格の入札者が落札者となる。総合評価一般競争入札は、予定価格の範囲内で申し込みをした者のうち、価格だけではなくその他の条件（維持管理・運営のサービス水準、技術力等）を総合的に勘案し、落札者を決定するもの（地方自治法施行令 167 条の 10 の 2）。

（関連⇒公募型プロポーザル方式）

## た行

○ 地方交付税

都道府県及び市町村の財源の均衡化を図り、各団体が等しくその行うべき事務を遂行できるよう、特定の国税の一定割合を一定の基準により国が交付する税をいう。（地方交付税法第 1 条、第 2 条）

地方交付税は普通交付税と特別交付税に分かれるが、このうち主たる普通交付税は、原則として「合理的かつ妥当な水準において行政を行う場合または標準的な施設を維持する場合に必要な一般財源」を表す基準財政需要額が、各都道府県、市町村の財政力を合理的な方法で測定した基準財政収入額を上回った場合、その差額（財源不足額）として算定される。

地方自治体が直接施設整備を行うに当たり、起債を行った場合、元利償還金の一部は各年の自

治体における基準財政需要額に組み込まれ、(財政不足が生じれば) 交付税措置が行われることとなる。一方、P F I 事業においては、施設の種別に応じた財政措置のある場合は、施設整備費相当分に関し、地方自治体が直接整備した場合と同等の交付税措置が行われるとともに、施設の種別に応じた財政措置がない場合も一定の要件を満たせば、施設整備費相当分の20%に対し交付税措置が行われることとなった。(自治省財政局長通知(平成12年3月29日付け))

○ 直接協定 (D/A : Direct Agreement)

選定事業者による選定事業の実施が困難となった場合などに、管理者等によるP F I 事業契約の解除権行使を融資金融機関等が一定期間留保することを求め、資金供給している融資金融機関等による選定事業に対する一定の介入 (Step-in) を可能とするための必要事項を規定した管理者等と融資金融機関等との間で直接結ばれる協定。

○ デフォルト (Default)

金融用語としては債務不履行、契約不履行。P F I 事業においては、事業の休止、中止、破綻といった事業継続困難な状況をいう。

どのような状態をもってデフォルトと認定するかは、個別の契約や当該国の法律により異なる。

○ 特別目的会社 (SPC : Special Purpose Company)

ある特別の事業を行うために設立された事業会社のこと。

P F I では、公募提案する共同企業体 (コンソーシアム) が、新会社を設立して、建設・運営・管理にあたることが多い。

(関連⇒コンソーシアム)

○ 独立採算型

P F I 事業の事業類型の一つ。民間事業者が、自ら調達した資金により施設を設計・建設し、維持管理及び運営を行い、施設利用者からの料金収入のみで資金を回収する事業類型。

(関連⇒サービス購入型)

## な行

○ 入札説明書

総合評価一般競争入札方式のP F I 事業において、求めるサービス水準、技術仕様、主要な契約条件、リスク分担、事業者の選定基準、選定方法等を記載し、地方公共団体が公表する書類。これをもとに応募者は提案書を作成することとなる。

公募型プロポーザル方式で民間事業者選定を行う場合は「募集要項」がこれに該当する。

## は行

### ○ 附帯的施設

P F I 事業者が、本事業計画地の利用可能な土地を活用し、本事業以外の他の事業（付帯的事業）を行うため、本事業の施設に併設して設置する施設のこと。

収益施設等の施設を設置し、独自の収益事業を行うことなどが想定されるが、事業者が附帯的事業を行う場合には、本事業の実施に支障を及ぼすことがないようにする必要がある。

なお、市は、事業者が附帯的事業を行うために、必要があれば有償（又は無償）で土地を使用させることができる。

### ○ プロジェクト・ファイナンス（Project Finance）

あるプロジェクトの資金調達において、返済原資をその事業から生み出されるキャッシュフロー（収益）のみに依存するファイナンスのこと。また、担保は当該事業に関連する資産（契約上の権利を含む。）に限定し、プロジェクトを行う親会社の保証、担保提供等は、原則として行われない。

（関連⇒コーポレート・ファイナンス）

### ○ 募集要項

公募型プロポーザル方式で行う P F I 事業において、求めるサービス水準、技術仕様、主要な契約条件、リスク分担、事業者の選定基準、選定方法等を記載し、地方公共団体が公表する書類。これを基に応募者は提案書を作成することとなる。

総合評価一般競争入札で民間事業者選定を行う場合は「入札説明書」がこれに該当する。

## ま行

### ○ 民間資金等活用事業推進委員会

P F I 法第 21 条に基づき設置された委員会。

国の P F I の実施状況の調査・審議、内外の P F I に関する情報収集、民間事業者からの意見、提言等の受付、P F I に関し政府が行う広報への協力等行うとともに、必要に応じて内閣総理大臣又は行政機関の長に意見を述べ、国の P F I 事業の促進及び総合調整を図ることを役割としている。

### ○ モニタリング

選定事業者による公共サービスの履行に関し、約定に従い適正かつ確実なサービスの提供の確保がなされているかどうかを確認する重要な手段であり、公共施設等の管理者等の責任において、選定事業者により提供される公共サービスの水準を監視（測定・評価）する行為。

## や行

### ○ 融資契約

融資金融機関等が選定事業者に対して融資するに当たり、融資金融機関等と選定事業者との間で締結される契約。主な規定内容としては、貸付合意、資金使途、貸付実行手続、貸付実行前提条件、元本弁済、支払金利、遅延損害金、弁済充当方法、表明及び保証、借入人誓約、期限の利益喪失事由等が想定される。

## ら行

### ○ リスク (Risk)

ある事柄に関し不確実にしか予見できない場合において、その事柄が原因となり、追加費用が発生する、損失を被る、期待した収益をあげられないといった好ましくない事態が生じる可能性のこと。

### ○ リスク移転／分担

ある事業を公共が直接行う場合は、その事業に係るリスクをすべて公共で負担することになる。これに対して、PFIにおいては公共と民間事業者との間でリスク分担を行うことで、一定のリスクを事業者側に負わせることが可能となる。リスク分担については、実施方針等においてリスク分担表の形式で示されることが多い。

リスク移転や分担における原則は「各々のリスクを最も適切にコントロールできるものがリスクを負担する」ということであり、「可能な限り多くのリスクを民間事業者側に負担させる」ということではないことに注意すべきである。

### ○ リスクの定量化

移転されたリスクを金銭的価値に換算すること。

VFMの評価においては、実際のコスト負担に定量化されたリスクが加味されることになる。イギリスでは工事費の増嵩等に関する過去のデータの蓄積から、事業に伴うリスクの確率、影響額を定量化した上で、統計的な手法等を用いて各リスクの金銭的価値を試算している。しかしながら、我が国においてはリスクに関するデータの蓄積がないため、リスクの定量化は今後の課題である。

## わ行

### ○ 割引率 (Discount Rate)

現在価値を算出する際に用いる利率のこと。

割引率については、リスクフリーレート（無リスクで運用できる金融商品の利回り）を用いることが適当である。例えば、長期国債利回りの過去の平均や長期的見通し等を用いる方法がある。

## アルファベット順

- B O O (Built Own Operate)  
P F I 事業方式の一つ。  
設計・建設 → 民間所有 → 維持管理・運営 (→ 所有 or 解体・撤去)
- B O T (Built Operate Transfer)  
P F I 事業方式の一つ。  
設計・建設 → 維持管理・運営 → 所有権移転
- B T O (Built Transfer Operate)  
P F I 事業方式の一つ。  
設計・建設 → 所有権移転 → 維持管理・運営
- D S C R (Debt Service Coverage Ratio)  
事業が生み出す毎年のキャッシュフローが元利金返済に十分な水準であるかを見る指標。元利金支払の余裕度を見るために用いられる。  
$$D S C R = (\text{元利支払前キャッシュフロー}) / (\text{元利支払予定額})$$
- E I R R (Equity Internal Rate of Return)  
財務指標の一つで、自己資本に対する、事業期間を通じた最終的な収益率であり、事業者の出資金の現在価値と、配当の現在価値が等しくなる割引率に該当する。投資家にとっての採算性を計るための指標である。
- L C C (Life Cycle Cost)  
プロジェクトにおいて、計画から、施設の設計、建設、維持管理、運営、修繕、事業終了までの事業全体にわたり必要なコストのこと。
- L I B O R (London Inter-Bank Offered Rate: ライバー)  
ロンドンのユーロドル市場における銀行間で取引される預金の基準金利。LIBOR は、銀行の数で 16 行の金利参照銀行が提示する金利について、高い金利の提示銀行 4 行と低い金利の提示銀行 4 行の計 8 行の提示金利を除いた残り 8 行の金利の平均によって求められる。資金調達コストの指標としてよく用いられる。  
(関連⇒T I B O R)
- L L C R (Loan Life Coverage Ratio)  
借入期間にわたる元利金返済前キャッシュフローの現在価値が借入元本の何倍に相当するかを示すもの。事業会社の返済能力を分析する指標として用いられ、当該指標が 1.0 を下回ると、元利金返済前のキャッシュフローだけでは借入元本の返済ができない状態を示すこととなる。金



融機関が融資をする際の判断指標となる。

○ NPV (Net Present Value)

投資金額の現在価値と回収の現在価値の差であり、将来のキャッシュフローを予測する指標として用いる。

(関連⇒現在価値)

○ PPP (Public Private Partner)

公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームをPPP (パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携) と呼ぶ。PFIは、PPPの代表的な手法の一つ。

PPPの中には、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営 (DBO) 方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。

○ PSC (Public Sector Comparator)

公共が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値をいう。提案されたPFI事業が従来型の公共事業に比べ、VFMが得られるかの評価を行う際に使用される。

○ Step-in Right

介入権。

債務不履行発生など非常の場合に、管理者等によるPFI事業契約の解除権行使を、融資金融機関等が一定期間留保することを求めてプロジェクトに対して介入できる権利として、市と融資金融機関等との直接協定 (D/A) により規定される。

○ TIBOR (Tokyo Inter-Bank Offered Rate:タiboー)

ロンドン市場の銀行間で取引される基準金利であるLIBORに対し、東京市場における銀行間で取引される預金の基準金利のこと。LIBOR同様、資金の調達コストの指標としてよく用いられる。(関連⇒LIBOR)

○ TSR (Tokyo Swap Reference Rate)

東京市場における金利スワップ取引の平均値。

PFI事業では、設計・建設の対価相当分を算定する際の基準金利として使用されることがある。

○ VE (Value Engineering)

発注者が提示する設計図書に対して施設、設備の価値向上を目的に機能面、コスト面の観点から事業者が行う技術提案のこと。

- ① 機能向上, コスト低減による価値向上
- ② 機能維持, コスト低減による価値向上

- ③ 機能向上, コスト維持による価値向上
- ④ 機能 (の大幅な) 向上, コスト増加による価値向上

といった形態が考えられる。

P F Iにおいては, 実施設計まで地方公共団体が行き, 応募者に技術的提案を求める事業がある。

また, 選定事業者が技術的提案によって地方公共団体の示した設計図書等を変更することができる場合 (契約後V E) もある。

#### ○ V F M (Value for Money)

P F I事業における最も重要な概念の一つで, 支払 (Money) に対して最も価値の高いサービス (Value) を供給するという考え方のこと。

V F Mの評価は, P S CとP F I事業のL C Cとの比較により行う。この場合, P F I事業のL C CがP S Cを下回ればP F I事業の側にV F Mがあり, 上回ればV F Mがないということになる。

公共サービス水準を同一に設定することなく評価する場合, P S CとP F I事業のL C Cが等しくても, P F I事業において公共サービス水準の向上が期待できるとき, P F I事業の側にV F Mがある。

地方公共団体が事業を実施するに当たり, 事業手法を選択する際の判断基準となるもので, P F Iで事業を実施した方が低廉で良質なサービスの提供が可能であると見込まれた場合, P F Iが適切であると判断される。

#### ○ W T O政府調達協定 (平成7年12月条約23号)

関税と貿易に関する一般協定 (G A T T) に代わる世界貿易機関 (W T O) の設立に当たり1995年1月1日に発効したのが「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」であり, この協定の付属書4に収録されているのが政府調達に関する協定である。

地方公共団体では, 都道府県と政令指定都市が対象であり, その他の市町村や一部事務組合, 広域連合は対象外となっている。

具体的には, 「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令 (平成7年11月1日政令第372号)」の規定に基づき民間事業者の募集を行うことになる。

ただし, 都道府県と政令指定都市が実施するP F I事業の全てに適用されるわけではない。P F Iは, 設計, 建設と維持管理, 運営の混合契約と解されるが, 予定価格が, その主目的である調達項目ごとの適用基準額に達していれば適用されることになる。例えば, 建設工事が主目的の場合は24億3,000万円以上 (現行規定・平成18年3月31日まで) であれば適用されるが, W T O政府調達協定上の特定役務以外が主目的である事業は適用されない。

## 2 関係法令等

### 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

公布：平成11年7月30日法律第117号

施行：平成11年9月24日

最終改正：平成26年6月27日法律第91号

施行：平成27年5月1日

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この法律は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

##### (定義)

第二条 この法律において「公共施設等」とは、次に掲げる施設（設備を含む。）をいう。

- 一 道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等の公共施設
- 二 庁舎、宿舍等の公用施設
- 三 賃貸住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等の公益的施設
- 四 情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設（廃棄物処理施設を除く。）、観光施設及び研究施設
- 五 船舶、航空機等の輸送施設及び人工衛星（これらの施設の運行に必要な施設を含む。）
- 六 前各号に掲げる施設に準ずる施設として政令で定めるもの

2 この法律において「特定事業」とは、公共施設等の整備等（公共施設等の建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。）に関する事業（市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の市街地開発事業を含む。）であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。

3 この法律において「公共施設等の管理者等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 公共施設等の管理者である各省各庁の長（衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長及び大臣をいう。以下同じ。）又は特定事業を所管する大臣
- 二 公共施設等の管理者である地方公共団体の長又は特定事業を実施しようとする地方公共団体の長
- 三 公共施設等の整備等を行う独立行政法人、特殊法人その他の公共法人（市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の市街地開発事業を施行する組合を含む。以下「公共法人」という。）

- 4 この法律において「選定事業」とは、第七条の規定により選定された特定事業をいう。
- 5 この法律において「選定事業者」とは、第八条第一項の規定により選定事業を実施する者として選定された者をいう。
- 6 この法律において「公共施設等運営事業」とは、特定事業であつて、第十六条の規定による設定を受けて、公共施設等の管理者等が所有権（公共施設等を構成する建築物その他の工作物の敷地の所有権を除く。第二十九条第四項において同じ。）を有する公共施設等（利用料金（公共施設等の利用に係る料金をいう。以下同じ。）を徴収するものに限る。）について、運営等（運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。）を行い、利用料金を自らの収入として収受するものをいう。
- 7 この法律において「公共施設等運営権」とは、公共施設等運営事業を実施する権利をいう。

（基本理念）

第三条 公共施設等の整備等に関する事業は、国及び地方公共団体（これらに係る公共法人を含む。以下この条及び第七十七条において同じ。）と民間事業者との適切な役割分担並びに財政資金の効率的使用の観点を踏まえつつ、行政の効率化又は国及び地方公共団体の財産の有効利用にも配慮し、当該事業により生ずる収益等をもってこれに要する費用を支弁することが可能である等の理由により民間事業者に行わせることが適切なものについては、できる限りその実施を民間事業者に委ねるものとする。

- 2 特定事業は、国及び地方公共団体と民間事業者との責任分担の明確化を図りつつ、収益性を確保するとともに、国及び地方公共団体の民間事業者に対する関与を必要最小限のものとするにより民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されることを旨として行われなければならない。

## 第二章 基本方針等

（基本方針等）

第四条 政府は、基本理念にのっとり、特定事業の実施に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針は、特定事業の実施について、次に掲げる事項（地方公共団体が実施する特定事業については、特定事業の健全かつ効率的な促進のために必要な事項に係るもの）を定めるものとする。
  - 一 民間事業者の提案による特定事業の選定その他特定事業の選定に関する基本的な事項
  - 二 民間事業者の募集及び選定に関する基本的な事項
  - 三 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する基本的な事項
  - 四 公共施設等運営権に関する基本的な事項
  - 五 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する基本的な事項
  - 六 その他特定事業の実施に関する基本的な事項
- 3 基本方針は、次に掲げる事項に配慮して定められなければならない。
  - 一 特定事業の選定については、公共施設等の整備等における公共性及び安全性を確保しつつ、事業に要する費用の縮減等資金の効率的使用、国民に対するサービスの提供における行政のかかわり方の改革、民間の事業機会の創出その他の成果がもたらされるようにするとともに、民間事業者の自主性を尊重すること。
  - 二 民間事業者の選定については、公開の競争により選定を行う等その過程の透明化を図るととも

に、民間事業者の創意工夫を尊重すること。

三 財政上の支援については、現行の制度に基づく方策を基本とし、又はこれに準ずるものとする  
こと。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案につき閣議の決定を求めなければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表する  
とともに、各省各庁の長に送付しなければならない。

6 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

7 地方公共団体は、基本理念にのっとり、基本方針を勘案した上で、第三項各号に掲げる事項に配  
慮して、地域における創意工夫を生かしつつ、特定事業が円滑に実施されるよう必要な措置を講ず  
るものとする。

### 第三章 特定事業の実施等

#### (実施方針)

第五条 公共施設等の管理者等は、第七条の特定事業の選定及び第八条第一項の民間事業者の選定を  
行おうとするときは、基本方針にのっとり、特定事業の実施に関する方針（以下「実施方針」とい  
う。）を定めることができる。

2 実施方針は、特定事業について、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。

一 特定事業の選定に関する事項

二 民間事業者の募集及び選定に関する事項

三 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

四 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

五 事業契約（選定事業（公共施設等運営事業を除く。）を実施するため公共施設等の管理者等及  
び選定事業者が締結する契約をいう。以下同じ。）の解釈について疑義が生じた場合における措  
置に関する事項

六 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

七 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

3 公共施設等の管理者等は、実施方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるもの  
とする。

4 前項の規定は、実施方針の変更について準用する。

#### (実施方針の策定の提案)

第六条 特定事業を実施しようとする民間事業者は、公共施設等の管理者等に対し、当該特定事業に  
係る実施方針を定めることを提案することができる。この場合においては、当該特定事業の案、当  
該特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果を示す書類その他内閣府令で定める書類を添えな  
なければならない。

2 前項の規定による提案を受けた公共施設等の管理者等は、当該提案について検討を加え、遅滞な  
く、その結果を当該民間事業者に通知しなければならない。

#### (特定事業の選定)

第七条 公共施設等の管理者等は、第五条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規  
定により実施方針を公表したときは、基本方針及び実施方針に基づき、実施することが適切である  
と認める特定事業を選定することができる。

(民間事業者の選定等)

第八条 公共施設等の管理者等は、前条の規定により特定事業を選定したときは、当該特定事業を実施する民間事業者を公募の方法等により選定するものとする。

2 前項の規定により選定された民間事業者は、本来同項の公共施設等の管理者等が行う事業のうち、事業契約において当該民間事業者が行うこととされた公共施設等の整備等(第十六条の規定により公共施設等運営権が設定された場合にあつては、当該公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等)を行うことができる。

(欠格事由)

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定事業を実施する民間事業者の募集に応じることができない。

一 法人でない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない法人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている法人

三 第二十九条第一項(同項第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定により公共施設等運営権を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない法人

四 公共施設等運営権を有する者(以下「公共施設等運営権者」という。)が第二十九条第一項の規定により公共施設等運営権を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実が発生した当時現に当該公共施設等運営権者の親会社等(その法人の経営を実質的に支配することが可能となる関係にある法人として政令で定めるものをいう。第七号において同じ。)であった法人で、その取消しの日から五年を経過しないもの

五 役員のうち次のいずれかに該当する者がある法人

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

ホ 公共施設等運営権者が第二十九条第一項の規定により公共施設等運営権を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該公共施設等運営権者の役員であった者で、その取消しの日から五年を経過しないもの

ヘ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからホまでのいずれかに該当するもの

六 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者がその事業活動を支配する法人

七 その者の親会社等が第二号から前号までのいずれかに該当する法人

(技術提案)

第十条 公共施設等の管理者等は、第八条第一項の規定による民間事業者の選定に先立って、その募集に応じようとする者に対し、特定事業に関する技術又は工夫についての提案(以下この条におい

て「技術提案」という。)を求めるよう努めなければならない。

2 公共施設等の管理者等は、技術提案がされたときは、これについて適切な審査及び評価を行うものとする。

3 技術提案については、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）第十五条第五項 本文、第十六条、第十七条第一項前段、第十八条第一項及び第二項並びに第十九条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（客観的な評価）

第十一条 公共施設等の管理者等は、第七条の特定事業の選定及び第八条第一項の民間事業者の選定を行うに当たっては、客観的な評価（当該特定事業の効果及び効率性に関する評価を含む。）を行い、その結果を公表しなければならない。

2 公共施設等の管理者等は、第八条第一項の民間事業者の選定を行うに当たっては、民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されるよう、原則として価格及び国民に提供されるサービスの質その他の条件により評価を行うものとする。

（地方公共団体の議会の議決）

第十二条 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

（指定管理者の指定に当たっての配慮等）

第十三条 地方公共団体は、この法律に基づき整備される公共施設等の管理について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項 の規定を適用する場合には、同条第四項 から第六項 までに規定する事項について、選定事業の円滑な実施が促進されるよう適切な配慮をするとともに、同条第十一項 の規定に該当する場合における選定事業の取扱いについて、あらかじめ明らかにするよう努めるものとする。

（選定事業の実施）

第十四条 選定事業は、基本方針及び実施方針に基づき、事業契約（第十六条の規定により公共施設等運営権が設定された場合にあつては、当該公共施設等運営権に係る公共施設等運営権実施契約（第二十二条第一項に規定する公共施設等運営権実施契約をいう。）。次項において同じ。）に従って実施されるものとする。

2 選定事業者が国又は地方公共団体の出資又は拠出に係る法人（当該法人の出資又は拠出に係る法人を含む。）である場合には、当該選定事業者の責任が不明確とならないよう特に留意して、事業契約において公共施設等の管理者等との責任分担が明記されなければならない。

（実施方針の策定の見通し等の公表）

第十五条 公共施設等の管理者等は、内閣府令で定めるところにより、毎年度、当該年度の実施方針の策定の見通しに関する事項で内閣府令で定めるものを公表しなければならない。ただし、当該年度にその見通しが無い場合は、この限りでない。

2 公共施設等の管理者等は、前項の見通しに関する事項を変更したときは、内閣府令で定めるところにより、変更後の当該事項を公表しなければならない。

3 公共施設等の管理者等は、事業契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該事業契約の内容（公共施設等の名称及び立地、選定事業者の商号又は名称、公共施設等の

整備等の内容、契約期間、事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項その他内閣府令で定める事項に限る。)を公表しなければならない。

4 前三項の規定は、地方公共団体が、前三項に規定する事項以外の実施方針の策定の見通し及び事業契約の内容に関する情報の公表に関し、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

#### 第四章 公共施設等運営権

(公共施設等運営権の設定)

第十六条 公共施設等の管理者等は、選定事業者に公共施設等運営権を設定することができる。

(公共施設等運営権に関する実施方針における記載事項の追加)

第十七条 公共施設等の管理者等は、公共施設等運営権が設定されることとなる民間事業者を選定しようとする場合には、実施方針に、第五条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 選定事業者に公共施設等運営権を設定する旨

二 公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等の内容

三 公共施設等運営権の存続期間

四 第二十条の規定により費用を徴収する場合には、その旨(あらかじめ徴収金額を定める場合にあっては、費用を徴収する旨及びその金額)

五 第二十二条第一項に規定する公共施設等運営権実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

六 利用料金に関する事項

(実施方針に関する条例)

第十八条 公共施設等の管理者等(地方公共団体の長に限る。)は、前条に規定する場合には、条例の定めるところにより、実施方針を定めるものとする。

2 前項の条例には、民間事業者の選定の手続、公共施設等運営権者が行う公共施設等の運営等の基準及び業務の範囲、利用料金に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。

(公共施設等運営権の設定の時期等)

第十九条 公共施設等の管理者等は、第十七条の規定により実施方針に同条各号に掲げる事項を定めた場合において、第八条第一項の規定により民間事業者を選定したときは、遅滞なく(当該実施方針に定めた特定事業が公共施設等の建設、製造又は改修に関する事業を含むときは、その建設、製造又は改修の完了後直ちに)、当該実施方針に従い、選定事業者に公共施設等運営権を設定するものとする。

2 公共施設等運営権の設定は、次に掲げる事項を明らかにして行わなければならない。

一 公共施設等の名称、立地並びに規模及び配置

二 第十七条第二号及び第三号に掲げる事項

3 公共施設等の管理者等は、第一項の規定により公共施設等運営権を設定したときは、その旨並びに当該公共施設等運営権に係る公共施設等の名称及び立地並びに前項第二号に掲げる事項を公表しなければならない。

4 公共施設等の管理者等(地方公共団体の長に限る。)は、第一項の規定により公共施設等運営権を設定しようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

(費用の徴収)



第二十条 公共施設等の管理者等は、実施方針に従い、公共施設等運営権者（公共施設等運営権に係る公共施設等の建設、製造又は改修を行っていない公共施設等運営権者に限る。）から、当該建設、製造又は改修に要した費用に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

（公共施設等運営事業の開始の義務）

第二十一条 公共施設等運営権者は、公共施設等の管理者等が指定する期間内に、公共施設等運営事業を開始しなければならない。

2 公共施設等の管理者等は、公共施設等運営権者から申請があった場合において、正当な理由があると認めるときは、前項の期間を延長することができる。

3 公共施設等運営権者は、公共施設等運営事業を開始したときは、遅滞なく、その旨を公共施設等の管理者等に届け出なければならない。

（公共施設等運営権実施契約）

第二十二条 公共施設等運営権者は、公共施設等運営事業を開始する前に、実施方針に従い、内閣府令で定めるところにより、公共施設等の管理者等と、次に掲げる事項をその内容に含む契約（以下「公共施設等運営権実施契約」という。）を締結しなければならない。

一 公共施設等の運営等の方法

二 公共施設等運営事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

三 公共施設等の利用に係る約款を定める場合には、その決定手続及び公表方法

四 その他内閣府令で定める事項

2 公共施設等の管理者等は、公共施設等運営権実施契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、公共施設等運営権実施契約の内容（公共施設等運営権者の商号又は名称、前項第二号に掲げる事項その他内閣府令で定める事項に限る。）を公表しなければならない。

3 前項の規定は、地方公共団体が、同項に規定する事項以外の公共施設等運営権実施契約に関する情報の公表に関し、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

（公共施設等の利用料金）

第二十三条 公共施設等運営権者は、利用料金を自らの収入として收受するものとする。

2 利用料金は、実施方針に従い、公共施設等運営権者が定めるものとする。この場合において、公共施設等運営権者は、あらかじめ、当該利用料金を公共施設等の管理者等に届け出なければならない。

（性質）

第二十四条 公共施設等運営権は、物権とみなし、この法律に別段の定めがある場合を除き、不動産に関する規定を準用する。

（権利の目的）

第二十五条 公共施設等運営権は、法人の合併その他の一般承継、譲渡、滞納処分、強制執行、仮差押え及び仮処分並びに抵当権の目的となるほか、権利の目的となることができない。

（処分の制限）

第二十六条 公共施設等運営権は、分割し、又は併合することができない。

2 公共施設等運営権は、公共施設等の管理者等の許可を受けなければ、移転することができない。

3 公共施設等の管理者等は、前項の許可を行おうとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

- 一 公共施設等運営権の移転を受ける者が第九条各号のいずれにも該当しないこと。
  - 二 公共施設等運営権の移転が実施方針に照らして適切なものであること。
- 4 公共施設等の管理者等（地方公共団体の長に限る。）は、第二項の許可を行おうとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。ただし、条例に特別の定めがある場合は、この限りでない。
  - 5 抵当権の設定が登録されている公共施設等運営権については、その抵当権者の同意がなければ、これを放棄することができない。
  - 6 第二項の許可を受けないで、又は前項の同意を得ないでした公共施設等運営権の移転又は放棄は、その効力を生じない。

（登録）

第二十七条 公共施設等運営権及び公共施設等運営権を目的とする抵当権の設定、移転、変更、消滅及び処分の制限並びに第二十九条第一項の規定による公共施設等運営権の行使の停止及びその停止の解除は、公共施設等運営権登録簿に登録する。

- 2 前項の規定による登録は、登記に代わるものとする。
- 3 第一項の規定による登録に関する処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。
- 4 公共施設等運営権登録簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。
- 5 公共施設等運営権登録簿に登録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。
- 6 前各項に規定するもののほか、登録に関し必要な事項は、政令で定める。

（指示等）

第二十八条 公共施設等の管理者等は、公共施設等運営事業の適正を期するため、公共施設等運営権者に対して、その業務若しくは経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

（公共施設等運営権の取消し等）

第二十九条 公共施設等の管理者等は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、公共施設等運営権を取り消し、又はその行使の停止を命ずることができる。

- 一 公共施設等運営権者が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 偽りその他不正の方法により公共施設等運営権者となったとき。
  - ロ 第九条各号のいずれかに該当することとなったとき。
  - ハ 第二十一条第一項の規定により指定した期間（同条第二項の規定による延長があったときは、延長後の期間）内に公共施設等運営事業を開始しなかったとき。
- 二 公共施設等運営事業を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。
- ホ ニに掲げる場合のほか、公共施設等運営権実施契約において定められた事項について重大な違反があったとき。
- ヘ 正当な理由がなく、前条の指示に従わないとき。

ト 公共施設等運営事業に関する法令の規定に違反したとき。

二 公共施設等を他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。

2 公共施設等の管理者等は、前項の規定による公共施設等運営権の行使の停止の命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 公共施設等の管理者等は、第一項の規定により、抵当権の設定が登録されている公共施設等運営権を取り消そうとするときは、あらかじめ、その旨を当該抵当権に係る抵当権者に通知しなければならない。

4 公共施設等の管理者等が、公共施設等の所有権を有しなくなったときは、公共施設等運営権は消滅する。

(公共施設等運営権者に対する補償)

第三十条 公共施設等の管理者等は、前条第一項(第二号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定による公共施設等運営権の取消し若しくはその行使の停止又は前条第四項の規定による公共施設等運営権の消滅(公共施設等の管理者等の責めに帰すべき事由がある場合に限る。)によって損失を受けた公共施設等運営権者又は公共施設等運営権者であった者(以下この条において単に「公共施設等運営権者」という。)に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、公共施設等の管理者等と公共施設等運営権者とが協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、公共施設等の管理者等は、自己の見積もった金額を公共施設等運営権者に支払わなければならない。

4 前項の補償金額に不服がある公共施設等運営権者は、その決定の通知を受けた日から六月以内に、訴えをもって、その増額を請求することができる。

5 前項の訴えにおいては、当該公共施設等の管理者等を被告とする。

6 前条第一項の規定により取り消された公共施設等運営権又は同条第四項の規定により消滅した公共施設等運営権(公共施設等の管理者等の責めに帰すべき事由により消滅した場合に限る。)の上に抵当権があるときは、当該抵当権に係る抵当権者から供託をしなくてもよい旨の申出がある場合を除き、公共施設等の管理者等は、その補償金を供託しなければならない。

7 前項の抵当権者は、同項の規定により供託した補償金に対してその権利を行うことができる。

8 公共施設等の管理者等は、第一項の規定による補償の原因となった損失が前条第一項の規定による公共施設等運営権の取消し又はその行使の停止によるものであるときは、当該補償金額の全部又は一部をその理由を生じさせた者に負担させることができる。

## 第五章 株式会社民間資金等活用事業推進機構による特定選定事業等の支援等

### 第一節 総則

(機構の目的)

第三十一条 株式会社民間資金等活用事業推進機構は、国及び地方公共団体の厳しい財政状況を踏まえつつ、我が国経済の成長の促進に寄与する観点から、公共施設等の整備等における民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用が一層重要となっていることに鑑み、特定選定事業(選定事業であって、利用料金を徴収する公共施設等の整備等を行い、利用料金を自らの収入として収受するもの

をいう。以下同じ。)又は特定選定事業を支援する事業(以下「特定選定事業等」と総称する。)を実施する者に対し、金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するための資金の供給を行うことにより、特定選定事業に係る資金を調達することができる資本市場の整備を促進するとともに、特定選定事業等の実施に必要な知識及び情報の提供その他特定選定事業等の普及に資する支援を行い、もって我が国において特定事業を推進することを目的とする株式会社とする。

(数)

第三十二条 株式会社民間資金等活用事業推進機構(以下「機構」という。)は、一を限り、設立されるものとする。

(株式の政府保有)

第三十三条 政府は、常時、機構が発行している株式(株主総会において決議することができる事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く。以下この条において同じ。)の総数の二分の一以上に当たる数の株式を保有していなければならない。

(株式、社債及び借入金の認可等)

第三十四条 機構は、会社法(平成十七年法律第八十六号)第百九十九条第一項に規定する募集株式(第九十一条第一号において「募集株式」という。)、同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権(同号において「募集新株予約権」という。)若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債(以下「募集社債」という。)を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 機構は、新株予約権の行使により株式を発行したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(政府の出資)

第三十五条 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

(商号)

第三十六条 機構は、その商号中に株式会社民間資金等活用事業推進機構という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に民間資金等活用事業推進機構という文字を用いてはならない。

## 第二節 設立

(定款の記載又は記録事項)

第三十七条 機構の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 機構の設立に際して発行する株式(以下「設立時発行株式」という。)の数(機構を種類株式発行会社として設立しようとする場合にあつては、その種類及び種類ごとの数)

二 設立時発行株式の払込金額(設立時発行株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。)

三 政府が割当てを受ける設立時発行株式の数(機構を種類株式発行会社として設立しようとする場合にあつては、その種類及び種類ごとの数)

四 会社法第七十条第一項第一号に掲げる事項

五 取締役会及び監査役を置く旨

六 第五十二条第一項各号に掲げる業務の完了により解散する旨

2 機構の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録してはならない。

一 監査等委員会又は会社法第二条第十二号 に規定する指名委員会等を置く旨

二 会社法第百三十九条第一項 ただし書に規定する別段の定め

(設立の認可等)

第三十八条 機構の発起人は、定款を作成し、かつ、発起人が割当てを受ける設立時発行株式を引き受けた後、速やかに、定款及び事業計画書を内閣総理大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第三十九条 内閣総理大臣は、前条の規定による認可の申請があった場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 設立の手續及び定款の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款に虚偽の記載若しくは記録又は虚偽の署名若しくは記名押印（会社法第二十六条第二項の規定による署名又は記名押印に代わる措置を含む。）がないこと。

三 業務の運営が健全に行われ、我が国における特定選定事業の推進に寄与することが確実であると認められること。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項各号に掲げる基準に適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。

(設立時取締役及び設立時監査役の選任及び解任)

第四十条 会社法第三十八条第一項 に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号 に規定する設立時監査役の選任及び解任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(会社法 の規定の読替え)

第四十一条 会社法第三十条第二項 、第三十四条第一項、第五十九条第一項第一号及び第九百六十三条第一項の規定の適用については、同法第三十条第二項 中「前項の公証人の認証を受けた定款は、株式会社の成立前」とあるのは「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号。以下「民間資金法」という。）第三十九条第二項の認可の後株式会社民間資金等活用事業推進機構の成立前は、定款」と、同法第三十四条第一項中「設立時発行株式の引受け」とあるのは「民間資金法第三十九条第二項の認可の」と、同号中「定款の認証の年月日及びその認証をした公証人の氏名」とあるのは「民間資金法第三十九条第二項の認可の年月日」と、同法第九百六十三条第一項中「第三十四条第一項」とあるのは「第三十四条第一項（民間資金法第四十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

(会社法 の規定の適用除外)

第四十二条 会社法第三十条第一項 及び第三十三条 の規定は、機構の設立については、適用しない。

### 第三節 管理

#### 第一款 取締役等

(取締役及び監査役の選任等の認可)

第四十三条 機構の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(取締役等の秘密保持義務)

第四十四条 機構の取締役、会計参与、監査役若しくは職員又はこれらの職にあった者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第二款 民間資金等活用事業支援委員会

(設置)

第四十五条 機構に、民間資金等活用事業支援委員会（以下「支援委員会」という。）を置く。

(権限)

第四十六条 支援委員会は、次に掲げる決定を行う。

- 一 第五十四条第一項の規定による特定選定事業等支援の対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容の決定
  - 二 第五十六条第一項の株式等又は債権の譲渡その他の処分決定
  - 三 前二号に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる事項のうち取締役会の決議により委任を受けた事項の決定
- 2 支援委員会は、前項第一号及び第二号に掲げる事項の決定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

(組織)

第四十七条 支援委員会は、取締役である委員三人以上七人以内で組織する。

- 2 委員の中には、代表取締役及び社外取締役が、それぞれ一人以上含まなければならない。
- 3 委員は、取締役会の決議により定める。
- 4 委員の選定及び解職の決議は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 5 委員は、それぞれ独立してその職務を執行する。
- 6 支援委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 7 委員長は、支援委員会の会務を総理する。
- 8 支援委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかななければならない。

(運営)

第四十八条 支援委員会は、委員長（委員長に事故があるときは、前条第八項に規定する委員長の職務を代理する者。以下この条において同じ。）が招集する。

- 2 支援委員会は、委員長が出席し、かつ、現に在任する委員の総数の三分の二以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 支援委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。
- 4 前項の規定による決議について特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。
- 5 前項の規定により議決に加わることができない委員の数は、第二項に規定する現に在任する委員の数に算入しない。
- 6 監査役は、支援委員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 7 支援委員会の委員であって支援委員会によって選定された者は、第三項の規定による決議後、遅滞なく、当該決議の内容を取締役に報告しなければならない。
- 8 支援委員会の議事については、内閣府令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面

をもって作成されているときは、出席した委員及び監査役は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

9 前項の議事録が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次条第二項第二号において同じ。）をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、内閣府令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

10 前各項及び次条に定めるもののほか、議事の手続その他支援委員会の運営に関し必要な事項は、支援委員会が定める。

（議事録）

第四十九条 機構は、支援委員会の日から十年間、前条第八項の議事録をその本店に備え置かなければならない。

2 株主は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができる。

一 前項の議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 債権者は、委員の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第一項の議事録について前項各号に掲げる請求をすることができる。

4 裁判所は、前二項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、機構に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、前二項の許可をすることができない。

5 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第二項及び第三項の許可について準用する。

6 取締役は、第一項の議事録について第二項各号に掲げる請求をすることができる。

（登記）

第五十条 機構は、委員を選定したときは、二週間以内に、その本店の所在地において、委員の氏名を登記しなければならない。委員の氏名に変更を生じたときも、同様とする。

2 前項の規定による委員の選定の登記の申請書には、委員の選定及びその選定された委員が就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならない。

3 委員の退任による変更の登記の申請書には、これを証する書面を添付しなければならない。

4 機構は、委員に選定された取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨を登記しなければならない。

第三款 定款の変更

第五十一条 機構の定款の変更の決議は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第四節 業務

第一款 業務の範囲

第五十二条 機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

- 一 対象事業者（第五十四条第一項の規定により支援の対象となった事業者（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項 に規定する組合契約によって成立する組合、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条 に規定する匿名組合契約によって成立する匿名組合、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項 に規定する投資事業有限責任組合若しくは有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条 に規定する有限責任事業組合又は外国の法令に基づいて設立された団体であってこれらの組合に類似するものを含む。次条第一項及び第五十四条第一項において同じ。）をいう。以下同じ。）に対する出資
  - 二 対象事業者に対する基金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第百三十一条 に規定する基金をいう。）の拠出
  - 三 対象事業者に対する資金の貸付け
  - 四 対象事業者が発行する有価証券（金融商品取引法（昭和三十二年法律第二十五号）第二条第一項 に規定する有価証券及び同条第二項 の規定により有価証券とみなされるものをいう。第八号において同じ。）の取得
  - 五 対象事業者に対する金銭債権及び対象事業者が保有する金銭債権の取得
  - 六 実施方針を定め、若しくは定めようとする公共施設等の管理者等又は特定事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者に対する専門家の派遣
  - 七 実施方針を定め、若しくは定めようとする公共施設等の管理者等又は特定事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者に対する助言
  - 八 保有する株式、新株予約権、持分又は有価証券（第五十六条において「株式等」という。）の譲渡その他の処分
  - 九 債権の管理及び譲渡その他の処分
  - 十 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査
  - 十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務
  - 十二 前各号に掲げるもののほか、機構の目的を達成するために必要な業務
- 2 機構は、前項第十二号に掲げる業務を営もうとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

#### 第二款 支援基準

- 第五十三条 内閣総理大臣は、機構が特定選定事業等の支援（前条第一項第一号から第五号までに掲げる業務によりされるものに限る。以下「特定選定事業等支援」という。）の対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容を決定するに当たって従うべき基準（以下この条及び次条第一項において「支援基準」という。）を定めるものとする。
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定により支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、特定選定事業等支援の対象となる特定選定事業等に係る公共施設等を所管する大臣の意見を聴かなければならない。
  - 3 内閣総理大臣は、第一項の規定により支援基準を定めたときは、これを公表するものとする。

#### 第三款 業務の実施

（支援決定）

- 第五十四条 機構は、特定選定事業等支援を行おうとするときは、支援基準に従って、その対象とな



る事業者及び当該特定選定事業等支援の内容を決定しなければならない。

- 2 機構は、特定選定事業等支援をするかどうかを決定しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その内容を当該特定選定事業等支援の対象となる特定選定事業等に係る公共施設等を所管する大臣に通知するものとする。
- 4 前項の規定による通知を受けた大臣は、当該特定選定事業等の収益性その他の当該公共施設等の運営の見込みを考慮して必要があると認めるときは、第二項の期間内に、機構に対して意見を述べることができる。

(支援決定の撤回)

第五十五条 機構は、次に掲げる場合には、速やかに、前条第一項の規定による決定（次項において「支援決定」という。）を撤回しなければならない。

- 一 対象事業者が特定選定事業等を実施しないとき。
- 二 対象事業者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。

- 2 機構は、前項の規定により支援決定を撤回したときは、直ちに、対象事業者に対し、その旨を通知しなければならない。

(株式等の譲渡その他の処分等)

第五十六条 機構は、その保有する対象事業者に係る株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定を行うおうとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。

- 2 機構は、特定選定事業の実施状況、特定選定事業に係る資金の調達状況その他の特定選定事業を取り巻く状況を考慮しつつ、平成四十年三月三十一日までに、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない。

#### 第五節 情報の提供等

第五十七条 機構は、特定選定事業の円滑な実施が促進されるよう、内閣総理大臣に対し、特定選定事業の推進に資する情報の提供を行うものとする。

- 2 内閣総理大臣及び特定選定事業等支援の対象となる特定選定事業等に係る公共施設等を所管する大臣は、前項の規定により提供された情報も踏まえつつ、機構の行う事業の円滑な実施が促進され、特定選定事業が推進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

#### 第六節 財務及び会計

(予算の認可)

第五十八条 機構は、毎事業年度の開始前に、当該事業年度の予算を内閣総理大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の予算には、当該事業年度の事業計画及び資金計画に関する書類を添付しなければならない。

(剰余金の配当等の決議)

第五十九条 機構の剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(財務諸表)

第六十条 機構は、毎事業年度終了後三月以内に、当該事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(政府保証)

第六十一条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の第三十四条第一項の社債又は借入れに係る債務について、保証契約をすることができる。

#### 第七節 監督

(監督)

第六十二条 機構は、内閣総理大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第六十三条 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(財務大臣との協議)

第六十四条 内閣総理大臣は、第三十四条第一項（募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して社債を発行し、又は資金を借り入れようとするときに限る。）、第三十九条第二項、第五十一条、第五十二条第二項、第五十八条第一項、第五十九条又は第六十七条の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(業務の実績に関する評価)

第六十五条 内閣総理大臣は、機構の事業年度ごとの業務の実績について、評価を行わなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。

#### 第八節 解散等

(解散)

第六十六条 機構は、第五十二条第一項各号に掲げる業務の完了により解散する。

(合併等の決議)

第六十七条 機構の合併、分割、事業の譲渡又は譲受け及び解散の決議は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

#### 第六章 選定事業に対する特別の措置

(国の債務負担)

第六十八条 国が選定事業について債務を負担する場合には、当該債務を負担する行為により支出すべき年限は、当該会計年度以降三十箇年度以内とする。

(行政財産の貸付け)

- 第六十九条 国は、必要があると認めるときは、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十八条第一項の規定にかかわらず、選定事業の用に供するため、行政財産（同法第三条第二項に規定する行政財産をいう。次項から第五項まで及び次条第一項から第四項までにおいて同じ。）を選定事業者に貸し付けることができる。
- 2 前項に定めるもののほか、国は、選定事業者が一棟の建物の一部が当該選定事業に係る公共施設等である当該建物（以下この条において「特定建物」という。）の全部又は一部を所有しようとする場合において、必要があると認めるときは、国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該選定事業者に貸し付けることができる。
- 3 前二項に定めるもののほか、国は、前項の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が特定建物のうち選定事業に係る公共施設等の部分以外の部分（以下この条において「特定民間施設」という。）を選定事業の終了（当該選定事業に係る事業契約の解除又は第二十九条第一項の規定による公共施設等運営権の取消し若しくは同条第四項の規定による公共施設等運営権の消滅による終了を含む。以下この条及び次条において同じ。）の後においても引き続き所有しようとする場合において、必要があると認めるときは、国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、当該行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、その者（当該選定事業に係る事業契約の解除又は第二十九条第一項の規定による公共施設等運営権の取消し若しくは同条第四項の規定による公共施設等運営権の消滅による終了の場合にあっては、当該特定民間施設であった施設に係る公共施設等の管理者等が当該公共施設等の管理に関し適当と認める者に限る。第八項において同じ。）に貸し付けることができる。
- 4 前三項に定めるもののほか、国は、第二項の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた選定事業者が特定民間施設を譲渡しようとする場合において、必要があると認めるときは、国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、当該行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該特定民間施設を譲り受けようとする者（当該公共施設等の管理者等が当該公共施設等の管理に関し適当と認める者に限る。）に貸し付けることができる。
- 5 前項の規定は、第三項又は前項（この項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定民間施設（特定民間施設であった施設を含む。）を譲渡しようとする場合について準用する。この場合において、前項中「当該公共施設等の管理者等」とあるのは、「当該特定民間施設に係る公共施設等の管理者等（特定民間施設であった施設を譲渡しようとする場合にあっては、当該特定民間施設であった施設に係る公共施設等の管理者等）」と読み替えるものとする。
- 6 地方公共団体は、必要があると認めるときは、地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、選定事業の用に供するため、行政財産（同法第二百三十八条第三項に規定する行政財産をいう。次項から第十項まで及び次条第五項から第八項までにおいて同じ。）を選定事業者に貸し付けることができる。
- 7 前項に定めるもののほか、地方公共団体は、選定事業者が特定建物の全部又は一部を所有しようとする場合において、必要があると認めるときは、地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該選定事業者に貸し付けることができる。

8 前二項に定めるもののほか、地方公共団体は、前項の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が特定民間施設を選定事業の終了の後においても引き続き所有しようとする場合において、必要があると認めるときは、地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、当該行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、その者に貸し付けることができる。

9 前三項に定めるもののほか、地方公共団体は、第七項の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた選定事業者が特定民間施設を譲渡しようとする場合において、必要があると認めるときは、地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、当該行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該特定民間施設を譲り受けようとする者（当該公共施設等の管理者等が当該公共施設等の管理に関し適当と認める者に限る。）に貸し付けることができる。

10 前項の規定は、第八項又は前項（この項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定民間施設（特定民間施設であった施設を含む。）を譲渡しようとする場合について準用する。この場合において、前項中「当該公共施設等の管理者等」とあるのは、「当該特定民間施設に係る公共施設等の管理者等（特定民間施設であった施設を譲渡しようとする場合にあっては、当該特定民間施設であった施設に係る公共施設等の管理者等）」と読み替えるものとする。

11 前各項の規定による貸付けについては、民法第六百四条並びに借地借家法（平成三年法律第九十号）第三条及び第四条の規定は、適用しない。

12 国有財産法第二十一条及び第二十三条から第二十五条までの規定は第一項から第五項までの規定による貸付けについて、地方自治法第二百三十八条の二第二項及び第二百三十八条の五第四項から第六項までの規定は第六項から第十項までの規定による貸付けについて、それぞれ準用する。

第七十条 前条第一項から第五項までに定めるもののほか、国は、必要があると認めるときは、国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、特定施設（第二条第一項第三号から第五号までに掲げる施設及び同項第六号の政令で定める施設のうち同項第三号から第五号までに掲げる施設に準ずるものとして政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の設置の事業であって、選定事業の実施に資すると認められるもの（以下この条において「特定民間事業」という。）の用に供するため、行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該特定民間事業を行う選定事業者に貸し付けることができる。

2 前項に定めるもののほか、国は、同項の規定により行政財産の貸付けを受けた者が特定民間事業に係る特定施設を選定事業の終了の後においても引き続き所有し、又は利用しようとする場合において、必要があると認めるときは、国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、当該行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、その者（当該選定事業に係る事業契約の解除又は第二十九条第一項の規定による公共施設等運営権の取消し若しくは同条第四項の規定による公共施設等運営権の消滅による終了の場合にあっては、当該選定事業に係る公共施設等であった施設に係る公共施設等の管理者等が当該公共施設等の管理に関し適当と認める者に限る。第六項において同じ。）に貸し付けることができる。

3 前二項に定めるもののほか、国は、第一項の規定により行政財産の貸付けを受けた選定事業者が

特定民間事業に係る特定施設（特定施設を利用する権利を含む。以下この項において同じ。）を譲渡しようとする場合において、必要があると認めるときは、国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、当該行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該特定施設を譲り受けようとする者（当該選定事業に係る公共施設等の管理者等が当該公共施設等の管理に関し適当と認める者に限る。）に貸し付けることができる。

- 4 前項の規定は、第二項又は前項（この項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産の貸付けを受けた者が当該特定施設（特定施設を利用する権利を含む。）を譲渡しようとする場合について準用する。この場合において、前項中「当該選定事業に係る公共施設等の管理者等」とあるのは、「当該選定事業に係る公共施設等の管理者等（当該選定事業の終了の後にあつては、当該選定事業に係る公共施設等であった施設に係る公共施設等の管理者等）」と読み替えるものとする。
- 5 前条第六項から第十項までに定めるもののほか、地方公共団体は、必要があると認めるときは、地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、特定民間事業の用に供するため、行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該特定民間事業を行う選定事業者に貸し付けることができる。
- 6 前項に定めるもののほか、地方公共団体は、同項の規定により行政財産の貸付けを受けた者が特定民間事業に係る特定施設を選定事業の終了の後においても引き続き所有し、又は利用しようとする場合において、必要があると認めるときは、地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、当該行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、その者に貸し付けることができる。
- 7 前二項に定めるもののほか、地方公共団体は、第五項の規定により行政財産の貸付けを受けた選定事業者が特定民間事業に係る特定施設（特定施設を利用する権利を含む。以下この項において同じ。）を譲渡しようとする場合において、必要があると認めるときは、地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、当該行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該特定施設を譲り受けようとする者（当該選定事業に係る公共施設等の管理者等が当該公共施設等の管理に関し適当と認める者に限る。）に貸し付けることができる。
- 8 前項の規定は、第六項又は前項（この項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産の貸付けを受けた者が当該特定施設（特定施設を利用する権利を含む。）を譲渡しようとする場合について準用する。この場合において、前項中「当該選定事業に係る公共施設等の管理者等」とあるのは、「当該選定事業に係る公共施設等の管理者等（当該選定事業の終了の後にあつては、当該選定事業に係る公共施設等であった施設に係る公共施設等の管理者等）」と読み替えるものとする。
- 9 前条第十一項及び第十二項の規定は、前各項の規定による貸付けについて準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項から第五項まで」とあるのは「第七十条第一項から第四項まで」と、「第六項から第十項まで」とあるのは「第七十条第五項から第八項まで」と読み替えるものとする。

（国有財産の無償使用等）

第七十一条 国は、必要があると認めるときは、選定事業の用に供する間、国有財産（国有財産法第二条第一項に規定する国有財産をいう。）を無償又は時価より低い対価で選定事業者を使用させる

ことができる。

2 地方公共団体は、必要があると認めるときは、選定事業の用に供する間、公有財産（地方自治法第二百三十八条第一項に規定する公有財産をいう。）を無償又は時価より低い対価で選定事業者を使用させることができる。

（無利子貸付け）

第七十二条 国は、予算の範囲内において、選定事業者に対し、選定事業のうち特に公共性が高いと認めるものに係る資金について無利子で貸付けを行うことができる。

2 国は、前項の規定により無利子で貸付けを行う場合には、株式会社日本政策投資銀行又は沖縄振興開発金融公庫その他の政府系金融機関等の審査機能又は貸付け機能を活用することができる。

（資金の確保等及び地方債についての配慮）

第七十三条 国又は地方公共団体は、選定事業の実施のために必要な資金の確保若しくはその融通のあつせん又は法令の範囲内における地方債についての特別の配慮に努めるものとする。

（土地の取得等についての配慮）

第七十四条 選定事業の用に供する土地等については、選定事業者が円滑に取得し、又は使用することができるよう、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）に基づく収用その他関係法令に基づく許可等の処分について適切な配慮が行われるものとする。

（支援等）

第七十五条 第六十九条から前条までに規定するもののほか、国及び地方公共団体は、特定事業の実施を促進するため、基本方針及び実施方針に照らして、必要な法制上及び税制上の措置を講ずるとともに、選定事業者に対し、必要な財政上及び金融上の支援を行うものとする。

2 前項の措置及び支援は、整備される施設の特性、事業の実施場所等に応じた柔軟かつ弾力的なものであり、かつ、地方公共団体及び公共法人の主体性が十分に発揮されるよう配慮されたものでなければならない。

（規制緩和）

第七十六条 国及び地方公共団体は、特定事業の実施を促進するため、民間事業者の技術の活用及び創意工夫の十分な発揮を妨げるような規制の撤廃又は緩和を速やかに推進するものとする。

（協力）

第七十七条 国及び地方公共団体並びに民間事業者は、特定事業の円滑な実施が促進されるよう、協力体制を整備すること等により相互に協力しなければならない。

（職員の派遣等についての配慮）

第七十八条 国及び地方公共団体は、特定事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため必要があると認めるときは、職員の派遣その他の適当と認める人的援助について必要な配慮を加えるよう努めるものとする。

（啓発活動等及び技術的援助等）

第七十九条 国及び地方公共団体は、特定事業の実施について、知識の普及、情報の提供等を行うとともに、住民の理解、同意及び協力を得るための啓発活動を推進するものとする。

2 国及び地方公共団体は、特定事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、民間事業者に対する技術的な援助について必要な配慮をするとともに、特許等の技術の利用の調整その他民間事業者の有する技術の活用について特別の配慮をするものとする。

(担保不動産の活用等)

第八十条 選定事業者が選定事業を実施する際に不動産を取得した場合であって当該不動産が担保に供されていた場合において、当該不動産に担保権を有していた会社、当該不動産を担保として供していた会社又は当該不動産に所有権を有していた会社に損失が生じたときは、当該会社は、当該損失に相当する額を、当該事業年度の決算期において、貸借対照表の資産の部に計上し、繰延資産として整理することができる。この場合には、当該決算期から十年以内に、毎決算期に均等額以上の償却をしなければならない。

2 前項の規定の適用がある場合における会社法第四百六十一条第二項の規定の適用については、同項中「の合計額を減じて得た」とあるのは、「及び内閣府令で定める場合における民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第八十条第一項の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額中内閣府令で定める金額の合計額を減じて得た」とする。

#### 第七章 民間資金等活用事業推進会議等

(民間資金等活用事業推進会議)

第八十一条 内閣府に、特別の機関として、民間資金等活用事業推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 基本方針の案を作成すること。

二 民間資金等の活用による公共施設等の整備等に係る施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に係る施策に関する重要事項について審議し、及びその施策の実施を推進すること。

3 会議は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、各省各庁の長に協議するとともに、民間資金等活用事業推進委員会の意見を聴かななければならない。

第八十二条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、会長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 前三項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(民間資金等活用事業推進委員会)

第八十三条 内閣府に、民間資金等活用事業推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、実施方針の策定状況、特定事業の選定状況、特定事業の客観的な評価状況その他民間資金等の活用による国の公共施設等の整備等の実施状況を調査審議する。

3 民間事業者等は、委員会に対し、民間資金等の活用による国の公共施設等の整備等に関する意見を提出することができる。

4 委員会は、前二項の場合において必要があると認めるときは、民間資金等の活用による国の公共施設等の整備等の促進及び総合調整を図るため、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に意見を述べることができる。

5 内閣総理大臣又は関係行政機関の長は、前項の意見を受けてとった措置について、委員会に報告

しなければならない。

- 6 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長又は関係団体に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。この場合において、委員会は、提出を受けた資料その他所掌事務を遂行するために収集した資料の公表に関し必要な措置を講ずるものとする。

第八十四条 委員会は、学識経験者のうちから、内閣総理大臣が任命する委員九人で組織する。

- 2 専門の事項を調査審議させる必要があるときは、委員会に専門委員を置くことができる。
- 3 委員会に、必要に応じ、部会を置くことができる。
- 4 前三項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

## 第八章 雑則

(政令への委任)

第八十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第九章 罰則

第八十六条 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、五年以下の懲役に処する。

- 2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第八十七条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第八十八条 第八十六条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

- 2 前条第一項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

第八十九条 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者が、第四十四条の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十条 第六十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第九十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

- 一 第三十四条第一項の規定に違反して、募集株式、募集新株予約権若しくは募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れたとき。
- 二 第三十四条第二項の規定に違反して、株式を発行した旨の届出を行わなかったとき。
- 三 第五十条第一項又は第四項の規定に違反して、登記することを怠ったとき。



- 四 第五十二条第二項の規定に違反して、業務を行ったとき。
- 五 第五十四条第二項又は第五十六条第一項の規定に違反して、内閣総理大臣に通知をしなかったとき。
- 六 第五十八条第一項の規定に違反して、予算の認可を受けなかったとき。
- 七 第六十条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。
- 八 第六十二条第二項の規定による命令に違反したとき。
- 第九十二条 第三十六条第二項の規定に違反して、その名称中に民間資金等活用事業推進機構という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、少なくとも三年ごとに、この法律に基づく特定事業の実施状況（民間事業者の技術の活用及び創意工夫の十分な発揮を妨げるような規制の撤廃又は緩和の状況を含む。）について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第三条 政府は、公共施設等に係る入札制度の改善の検討を踏まえつつ、民間事業者から質問又は提案を受けること等の特定選定（特定事業を実施する民間事業者の選定をいう。以下この条において同じ。）における民間事業者との対話の在り方、段階的な事業者選定の在り方、特定選定の手続における透明性及び公平性の確保その他の特定選定の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成十一年一月二二日法律第一六〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 （平成一三年一月二二日法律第一五一号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一四年五月二九日法律第四五号）

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の日が農業協同組合法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第九十四号）第二条の規定の施行の前日である場合には、第九条のうち農業協同組合法第三十条第十二項の改正規定中「第三十条第十二項」とあるのは、「第三十条第十一項」とする。

附 則 （平成一五年七月三〇日法律第一三二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一七年七月二六日法律第八七号） 抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則 （平成一七年八月一五日法律第九五号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一八年六月七日法律第五三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第九十六条第一項の改正規定、第百条の次に一条を加える改正規定並びに第百一条、第百二条第四項及び第五項、第百九条、第百九条の二、第百十条、第百二十一条、第百二十三条、第百三十条第三項、第百三十八条、第百七十九条第一項、第二百七条、第二百二十五条、第二百三十一条の二、第二百三十四条第三項及び第五項、第二百三十七条第三項、第二百三十八条第一項、第二百三十八条の二第二項、第二百三十八条の四、第二百三十八条の五、第二百六十三条の三並びに第三百十四条第一項の改正規定並びに附則第二十二条及び第三十二条の規定、附則第三十七条中地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条第三項の改正規定、附則第四十七条中旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）附則第二条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の二十九の改正規定並びに附則第五十一条中市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条の改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 （平成一九年六月一三日法律第八五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 附則第二十六条から第六十条まで及び第六十二条から第六十五条までの規定 平成二十年十月一日

（検討）

第六十六条 政府は、附則第一条第三号に定める日までに、電気事業会社の日本政策投資銀行からの借入金の担保に関する法律、石油の備蓄の確保等に関する法律、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律、民間都市開発の推進に関する特別措置法、エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律その他の法律（法律に基づく命令を含む。）の規定により政投銀

の投融資機能が活用されている制度について、当該制度の利用者の利便にも配慮しつつ、他の事業者との対等な競争条件を確保するための措置を検討し、その検討の結果を踏まえ、所要の措置を講ずるものとする。

(会社の長期の事業資金に係る投融資機能の活用)

第六十七条 政府は、会社の長期の事業資金に係る投融資機能を附則第一条第三号に定める日以後において活用する場合には、他の事業者との間の適正な競争関係に留意しつつ、対等な競争条件を確保するための措置その他当該投融資機能の活用に必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二三年六月一日法律第五七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の改正規定(同条に二項を加える部分を除く。)及び第十一条の三第一項の改正規定並びに附則第三条中地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第十一条第六項の改正規定(「規定する公共施設等」の下に「(同項第三号に掲げる賃貸住宅(公営住宅を除く。))及び同項第五号に掲げる施設を除く。))を加える部分に限る。)及び同法附則第十五条第二十二項の改正規定(「規定する公共施設等(同項第三号に掲げる賃貸住宅(公営住宅を除く。))及び同項第五号に掲げる施設を除く。))を加える部分に限る。)の下に「並びに附則第三条の二の規定」の下に「(同項第三号に掲げる賃貸住宅(公営住宅を除く。))及び同項第五号に掲げる施設を除く。))を加える部分に限る。) 公布の日

二 第四条第一項、第四項及び第五項の改正規定、第二十条の次に章名及び二条を加える改正規定(二条を加える部分に限る。)並びに第二十二条の見出しの改正規定並びに附則第五条公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第六条の改正規定 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第百五号)の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律の規定による改正前の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五条第三項の規定により公表された実施方針に係る特定事業については、この法律の規定による改正後の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第六条、第七条第二項、第九条、第十条、第十一条の二第三項及び第八項並びに第十一条の三第二項、第四項、第六項及び第八項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけ

るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二五年六月一二日法律第三四号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に民間資金等活用事業推進機構という文字を使用している者については、この法律による改正後の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「新法」という。）第三十六条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第三条 株式会社民間資金等活用事業推進機構の成立の日の属する事業年度の株式会社民間資金等活用事業推進機構の予算については、新法第五十八条第一項中「每事業年度の開始前に」とあるのは、「その成立後遅滞なく」とする。

(検討)

第四条 政府は、新法第五章の規定による株式会社民間資金等活用事業推進機構の支援を通じて新法第二条第二項に規定する特定事業を推進するに当たっては、災害の未然の防止及び災害が発生した場合における被害の拡大の防止を図るため公共施設等の整備等（同項に規定する公共施設等の整備等をいう。）の必要性が増大している一方で、国及び地方公共団体の厳しい財政状況に鑑み、財政資金の効率的使用を図る必要があることから、速やかに、道路その他の公共施設等（同条第一項に規定する公共施設等をいう。）の運営等（同条第六項に規定する運営等をいう。）について民間資金等の活用の一層の推進を図るための方策について検討を行うものとする。

附 則 （平成二六年六月四日法律第五六号） 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二六年六月二七日法律第九一号） 抄

この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

## 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令

平成11年9月22日政令第279号

最終改正：平成26年6月4日政令第202号

内閣は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第九条の規定に基づき、この政令を制定する。

（親会社等）

第一条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「法」という。）第九条第四号に規定する政令で定める法人は、ある法人に対して次のいずれかの関係（次項において「特定支配関係」という。）を有する法人とする。

- 一 その総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）又は総出資者の議決権の過半数を有していること。
- 二 その役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）に占める自己の役員又は職員（過去二年間に役員又は職員であった者を含む。次号において同じ。）の割合が二分の一を超えていること。
- 三 その代表権を有する役員の地位を自己の役員又は職員が占めていること。

2 ある法人に対して特定支配関係を有する法人に対して特定支配関係を有する法人は、その法人に対して特定支配関係を有する法人とみなして、この条の規定を適用する。

（技術提案について準用する公共工事の品質確保の促進に関する法律の規定の読替え）

第二条 法第十条第三項の規定により公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）第十五条第五項本文、第十六条、第十七条第一項前段、第十八条第一項及び第二項並びに第十九条の規定を準用する場合においては、同法第十五条第五項本文中「発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求めて落札者を決定する」とあるのは「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第三項に規定する公共施設等の管理者等（以下「公共施設等の管理者等」という。）は、その募集に応じようとする者に対し技術提案を求めて同条第二項に規定する特定事業（以下「特定事業」という。）を実施する民間事業者を選定する」と、同法第十六条、第十七条第一項前段、第十八条第一項及び第二項並びに第十九条中「発注者」とあるのは「公共施設等の管理者等」と、同法第十六条中「競争に参加する者に」とあるのは「特定事業を実施する民間事業者の募集に応じようとする者に」と、「競争に参加する者の」とあるのは「当該募集に応じようとする者の」と、「施工技術」とあり、及び「技術的能力」とあるのは「経営能力及び技術的能力」と、「競争に参加すること」とあるのは「当該募集に応じようとする」と、同条及び同法第十八条第一項中「公共工事」とあるのは「特定事業」と、同法第十六条中「技術水準」とあるのは「水準」と、「落札者を決定する」とあるのは「当該特定事業を実施する民間事業者を選定する」と、同項中「当該工事」とあるのは「当該特定事業」と、「仕様」とあるのは「内容」と、「発注の」とあるのは「特定事業の選定の」と読み替えるものとする。

(地方公共団体の議会の議決を要する事業契約)

第三条 法第十二条 に規定する政令で定める基準は、事業契約の種類については、次の表の上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額（借入れにあっては、予定賃借料の総額）が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

法第二条第五項に規定する選定事業者が建設する同条第一項に規定する公共施設等(地方公共団体の経営する企業で地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第四十条第一項の規定の適用があるものの業務に関するものを除く。)の買入れ又は借入れ	都道府県 五〇〇、〇〇〇千円
	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(以下この表において「指定都市」という。) 三〇〇、〇〇〇
	市(指定都市を除く。) 一五〇、〇〇〇
	町村 五〇、〇〇〇

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十一年九月二十四日）から施行する。

附 則 （平成二三年十一月二八日政令第三五五号）

この政令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。

附 則 （平成二五年九月四日政令第二五六号）

この政令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年九月五日）から施行する。

附 則 （平成二六年六月四日政令第二〇二号）

この政令は、公布の日から施行する。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二十条第二項の規定により読み替えて適用される商法第二百九十条第一項及び第二百九十三条ノ五第三項の内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める金額等を定める内閣府令

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二十条第二項の規定により読み替えて適用される商法第二百九十条第一項及び第二百九十三条ノ五第三項の内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める金額等を定める内閣府令

平成15年3月31日内閣府令第24号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二十条第二項の規定により読み替えて適用される商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十条第一項及び第二百九十三条ノ五第三項の規定（保険業法（平成七年法律第百五号）第十五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に基づき、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二十条第二項の規定により読み替えて適用される商法第二百九十条第一項及び第二百九十三条ノ五第三項の内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める金額等を定める内閣府令を次のように定める。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「法」という。）第二十条第一項の規定の適用がある場合において、法第二十条第二項の規定により読み替えて適用される次の表の上欄に掲げる規定中、内閣府令で定める場合は、同表の中欄に掲げる場合とし、内閣府令で定める金額は、同表の中欄で掲げる場合の区分に応じ、同表の下欄に掲げる金額とする。

適用される規定	場合	金額
商法第二百九十条第一項（他の法律において準用する場合を含む。）	商法施行規則（平成十四年法務省令第二十二号）第三十六条及び第三十七条に掲げる金額の合計額が商法第二百九十条第一項第二号及び第三号に掲げる金額の合計額を超える場合	法第二十条第一項の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額
	商法施行規則第三十六条及び第三十七条に掲げる金額の合計額が商法第二百九十条第一項第二号及び第三号に掲げる金額の合計額を超えない場合	商法施行規則第三十六条及び第三十七条並びに法第二十条第一項の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額の合計額が商法第二百九十条第一項第二号及び第三号に掲げる金額の合計額を超えるときは、その超過額

商法第二百九十三条ノ五第三項（他の法律において準用する場合を含む。）	最終の決算期において、商法施行規則第三十六条及び第三十七条に掲げる金額の合計額が商法第二百九十条第一項第二号及び第三号に掲げる金額の合計額を超える場合	最終の決算期において、法第二十条第一項の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額
	最終の決算期において、商法施行規則第三十六条及び第三十七条に掲げる金額の合計額が商法第二百九十条第一項第二号及び第三号に掲げる金額の合計額を超えない場合	最終の決算期において、商法施行規則第三十六条及び第三十七条並びに法第二十条第一項の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額の合計額が商法第二百九十条第一項第二号及び第三号に掲げる金額の合計額を超えるときは、その超過額
保険業法第十五条第三項の規定により読み替えて適用される商法第二百九十条第一項	保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第十七条の三第一項第一号において適用される商法施行規則第三十六条及び第三十七条に掲げる金額が商法第二百九十条第一項第二号及び第三号に掲げる金額の合計額を超える場合	法第二十条第一項の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額
	保険業法施行規則第十七条の三第一項第一号において適用される商法施行規則第三十六条及び第三十七条に掲げる金額が商法第二百九十条第一項第二号及び第三号に掲げる金額の合計額を超えない場合	商法施行規則第三十六条及び第三十七条並びに法第二十条第一項の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額の合計額が商法第二百九十条第一項第二号及び第三号に掲げる金額の合計額を超えるときは、その超過額
保険業法第十五条第三項の規定により読み替えて適用される商法第二百九十三条ノ五第三項	最終の決算期において、保険業法施行規則第十七条の三第二項第一号において適用される商法施行規則第三十六条及び第三十七条に掲げる金額が商法第二百九十条第一項第二号及び第三号に掲げる金額の合計額を超える場合	最終の決算期において、法第二十条第一項の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額
	最終の決算期において、保険業法施行規則第十七条の三第二項第一号において適用される商法施行規則第三十六条及び第三十七条に掲げる金額が商法第二百九十条第一項第二号及び第三号に掲げる金額の合計額を超えない場合	最終の決算期において、商法施行規則第三十六条及び第三十七条並びに法第二十条第一項の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額の合計額が商法第二百九十条第一項第二号及び第三号に掲げる金額の合計額を超えるときは、その超過額

附 則

この府令は、平成十五年四月一日から施行する。



## 民間資金等活用事業推進委員会令

民間資金等活用事業推進委員会令

公布：平成11年9月22日政令第280号

施行：平成11年9月24日

改正：平成12年6月7日政令第303号

施行：平成13年1月6日

内閣は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二十二條第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（委員の任期）

第一条 民間資金等活用事業推進委員会（以下「委員会」という。）の委員の任期は、二年とする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、非常勤とする。

（委員長）

第二条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（専門委員）

第三条 専門委員は、学識経験者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 3 専門委員は、非常勤とする。

（部会）

第四条 部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

- 2 部会に部会長を置き、委員長の指名する委員がこれに当たる。
- 3 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（議事）

第五条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。

（庶務）

第六条 委員会の庶務は、内閣府本府に置かれる政策統括官が処理する。

（補則）

第七条 この政令に定めるもののほか、委員会の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項

は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の施行の日（平成十一年九月二十四日）から施行する。

附 則（平成一二年六月七日政令第三〇三号）抄

(施行期日)

- 第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

(民間資金等活用事業推進委員会の委員等に関する経過措置)

第五条 中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律第百六十号）第千三百十条の規定により内閣府の民間資金等活用事業推進委員会の委員として任命されたものとみなされる者の任期は、第三十二条の規定による改正後の民間資金等活用事業推進委員会令（以下この条において「新民間資金等活用事業推進委員会令」という。）第一条第一項の規定にかかわらず、この政令の施行の日における従前の総理府の民間資金等活用事業推進委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 2 この政令の施行の際現に従前の総理府の民間資金等活用事業推進委員会の委員長である者は、この政令の施行の日、新民間資金等活用事業推進委員会令第二条第一項の規定により、内閣府の民間資金等活用事業推進委員会の委員長として定められたものとみなす。
- 3 この政令の施行の際現に従前の総理府の民間資金等活用事業推進委員会の専門委員である者は、この政令の施行の日、新民間資金等活用事業推進委員会令第三条第一項の規定により、内閣府の民間資金等活用事業推進委員会の専門委員として任命されたものとみなす。

## 民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針

民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針の変更について  
平成25年9月20日閣議決定

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第4条第6項において準用する同条第4項の規定に基づき、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針(平成24年3月27日閣議決定)を別紙のとおり変更する。

### 民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針

本格的な少子・高齢社会が到来する中で国民が真に豊かさを実感できる社会を実現するためには、効率的かつ効果的に社会資本を整備し、質の高い公共サービスを提供することが、国、地方公共団体並びに独立行政法人及び特殊法人その他の公共法人の公共施設等の管理者等に課せられた重要な政策課題であるが、この実現のために、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、財政資金の効率的な使用を図りつつ、官民の適切な役割及び責任の分担の下に、公共施設等の整備等(公共施設等の建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。)に関する事業の実施を民間事業者に行わせることが適切なものについてはできる限り民間事業者に委ねることが求められている。

また、国及び地方の財政は、長期債務残高の合計がGDPの2倍を超えて推移しているなど非常に厳しい状況にあり、財政の効率性を高めていくために、徹底した無駄の削減と予算の使い途の大胆な見直しが求められている。公共施設等の整備等についても、経済成長に結びつく投資効果の高い公共施設等や、人口減少が見込まれる中で国民の生活や都市や地域の活力を維持し、環境や防災等の課題に的確に対応した公共施設等など、その必要性を厳しく精査した上で進める必要がある。人口減少・高齢化の進展に伴い、コンパクトシティの推進等を図り、公共施設等の新規投資や更新に当たっては、既存の計画の見直しや施設の廃止も含め、選択と集中を強力に推進し、経済社会と人口構造の実情に即した再編を進めることが求められる。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業(以下「PFI事業」という。)は、こうした真に必要な公共施設等の整備等と財政健全化の両立を図る上で、重要な役割を果たすものである。PFI事業の活用が推進されることにより、公共施設等の整備等に民間の資金やノウハウ等が最大限活用される中で、民間資金の出し手や民間事業者の視点による評価を経ることとなり、真に必要な公共施設等の整備等が効率的に進められることが期待される。

このためには、施設整備費と事業期間中の管理費等を、公共施設等の管理者等が税財源から支払う方式のPFI事業については、例えば維持管理等において業績と連動した契約とすることや複数の施設の改修や維持管理等を束ねて1つの事業とするなど包括的な契約とすること等により、民間の創意工夫によるコスト削減を積極的に喚起し、できるだけ税財源負担を減らす努力を行うことが重要である。

また、利用料金等の税財源以外の収入により費用の全部又は一部を回収するPFI事業については、

官民が適切に連携しつつ、民間にとっても魅力的な事業を推進することが重要である。

以上を通じて、民間投資を喚起し、真に必要な公共施設等の整備等と地域の活性化、経済成長につなげていくことが必要である。

P F I 事業は、公共性のある事業（公共性原則）を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して（民間経営資源活用原則）、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施するものであり（効率性原則）、特定事業の選定及び民間事業者の選定においては公平性が担保され（公平性原則）、特定事業の発案から終結に至る全過程を通じて透明性が確保されねばならない（透明性原則）。さらに、P F I 事業の実施に当たっては、各段階での評価決定についての客観性が求められ（客観主義）、公共施設等の管理者等と選定事業者との間の合意について、明文により、当事者の役割及び責任分担等の契約内容を明確にすることが必須であり（契約主義）、事業を担う企業体の法人格上の独立性又は事業部門の区分経理上の独立性が確保されなければならない（独立主義）。公共施設等の管理者等は、公共サービスの提供を目的に事業を行おうとする場合、当該事業を民間事業者に行わせることが財政の効率化、公共サービスの水準の向上等に資すると考えられる事業については、できる限りその実施をP F I 事業として民間事業者に委ねることが望まれる。

このP F I 事業の着実な実施は、次のような成果をもたらすものと期待される。

第一は、国民に対して低廉かつ良質な公共サービスが提供されることである。この目的を達成することは、もとより公的部門の重要な課題である。しかし、財政状況が厳しさを増す中、真に必要な公共施設等の整備等と財政健全化を両立させる必要があるところ、民間事業者の経営上のノウハウの蓄積及び技術的能力の向上を背景に、公共施設等の整備等にその経験と能力の活用を図ることが求められている。このような状況の下で、P F I 事業による公共サービスの提供が実現すると、それぞれのリスクの適切な分担により、事業全体のリスク管理が効率的に行われること、加えて、建設、製造、改修（設計を含む。）、維持管理及び運営の全部又は一部が一体的に扱われること、公共施設等運営権の活用等を通じた自由度の高い運営により民間の創意工夫が活かされること等により、事業期間全体を通じての事業コストの削減、ひいては全事業期間における財政負担の縮減が期待できる。また同時に、質の高い社会資本の整備及び公共サービスの提供を可能にするものである。このP F I 事業を円滑に実施することにより、他の公共施設等の整備等に関する事業においても、民間の創意工夫等が活用されることを通じて、その効果が広範に波及することが期待される。

第二は、公共サービスの提供における行政の関わり方が改革されることである。P F I 事業は、民間事業者に委ねることが適切なものについて、民間事業者の自主性、創意工夫を尊重しつつ、公共施設等の整備等に関する事業をできる限り民間事業者に委ねて実施するものである。このことを通じ、官民の適切な役割分担に基づく新たな官民パートナーシップが形成されるとともに、財政資金の効率的利用や真に必要な公共施設等の整備等と財政健全化の両立が図られ、行財政改革の推進に寄与することが期待される。

第三は、民間の事業機会を創出することを通じて経済の活性化に資することである。P F I 事業は、

従来主として国、地方公共団体等の公的部門が行ってきた公共施設等の整備等の事業を民間事業者に委ねることから、民間に対して新たな事業機会をもたらす効果があることに加えて、他の収益事業と組み合わせて実施することによっても、新たな事業機会を生み出すことになる。また、P F I 事業のための資金調達方法として、プロジェクト・ファイナンス等新たな手法を取り入れることに加え、株式会社民間資金等活用事業推進機構が、金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するための資金の供給等を行うことにより、我が国におけるインフラ投資市場の整備の促進につながる事が予想される。これらの結果、新規産業を創出し、経済構造改革を推進する効果が期待される。

以上のような認識の下に、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重した P F I 事業の促進を図ることは、喫緊の政策課題といえる。国及び地方公共団体においては、公共施設等の管理者等が特定事業の実施を円滑に進められるように、以下に示すところにより、所要の財政上及び金融上の支援、関連する既存法令との整合性の明確化、規制の緩和等の措置を講ずる必要がある。

本基本方針は、公共施設等の管理者等が、共通の方針に基づいて P F I 事業を実施することを通じて、効率的かつ効果的な社会資本の整備が促進されることを期し、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、特定事業の実施に関する基本的な方針として定めるものである。なお、本基本方針は、国等（法第 2 条第 3 項第 1 号及び第 3 号に掲げる者をいう。以下同じ。）が公共施設等の管理者等として行う P F I 事業について主として定めるものであり、同時に、地方公共団体においても、法の趣旨にのっとり、本基本方針の定めるところを参考として、P F I 事業の円滑な実施の促進に努めるものとする。

## 一 民間事業者の提案による特定事業の選定その他特定事業の選定に関する基本的な事項

### 1 特定事業に係る一般的事項

国等は、公共施設等の整備等に関する事業を行う場合、民間の持つ資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されることが可能な事業であって、民間事業者に行わせることが適切なものについては、できる限りその実施を民間事業者に委ねるものとする。

### 2 実施方針の策定及び公表

- (1) 国等は、P F I 事業の円滑な実施を促進していくためには、具体的な特定事業を早期に実現し、その実施過程の中で諸制度の整備、改善を図っていくことが必要であるとの観点に立ち、公共施設等の整備等に関する事業のうち、事業の分野、形態、規模等に鑑み、P F I 事業としての適合性が高く、かつ、国民のニーズに照らし、早期に着手すべきものと判断される事業から、法第 5 条に定める実施方針を策定する等の手続に着手することとする。また、法第 6 条に基づく民間事業者からの実施方針の策定の提案（以下「民間提案」という。）があった事業については、下記 4 に従い、積極的にこれを取り上げて、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 国等は、実施方針の策定及び公表を、公平性及び透明性の確保の観点から、当該事業に関す

る情報が早くかつ広く周知されるよう、なるべく早い段階で行うよう努めることとする。

- (3) 国等は、実施方針において、法第5条第2項各号に掲げる事項を定めるものとする。実施方針の策定に当たっては、民間事業者にとって特定事業への参入のための検討が容易になるよう、当該特定事業の事業内容、民間事業者の選定方法等についてなるべく具体的に記載するものとする。この際、実施方針は、公表当初において相当程度の具体的内容を備えた上で、当該特定事業の事業内容の検討の進行に従い、順次詳細化して補完することとしても差し支えない。
- (4) 国等は、実施方針において、法第9条各号のいずれかに該当する者は、特定事業を実施する民間事業者の募集に応じることができない旨記載するものとする。

### 3 特定事業の選定及び公表

国等は、実施方針の策定後、当該事業の実施可能性等を勘案した上で、これを特定事業として実施することが適切であると判断したときは、法第7条に基づく特定事業として選定することとする。法第7条に基づく特定事業の選定及び法第11条に基づく客観的な評価の結果の公表については、次の点に留意して行うものとする。なお、下記(2)及び(3)の算定及び評価については、漸次その客観性及び透明性の向上を図るよう努めていく必要がある。

- (1) 特定事業の選定に当たっては、PFI事業として実施することにより、公共施設等の整備等が効率的かつ効果的に実施できることを基準とすること。これを具体的に評価するに当たっては、民間事業者に委ねることにより、公共サービスが同一の水準にある場合において事業期間全体を通じた公的財政負担の縮減を期待することができること又は公的財政負担が同一の水準にある場合においても公共サービスの水準の向上を期待することができること等を選定の基準とすること。
- (2) 公的財政負担の見込額の算定に当たっては、財政上の支援に係る支出、民間事業者からの税収その他の収入等が現実に見込まれる場合においてこれらを調整する等適切な調整を行って、将来の費用（費用の変動に係るリスクをできる限り合理的な方法で勘案したものとする。）と見込まれる公的財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価すること。
- (3) 公共サービスの水準の評価は、できる限り定量的に行うことが望ましいが、公共サービスの水準のうち量化が困難なものを評価する場合においては、客観性を確保した上で定性的な評価を行うこと。
- (4) 上記(1)の特定事業の選定は、国、地方を通じて厳しさを増す財政状況の中で、当該公共施設等の整備等が真に必要なものであることが前提であること。
- (5) 特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を、評価の内容（公共サービスの水準について定性的な評価を行った場合は、その評価の方法と結果を含む。以下同じ。）と併せ、民間事業者の選定その他公共施設等の整備等への影響に配慮しつつ、速やかに公表すること。なお、実施方針の策定及び公表後に、事業の実施可能性等についての客観的な評価の結果等に基づき特定事業の選定を行わないこととしたときも同様とすること。
- (6) 上記(5)の公表のほか、選定又は不選定に係る評価の結果に関する詳細な資料については、民間事業者の選定その他公共施設等の整備等の実施への影響に配慮しつつ、適切な時期に適宜公表すること。

#### 4 民間提案に対する措置

国等は、P F I 事業の促進にとって有益な民間事業者からの活発な提案を促すため、民間事業者からの提案に関し、次の点に留意して対応するものとする。

- (1) 公共施設等の管理者等は、民間事業者の提案に係る受付、評価、通知、公表等を行う体制を整える等、適切な対応をとるために必要な措置を積極的に講ずること。また、国等は、民間事業者が円滑に提案を行うことができるように、関係する情報の公開等に努めるものとする。
- (2) 国等は、民間提案を受けたときは、当該民間提案の趣旨を踏まえ、当該提案に係る公共施設等の整備等の必要性、実現可能性等及びP F I 事業を活用することの妥当性、財政に及ぼす影響、他の手法による当該公共施設等の整備等の可能性等につき検討すること。なお、当該検討は、業務の遂行に支障のない範囲内で可能な限り速やかに行うこと。
- (3) 国等は、民間提案を行った民間事業者の権利その他正当な利益を損ねないよう留意して当該民間提案を取り扱うこと。
- (4) 国等が、民間提案を受けて実施方針を定めることが適当であると認めるときは、その旨を、当該民間提案を行った民間事業者に通知した後、速やかに、実施方針の策定を行うこと。また、民間提案を受けて実施方針を策定する際には、知的財産として保護に値する提案内容の取扱いについて配慮すること。
- (5) 国等が、民間提案を受けて実施方針を定める必要がないと判断したときは、その旨及び理由を、当該民間提案を行った民間事業者に通知すること。この場合において、新たに民間提案を行おうとする民間事業者の参考に供することが適当と認められる場合その他特に必要があると認められるときは、当該民間提案の事業案の概要、公共施設等の管理者等の判断の結果及び理由の概要につき、当該事業者の権利その他正当な利益及び公共施設等の整備等の実施に対する影響に留意の上、公表するものとする。
- (6) 国等は、民間提案の検討に相当の期間を要する場合は、当該民間提案を行った民間事業者に対し、結果を通知する時期の見込みについて通知すること。

## 二 民間事業者の募集及び選定に関する基本的な事項

1 国（法第2条第3項第1号に掲げる者をいう。以下同じ。）は、法第8条第1項に基づく民間事業者の選定及び法第11条に基づく客観的な評価の結果の公表については次の点に留意して行うものとする。

- (1) 民間事業者の募集及び選定に関しては、「公平性原則」にのっとり競争性を担保しつつ、「透明性原則」に基づき手続の透明性を確保した上で実施するよう留意すること。加えて、できる限り民間事業者の創意工夫が発揮されるように留意するとともに、所要の提案準備期間の確保にも配慮すること。
- (2) 会計法令の適用を受ける契約に基づいて行われる事業を実施する民間事業者の選定に際しては、会計法令に基づき、一般競争入札によることを原則とすること。
- (3) 競争入札に際し、会計法令の規定に従い価格及びその他の条件により選定を行うこととする場合には、客観的な評価基準を設定すること。公共サービスの水準等について、やむを得ず定

性的な評価基準を用いる場合でも、評価結果の数量化により客観性を確保すること。

- (4) 会計法令の規定の適用を受けない場合においても、競争性を担保すること。また、この場合又は随意契約による場合においても、上記(3)の趣旨にのっとった客観的な評価を行うことを条件とすること。
- (5) 法第9条各号のいずれかに該当する者は、特定事業を実施する民間事業者の募集に応じることができない旨入札条件に明記すること。また、特定事業を実施する民間事業者の募集に応じようとする者が法第9条に規定する欠格事由に該当しないことを確認するため、関係機関が協力し、必要な体制を整備すること。
- (6) 募集に当たっては、民間事業者の創意工夫が極力発揮されるように、会計法令に定めるところの範囲内において、提供されるべき公共サービスの水準を必要な限度で示すことを基本とし、構造物、建築物等の具体的な仕様の特定については必要最小限にとどめること。
- (7) 民間事業者には質問の機会を与えると同時に、質問に係る情報提供に当たっては、競争条件を損なわないよう、公正に行うこと。特に、発注者のみでは十分な要求水準書等を作成することが困難な場合や応募者からの提案内容等の予測が困難な場合等には、応募者との意思の疎通を図るための質問・回答等（対話）を最大限活用すること。
- (8) 民間提案を受けて策定した実施方針に基づき選定された特定事業につき、法第8条第1項に基づく民間事業者の選定を行う際は、当該民間提案が当該実施方針策定に寄与した程度を勘案して、当該提案を行った民間事業者を適切に評価すること。
- (9) 民間事業者の選定を行ったときは、その結果を評価の結果、評価基準及び選定の方法に応じた選定過程の透明性を確保するために必要な資料（公表することにより、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除く。）と併せて速やかに公表すること。
- (10) 民間事業者の募集及び選定に係る過程を経た結果、民間事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととした場合においては、上記一(3)(5)及び(6)に準じ、公表すること。

2 独立行政法人、特殊法人その他の公共法人（法第2条第3項第3号に掲げる者をいう。）は、民間事業者の選定等について、上記1(1)から(10)までの規定に準じて、公正かつ適正に実施するものとする。

3 国は、上記1(3)及び(4)に記載された客観的な評価基準、定性的な客観性の確保等に関しては、PFI事業に係る評価手法と評価手続の特性を考慮して、漸次、その手法及び手続と規範の在り方を実務的に定め、透明性の向上を図るよう努めなければならない。

### 三 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する基本的な事項

国等は、選定事業の適正かつ確実な実施の確保を図るため、国等及び民間事業者の責任の明確化等について次の点に留意して措置するものとする。



- 1 法第10条に基づく技術提案制度は、できる限り民間事業者の創意工夫が発揮されるように、入札段階において、民間事業者による技術や工夫についての提案を求める制度であることを踏まえ、国等は次の点に留意すること。
  - (1) 特定事業の特質を踏まえた適切な評価項目を設定し、定量的又は定性的な評価基準及び得点配分に従い、評価を行うこと。
  - (2) 技術提案を積極的に活用するため、技術提案の内容の一部を改善することでより優れた提案となる場合や一部の不備を解決できる場合には、技術提案の審査において、提案者に当該技術提案の改善を求め、又は改善を提案する機会を与えるよう努めること。
  - (3) 特定事業に応募しようとする民間事業者から積極的な技術提案を引き出すため、高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めた場合には、経済性に配慮しつつ、各々の提案とそれに要する費用が適切であるかを審査し、最も優れた提案を採用できるよう予定価格を定めるよう努めること。
- 2 公共施設等の管理者等は、実施方針において、選定事業における公共施設等の管理者等の関与、リスク及びその分担をできる限り具体的に明らかにすること。
- 3 民間事業者がPFI事業も含めた公共工事等の発注の見通し全体を容易に把握できるよう、国等は、実施方針の策定の見通しの公表を、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第4条第1項に規定する公共工事の発注の見通しの公表と併せて行うことや、同じ時期に行うこと等の工夫に努めること。
- 4 事業契約において、以下の諸点に留意して規定すること。
  - (1) 事業契約は、選定事業に係る責任とリスクの分担その他事業契約の当事者の権利義務を取り決めるものであり、できる限りあいまいさを避け、具体的かつ明確に取り決めること。
  - (2) 公共施設等の管理者等は、事業契約において、選定事業者により提供されるサービスの内容と質、サービス水準の測定と評価方法、料金及び算定方法等事業契約の当事者双方の負う債務の詳細並びにその履行方法に加えて、当事者が事業契約の規定に違反した場合に、選定事業の修復に必要な適切かつ合理的な措置、債務不履行の治癒及び当事者の救済措置等を規定すること。
  - (3) 公共施設等の管理者等は、民間事業者に対する関与を必要最小限のものにすることに配慮しつつ、適正な公共サービスの提供を担保するため、以下の事項等を考慮し、事業契約でこれらについて合意しておくこと。
    - (イ) 公共施設等の管理者等が、選定事業者により提供される公共サービスの水準を監視することができること。
    - (ロ) 公共施設等の管理者等が、選定事業者から、定期的に事業契約の義務履行に係る事業の実施状況報告の提出を求めることができること。
    - (ハ) 公共施設等の管理者等が、選定事業者から、公認会計士等による監査を経た財務の状況についての報告書（選定事業の実施に影響する可能性のある範囲内に限る。）の提出を定期的に求めることができること。

- (ニ) 選定事業の実施に重大な悪影響を与えるおそれがある事態が発生したときには、公共施設等の管理者等は選定事業者に対し報告を求めることができるとともに、第三者である専門家による調査の実施とその調査報告書の提出を求めることができること。
  - (ホ) 公共サービスの適正かつ確実な提供を確保するために、必要かつ合理的な措置と、公共施設等の管理者等の救済のための手段を規定すること。
  - (ハ) 公共施設等の管理者等による選定事業に対する、上記(イ)から(ホ)までに基づく事業契約の規定の範囲を超えた関与は、安全性の確保、環境の保全に対する検査・モニタリング等、選定事業の適正かつ確実な実施の確保に必要とされる合理的な範囲に限定すること。
- (4) 選定事業のリスク分担について、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方に基づいて取り決めること。また、経済的に合理的な手段で軽減又は除去できるリスクについては、適切な措置を講ずるものとし、事業契約において、その範囲及び内容を、できる限り具体的かつ明確に規定すること。
  - (5) 選定事業の終了時期を明確にするるとともに、事業終了時における土地等の明渡し等、当該事業に係る資産の取扱いについては、経済的合理性を勘案の上、できる限り具体的かつ明確に規定すること。
  - (6) 事業継続が困難となる事由を、できる限り具体的に列挙し、当該事由が発生した場合又は発生するおそれ強いと認められる場合における事業契約の当事者のとるべき措置を、その責めに帰すべき事由の有無に応じて、具体的かつ明確に規定すること。事業修復の可能性があり、事業を継続することが合理的である場合における事業修復に必要な措置を、その責めに帰すべき事由の有無に応じて、具体的かつ明確に規定すること。事業破綻時における公共サービスの提供の確保については、上記(5)に規定する当該事業に係る資産の取扱いを含め、当該事業の態様に応じて、的確な措置を講ずることを規定すること。
  - (7) 事業契約の解除条件となる事由に関し、その要件及び当該事由が発生したときに協定等の当事者のとるべき措置について、上記(5)及び(6)に留意の上、具体的かつ明確に規定すること。
  - (8) 上記(4)から(7)までに規定する事業契約の当事者の対応が、選定事業における資金調達の高額、期間、コストその他の条件に大きな影響を与えることに留意し、適切かつ明確な内容とすることに留意すること。また、当該選定事業が破綻した場合、公共施設等の管理者等と融資金融機関等との間で、事業及び資産の処理に関し直接交渉することが適切であると判断されるときは、融資金融機関等の債権保全等その権利の保護に配慮しつつ、あらかじめ、当該選定事業の態様に応じて適切な取決めを行うこと。
  - (9) 選定事業者の責任により組成される金融の仕組みによって、選定事業者の破綻に伴い、金融機関等第三者が選定事業の継承を要求し得る場合には、公共性、公平性の観点に基づき、継続的な公共サービスの提供を確保するために合理的である限りにおいて、あらかじめ、事業契約において適切な取決めを行うこと。
  - (10) 事業契約若しくはその規定の解釈について疑義が生じた場合又は事業契約に規定のない事項に関し係争が生じた場合に、これらを解消するための手続その他の措置については、当該選定事業の態様に応じ、あらかじめ、具体的かつ明確に規定すること。
  - (11) 国等は、法第 15 条第 3 項に規定するもののほか、公開することにより、民間事業者の権利、

競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項を除き事業契約の内容を公表すること。

- 5 選定事業者が、国又は地方公共団体の出資又は拠出に係る法人（当該法人の出資又は拠出に係る法人を含む。）である場合、公共施設等の管理者等は、具体的かつ明確な責任分担の内容を、選定事業者その他の利害関係者に対し明らかにし、透明性を保持するよう特段の配慮をすること。
- 6 選定事業者が、当該選定事業以外の他の事業等に従事する場合に、かかる他の事業等に伴うリスクにより当該選定事業に係る公共サービスの提供に影響を及ぼすおそれがあるときは、この影響を避けるため又は最小限にするため、事業契約に必要な規定を設ける等、適切な措置を講ずること。また、選定事業者が、選定事業を実施するために新たに設立された法人である場合に、選定事業の実施に係る懸念を解消するため適当なときは、公共施設等の管理者等と選定事業者の出資者との間で、選定事業の適正かつ確実な実施を担保するために必要な措置を、経済合理性を勘案の上、別途合意しておくこと。

#### 四 公共施設等運営権に関する基本的な事項

公共施設等運営権（以下「運営権」という。）は、利用料金の徴収を行う公共施設等について、利用料金の決定等も含め、民間事業者による自由度の高い事業運営を可能とし、民間事業者の創意工夫が活かされること及び運営権を財産権と認め、その譲渡を可能とするとともに、抵当権の設定等による資金調達の円滑化が図られることが効果として期待される。このような趣旨を踏まえ、次の点に留意して必要な措置を講じるものとする。

##### 1 運営権に関する実施方針の策定等及び運営権の設定に関すること

(1) 国等は、運営権に関する実施方針について、以下の点に留意して策定すること

(イ) 実施方針において、法第 17 条に掲げる事項を定めるものとする。また、実施方針の策定に当たっては、民間事業者にとって公共施設等運営事業への参入のための検討が容易になるよう、当該公共施設等運営事業の事業内容、民間事業者の選定方法等についてなるべく具体的に記載すること。この際、実施方針は、公表当初において相当程度の具体的内容を備えた上で、当該公共施設等運営事業の事業内容の検討の進行に従い、順次詳細化して補完することとしても差し支えないこと。

(ロ) 国等は、法第 20 条に規定する費用以外の金銭の負担を、公共施設等運営権実施契約（以下「実施契約」という。）に基づき公共施設等運営権者に対して求める場合には、その旨（予め負担額を定める場合にあつては、負担を求める旨及びその金額）を実施方針に定めること。

(ハ) 法第 17 条第 6 号の規定により、実施方針に運営権に関する公共施設等の利用料金に関する事項を定める場合には、以下の点に留意して、適切な利用料金の上限、幅などについて規定すること。

ア 公共施設等運営権者の自主性と創意工夫が尊重されることが重要であること。

イ 特定の者に対して不当な差別的取り扱いをするものではないこと。

ウ 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、公共施設等の利用者の利益を阻害するおそれがあるものではないこと。

(2) 国等は、法第 19 条第 1 項の規定により運営権を設定するときは、選定事業者に対し、設定書を交付すること。

(3) 個別法において公共施設等の設置、管理、運営の規定がある法律に基づき管理者等が設定されている公共施設等であって利用者から利用料金を徴収するものに対する運営権の設定については、別表のとおりであること。

また、個別法において管理者等が設定されていない公共施設等であって利用者から利用料金を徴収するものに対する運営権の設定は可能であること。

## 2 実施契約に関すること

実施契約において、以下の諸点に留意して規定すること。

(1) 実施契約は、公共施設等運営事業に係る責任とリスクの分担その他実施契約の当事者の権利義務を取り決めるものであり、また、リスク分担の内容が運営権に係る契約当事者に求められる金銭の負担額にも影響を与えるものであるため、できる限りあいまいさを避け、具体的かつ明確に取り決めること。

(2) 公共施設等の管理者等は、民間事業者に対する関与を必要最小限のものにすることに配慮しつつ、適正な公共サービスの提供を担保するため、以下の事項等を考慮し、実施契約でこれらについて合意しておくこと。

(イ) 公共施設等運営事業の実施に重大な悪影響を与えるおそれがある事態が発生したときには、公共施設等の管理者等は公共施設等運営権者に対し報告を求めるとともに、第三者である専門家による調査の実施とその調査報告書の提出を求めることができること。

(ロ) 公共サービスの適正かつ確実な提供を確保するために、必要かつ合理的な措置と、公共施設等の管理者等の救済のための手段を規定すること。

(3) 公共施設等運営事業のリスク分担について、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方に基づいて取り決めること。また、経済的に合理的な手段で軽減又は除去できるリスクについては、適切な措置を講ずるものとし、実施契約において、その範囲及び内容を、できる限り具体的かつ明確に規定した上で、自らのリスク分担に必要な措置を講ずること。

なお、法第30条第 1 項の規定は、同項に規定する場合の補償につき規定するものであり、実施契約の解除等運営権の消滅以外の事由に起因するリスク分担について実施契約において定めることについて、制約するものではないこと。

(4) 公共施設等運営事業の事業期間終了時の公共施設等運営事業に係る資産の取扱いについては、経済的合理性を勘案の上、できる限り具体的かつ明確に規定すること。

(5) 事業継続が困難となる事由を、できる限り具体的に列挙し、当該事由が発生した場合又は発生するおそれが強いと認められる場合における実施契約の当事者のとるべき措置を、その責めに帰すべき事由の有無に応じて、具体的かつ明確に規定すること。事業修復の可能性がある、事業を継続することが合理的である場合における事業修復に必要な措置を、その責めに帰すべ

き事由の有無に応じて、具体的かつ明確に規定すること。事業破綻時における公共サービスの提供の確保については、上記(4)に規定する当該事業に係る資産の取扱いを含め、当該事業の態様に応じて、的確な措置を講ずることを規定すること。

- (6) 上記(3)から(5)までに規定する実施契約の当事者の対応が、公共施設等運営事業における資金調達の種類、期間、コストその他の条件に大きな影響を与えることに留意し、適切かつ明確な内容とすることに留意すること。また、当該公共施設等運営事業が破綻した場合、公共施設等の管理者等と融資金融機関等との間で、事業及び資産の処理に関し直接交渉することが適切であると判断されるときは、融資金融機関等の債権保全等その権利の保護に配慮しつつ、あらかじめ、当該公共施設等運営事業の態様に応じて適切な取決めを行うこと。
- (7) 実施契約若しくはその規定の解釈について疑義が生じた場合又は実施契約に規定のない事項に関し係争が生じた場合に、これらを解消するための手続その他の措置については、当該公共施設等運営事業の態様に応じ、あらかじめ、具体的かつ明確に規定すること。
- (8) 国等は、法第 22 条第 2 項に規定するもののほか、公開することにより、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項を除き実施契約の内容を公表すること。
- (9) 国等は、法第 30 条第 1 項の規定による通常生ずべき損失の補償方法について、あらかじめ実施契約において規定することができること。

### 3 運営権の移転に関すること

運営権制度は、公共施設等に係る公共サービスの安定的継続的な提供を確保しつつ、運営権そのものについて譲渡等の目的となりうることにすることにより、資金調達を含め公共施設等運営事業を円滑に実施する環境を整備することを目的とするものであることに鑑み、法第 26 条の移転の許可等の運用については、施設の利用者、事業者、債権者等の関係者の利益を考慮しつつ、適切かつ円滑に移転が行われるよう配慮すること。

### 4 運営権の取消し等に関すること

- (1) 国等は、運営権の取消しについては、公共サービスを継続的に提供することの重要性、契約違反等の重大性、運営権を目的とする抵当権者等の利益、運営権を取り消すことによって保護される利益等を勘案し、公共施設等運営権者に運営権の取消しとなる原因の除去を求めるなど運営権の取消し以外に取り得る手段の有無を検討した上で慎重に行うこと。
- (2) 国等は、法第 29 条第 1 項第 2 号に規定する公益上の必要による運営権の取消しを行おうとする際は、運営権により実施される公共サービスの公益性と、新たに生じた公益上の必要性とを客観的に評価・比較した上で、取消し等に係る判断を慎重に行うこと。
- (3) 国等は、運営権を取り消す際は、当該公共施設等で提供される公共サービスの重要性を踏まえ、当該公共サービスの継続等に必要な体制を整備しておくこと。

## 五 職員の派遣等の人的援助に関する基本的な事項

職員の派遣等については、選定事業者からの要請など民間事業者が質の高い公共サービスを提供するために必要なときに、民間事業者に対し、既存の職員派遣等に係る制度の範囲内で、一定期間の派遣等の後に官署に復帰することを前提として職員の派遣、職員の出張、講習会の開催等の人的援助を行うこと。

## 六 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する基本的な事項

- 1 政府は、特定事業の実施に係る法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関して、P F I 事業の円滑な推進を図るため、次の基本的な考え方に立ち、適切な措置を講じていくものとする。
  - (1) 財政上の支援については、本来公共施設等の管理者等が受けることのできる支援の範囲内で、民間の選定事業者が受けられるように配慮すること。
  - (2) 税制上の措置については、現行の制度に基づくものを基本としつつ、P F I 事業の推進のために必要な措置を検討すること。また、運営権の存続期間中の更新投資などの会計処理につき、必要な基準が明確となるよう必要な環境の整備に努めるとともに、税制上の措置について周知を図ること。
  - (3) 政府系金融機関等による金融上の支援における選定事業の位置付けを整備し、選定事業者に対する政府系金融機関等の融資が、円滑に実施されるように配慮すること。
  - (4) 法第76条の規定の趣旨に十分配慮して、業法及び公物管理法等について、P F I 事業推進のために必要な規制の撤廃又は緩和を速やかに推進すること。なお、選定事業者の法的地位の明確化が必要であるとの観点に立ち、同事業の円滑な推進に支障が生じないよう、法令の解釈、適用等を含め、法制上の位置付けを整備すること。また、民間事業者の選定に関する手続については、法附則第3条の規定を踏まえ、整備を図ること。
  - (5) 国有財産を無償又は時価より低い対価で選定事業の用に供することについては、法第71条第1項の規定の趣旨を踏まえ、早急にその具体的な取扱いを定めること。
  - (6) 直接金融、間接金融を問わず、民間資金を多様な手段によって効率的、効果的に活用できることが、P F I 事業の円滑な実施に資することに鑑み、選定事業に係る事業契約又は実施契約の締結に当たり、選定事業者による多様な手段を通じた民間資金の円滑な調達が可能となるように配慮し、このために必要な環境の整備を図ること。
  - (7) 選定事業における金融の仕組みがプロジェクト・ファイナンスである等、当該選定事業より生ずる収入と、当該選定事業に係る有形資産又は無形資産の担保化に専ら依拠する場合において、事業契約又は実施契約の当事者がかかる手法の態様を考慮し合理的かつ適切な事業契約又は実施契約を取り決めることができるように、担保に関する制度等に関し、必要な環境の整備を図ること。
  - (8) P F I 事業のために取得される不動産に担保が設定されている場合、法第80条第1項に基づき、当該不動産の担保権者、担保提供者又は所有権者に生ずる損失は、繰延資産として整理した上で、10年以内の償却が認められることに留意し、担保不動産の活用について周知を図ること。

2 国等は、民間事業者の特定事業への参入のための検討が容易となるよう、実施方針の中で、次の点について具体的な内容をできる限り明らかにするものとする。

- (1) 選定事業の実施に当たって必要な許認可等及び選定事業者が行い得る公共施設等の維持管理又は運営の範囲
- (2) 適用可能な選定事業者への補助金、制度融資等
- (3) 適用可能な税制上の優遇措置
- (4) 選定事業の用に供する国有財産を無償又は時価より低い対価で選定事業者を使用させることに関する事項

#### 七 株式会社民間資金等活用事業推進機構に関する基本的な事項

1 株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）は、金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するための資金の供給により、我が国におけるインフラ投資市場の整備の促進等を行うことを目的として設立されるものであり、当該目的の達成に向け、関係法令を遵守しつつ、その能力を最大限発揮するよう努めるとともに、政府との緊密な連携を図ることが必要である。

2 政府は、投資方針や支援決定後の状況等について報告させるなど機構の適切な運営の確保を図るものとする。また、政府は、特定選定事業の普及に資するため、機構と連携しつつ、案件形成や事業化の促進を図るとともに、地方公共団体に対する情報提供や案件形成支援を行うものとする。

#### 八 民間資金等活用事業推進会議に関する基本的な事項

1 推進会議は、政府一体となってPFI事業をより強力に推進するための推進機関の役割を担う。

2 行政の簡素化の観点から、推進会議と民間資金等活用事業推進委員会との役割の違いに留意し、政府一体となってPFI事業を推進するため、相互に補完しつつ、それぞれの役割を果たすよう留意すること。

#### 九 民間資金等活用事業推進委員会に関する基本的な事項

民間資金等活用事業推進委員会（以下「推進委員会」という。）は、法第83条の規定に基づき、政府と協力して、PFI事業の実施を促進するために、以下の役割等を担う。

1 民間資金等の活用による国の公共施設等の整備等（以下九において「国の公共施設等の整備等」という。）については、推進委員会がその実施状況や民間事業者等からの意見について所要の調査審議を行い、PFI事業の実施の促進のために必要があると認める場合、内閣総理大臣又は関係

行政機関の長に意見を述べ、国の公共施設等の整備等の促進及び総合調整を図る。

- 2 推進委員会は、政府とともに、内外のPFIに関する情報、選定事業の実施状況、PFI事業に関連する法制度、税制等に関する情報等、PFI事業の円滑な推進に寄与する情報を収集し、国民のPFI事業に対する理解やPFI事業に関わる関係者の便宜のためにこれらの情報を広く一般に供する。
- 3 推進委員会は、上記1のとおり内閣総理大臣等に対し意見を述べるほか、国がPFI事業を実施するに当たり、その円滑な推進のために要請したときには、国の公共施設等の整備等の総合調整を図る観点から当該機関に対し適切な助言を行う。
- 4 国の公共施設等の整備等に関する民間事業者等からの意見、提言又は苦情については、推進委員会が受け付け、PFI事業の実施の促進のために必要があると認める場合、国の公共施設等の整備等の促進及び総合調整を図るため、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に意見を述べる。
- 5 推進委員会は、推進委員会の活動について国民の理解を深めるよう広報に努めるとともに、広く国民のPFI事業についての理解を深め、PFI事業の円滑な実施を図るため、政府の行う広報に協力する。
- 6 推進委員会は、上記各項目に係る調査審議に資するため、収集されたPFI事業に関する情報について分析し、PFI事業の実施促進に必要な調査を行うことその他以上の活動に伴い必要なPFI事業の実施を促進する上で必要な業務を遂行する。

## 十 地方公共団体における特定事業の実施に関する基本的な事項

地方公共団体においては、前項までの事項を参考として、次の事項に留意の上、特定事業の円滑な実施に努めるものとする。

### 1 支援

- (1) 必要があると認めるときは、選定事業の用に供する間、公有財産を無償又は時価より低い対価で選定事業者を使用させることができること。
- (2) 選定事業の実施を支援するために必要な資金の確保又はそのあつせんに努めること。
- (3) 実施方針に照らして、選定事業者に対し、必要な財政上及び金融上の支援を行うこと。

なお、選定事業者に対する支援は、整備される施設の特性、事業の実施場所等に応じた柔軟かつ弾力的なものであること。

### 2 規制緩和

民間事業者の技術の活用及び創意工夫の十分な発揮を妨げるような地方公共団体独自の規制については、その撤廃又は緩和を速やかに推進すること。



### 3 P F I 事業の推進

- (1) 特定事業の選定、民間事業者の評価、選定に当たっては、公平性、透明性の確保を図ること。
- (2) 特定事業の実施に際し必要となる諸手続については、円滑に事務処理を行い、その促進を図ること。
- (3) 民間事業者の提案に係る受付、評価、通知、公表等を行う体制を整える等、適切な対応を図ること。
- (4) P F I 事業に関する情報の収集を行うとともに、特定事業の実施に関して、住民に対する知識の普及、情報の提供等を行い、住民の理解、同意及び協力を得るための啓発活動を推進すること。
- (5) 民間事業者に対する技術的な援助について必要な配慮を加えるとともに、特許等の技術の利用の調整その他民間事業者の有する技術の活用について、特段の配慮を行うこと。
- (6) 事業契約に基づき債務負担行為を行う場合は、長期的な財政負担の在り方に十分配慮しながら、財政の健全性と柔軟性を保持し、中長期的な観点からの財政負担の縮減を図ること。
- (7) 民間事業者の選定に当たっては、競争性を担保しつつ、総合評価方式、性能発注方式の活用など、P F I 事業の態様に適した方法を採用するよう努めること。

### 4 運営権の活用

- (1) 法第19条第4項の運営権設定に係る議会の議決については、法第12条の事業契約に係る議会の議決と同時に行うことができること。
- (2) 実施方針に関する条例に基づいて実施契約が締結された場合には、その後に実施方針に関する条例が改廃されても、締結された実施契約の効力に影響はないこと。
- (3) 運営権を設定しようとする公共施設等について、地方自治法第244条の2第3項の規定を適用する場合においては、類似の手続を同時に行うこと等により手続の負担に配慮するとともに、両制度の適切な運用にも配慮すること。

## 十一 その他特定事業の実施に関する基本的な事項

- 1 政府は、推進委員会の協力の下、内外のP F Iに関する情報、選定事業の実施状況、P F I 事業に関連する法制度、税制等に関する情報等、P F I 事業の円滑な推進に寄与する情報を収集し、国民のP F I 事業に対する理解やP F I 事業に関わる関係者の便宜のため、これを広く一般に供する。
- 2 政府は、広く国民のP F I 事業の理解を深め、P F I 事業の円滑な実施を図るため広報を行う。

### 附 則

本基本方針は、閣議決定の日から施行する。

(別表) 個別法において公共施設等の設置、管理、運営の規定がある法律に基づき管理者等が設定されている施設であって、利用者から利用料金を徴収するものに対する運営権の設定について

施設	管理者等	根拠法令	公共施設等運営権の設定について
水道施設	水道事業者 水道用水供給事業者	水道法	設定は可能 (注)
医療施設	国 地方公共団体 独立行政法人 等	医療法	設定は可能 ただし、医療法第7条第5項の趣旨に照らし、営利を目的とする者が医療本体を事業範囲とすることは認められない。
社会福祉施設	社会福祉事業者	社会福祉関係各法	設定は可能 (注)
漁港 (プレジャーボート収容施設)	地方公共団体	漁港漁場整備法	設定は可能
中央卸売市場	都道府県または人口20万人以上を有する市等	卸売市場法	設定は可能
工業用水道事業	地方公共団体 地方公共団体以外の者等	工業用水道事業法	設定は可能 (注)
熱供給施設	熱供給事業者	熱供給事業法	設定は可能 (注)
駐車場	地方公共団体 等	駐車場法	設定は可能
都市公園	地方公共団体 等	都市公園法	設定は可能

施設	管理者等	根拠法令	公共施設等運営権の設定について
下水道	地方公共団体	下水道法	設定は可能
道路	地方公共団体 等	道路整備特別措置法	地方道路公社の有料道路事業における運営権の設定を可能とする措置を検討
賃貸住宅	地方公共団体 等	公営住宅法等	設定は可能
鉄道（軌道を含む）	地方公共団体 等	鉄道事業法 軌道法	設定は可能（注）
港湾施設	地方公共団体 等	港湾法	設定は可能
空港	国 地方公共団体 空港会社	航空法 空港法 等	設定は可能
産業廃棄物処理施設	民間事業者 廃棄物処理センター	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	設定はなじまない
浄化槽	個人、法人、市町村 又は一部事務組合	浄化槽法	設定は可能

## 地方公共団体における P F I 事業について

自治画第 6 7 号

平成 1 2 年 3 月 2 9 日

(平成 1 7 年 1 0 月 3 日一部改正)

各都道府県知事

各指定都市市長 殿

自治事務次官

### 地方公共団体における P F I 事業について

今般、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号。以下「P F I 法」という）第 4 条第 1 項に定める基本方針が制定されました。地方公共団体においては、下記事項に留意のうえ、適切に対応されるようお願いします。

なお、貴都道府県内市区町村にもこの旨周知されるようお願いします。

記

第1 総括的事項

1 PFI法は、平成11年9月24日に施行され、同法第4条第1項に基づき、内閣総理大臣が、平成12年3月13日、別添のとおり基本方針を定めたところであること。

基本方針は、国（独立行政法人、特殊法人その他の公共法人を含む）が公共施設等の管理者等として行うPFI事業について主として定めたものであり、地方公共団体については、PFI法第3条に規定する基本理念にのっとり本基本方針を勘案した上で、公共性及び安全性の確保資金の効率的な使用民間事業者の自主性の尊重等に配慮して、地域における創意工夫を生かしつつ、PFI事業が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとされていること。（PFI法第4条第7項）

2 以下、本通知において、次の用語は、それぞれ下記のとおりとする。

- (1) PFI事業地方公共団体がPFI法第5条第1項の実施方針を定めて実施するPFI法第2条第4項に定める「選定事業」をいう。
- (2) PFI事業者PFI法第7条第1項の規定によりPFI事業を実施する者として選定された者をいう。
- (3) PFI契約地方公共団体とPFI事業者の間で締結される、PFI事業に係る契約をいう（PFI法第9条に定める議会の議決が必要な契約にあつては、これを経たものに限る。）
- (4) 政府調達協定1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定をいう。
- (5) 特例政令地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）をいう。

3 PFI法第9条及び民間資金等の活用による公共施設等の整備の促進に関する法律施行令に定めるとおり、以下のPFI契約については、あらかじめ議会の議決を経なければならないこと。これは、地方自治法第96条第1項第5号に定める議会の議決との均衡を考慮するとともに、PFI事業に係る将来の財政負担等を議会においてチェックする趣旨であること。また、この場合における金額は、PFI契約の予定価格の金額のうち維持管理、運営等に要する金額を除いた金額により判断するものであること。

法第二条第五項に規定する選定事業者が建設する同条第一項に規定する公共施設等（地方公共団体の経営する企業で地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第四十条第一項の規定の適用があるものの業務に関するものを除く。）の買入れ又は借入れ	千円
都道府県	500,000
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この表において「指定都市」という。）	300,000
市（指定都市を除く。）	150,000
町村	50,000

4 PFI事業の実施の検討に当たっては、事前に適切な需要見直しを行うなど、事業自体の必要性を十分に検討するとともに、事業者選定段階においても、需要変動リスクが存在する事業又は大きな事業については、過大な需要見直しを前提とした事業提案でないか十分に審査すること。

なお、「民間と競合する公的施設の改革について（平成12年6月9日付け自治事、）務次官通知）の趣旨も踏まえて適切に対応すること。

5 PFI法が、いわゆる第三セクターの抱える諸課題等を考慮のうえ立法された経緯も踏まえ、PFI契約において、PFI事業者とのリスクの分担（PFI事業の継続が困難になった場合の措置を含む。以下同じ）を明確にしておくとともに、PFI事業者に対する安易な出資及び損失補償は、厳に慎むこと。

6 総務省は自治行政局地域振興課を窓口として相談に応じることとしているので、PFI事業の実施を検討している地方公共団体は積極的に相談すること。また、(財)地域総合整備財団において、PFIアドバイザーの派遣、PFI研修会、民間事業者との意見交換会などを実施し、相談窓口を設置しているので、適宜活用を図ること。さらに、同財団において、自治体PFI推進センターが設置されているので、地方公共団体間の意見交換及び情報の共有の場としてあわせて活用を図ること。

なお、PFI事業に対する貸付けであって現行のふるさと融資の要件を満たすものについては、これを対象とするものであること。詳細は(財)地域総合整備財団に照会すること。

7 PFI事業の実施に当たっては、実施方針、選定結果、契約、協定、金融機関との直接の取決め（ダイレクト・アグリーメント）、PFI事業者の決算報告及び監視等の結果についてもすべて公開し、PFI事業選定の手続及び実施の透明性の確保を図ること。

## 第2 PFI事業に係る債務負担行為の位置付け

PFI法に基づいて公共施設等の整備を行うために設定される債務負担行為は、効率的かつ効果的な公共施設等の整備のために設定されるものであり、「もっぱら財源調達的手段として設定する債務負担行為」（「債務負担行為の運用について」（昭和47年9月30日付け自治導第139号））に該当するものではないと解されること。

しかしながら、この場合においても財政の健全性を確保する必要があるので、PFI事業における債務負担行為に係る支出のうち、施設整備費や用地取得費に相当するもの等公債費に準ずるものを起債制限比率の計算の対象とするものであること。

## 第3 PFI事業に係る地方財政措置

PFI事業のうち1の要件を満たすものに係る施設整備費について、地方公共団体がPFI事業者に対して財政的支出を行う場合、2の財政措置を講じること。なお、具体的内容については「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について（平成12年3月29日付け自治省財政局長通知）を参照すること。」

### 1 要件

ア 当該施設の所有権が一定期間経過後に地方公共団体に移転（当該施設の整備後直ちに移転する場合を含む。）するもの又はP F I 契約が当該施設の耐用年数と同程度の期間継続するものであること。

イ 通常当該施設を地方公共団体が整備した場合に国庫補助負担制度がある事業については、P F I 事業で整備する場合にも同等の措置が講じられるものであること。

## 2 財政措置の内容

### ア 国庫補助負担金が支出される事業

当該国庫補助負担金の内容に応じて、地方公共団体が直接整備する場合と同等の地方債措置又は地方交付税措置を講じること。

### イ 地方単独事業として実施されるP F I 事業

地方公共団体が直接整備する場合に施設の種別に応じた財政措置の仕組みがある施設については当該措置内容に準じて、そのような財政措置の仕組みがない施設（公共性が高く、かつ非収益的な施設で一定の要件を満たすものに限る。）については一定の範囲で、地方交付税措置を講じること。

## 第4 税制上の措置

(1) P F I 事業者がP F I 事業の用に供する土地については、特別土地保有税の非課税措置が講じられていること。（地方税法第586条第2項第1号の27）

(2) P F I 事業者が、港湾法に規定する無利子貸付けを受けてP F I 事業として整備する特定用途港湾施設のうち一定のもの、政府の補助金を受けてP F I 事業として整備する廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物処理施設のうち一定のもの、政府の補助金を受けてP F I 事業として整備する国立大学法人法に規定する国立大学の校舎のうち一定のもの又はP F I 事業（法律の規定により公共施設等の管理者等である国又は地方公共団体がその事務又は事業として実施するものに限る）として整備する公共施設等のうち一定のものについて、不動産取得税又は固定資産税若しくは都市計画税の課税標準の特例措置が講じられていること。（地方税法附則第11条第25項から第27項まで及び第31項並びに同法附則第15条第48項、第49項、第51項及び第55項）

## 第5 契約関係

1 P F I 契約の相手方の決定の手続については、基本方針「二民間事業者の募集及び選定に関する基本的な事項」を参考として、適切に実施すること。

### 2 契約の相手方の選定方法の原則（一般競争入札）

—— 総合評価一般競争入札の活用等 ——

P F I 事業者の選定方法は、公募の方法等によることとされており（P F I 法第7条第1項、一般競争入札によることが原則とされていること。）

この場合において、P F I 契約においては、価格のみならず、維持管理又は運営の水準、P F I 事業者とのリスク分担のあり方、技術的能力、企画に関する能力等を総合的に勘案する必要があることにかんがみ、総合評価一般競争入札（地方自治法施行令第167条の10

の2)の活用を図ること。

この際、あらかじめ学識経験者の意見を聴き、落札者決定基準を適切に定め、公表すること等、所定の手続について十分留意すること（「地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行について」（平成11年2月17日付け自治行第3号自治事務次官通知）を参照のこと。）

### 3 随意契約による場合の留意点

上記1によらず、随意契約の方法によるためには、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当することを要すること。この場合において、以下の点に留意すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」については、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合もこれに当たると解されているところであり（別紙昭和62年3月20日最高裁第2小法廷判決参照）、PFI契約についてもこれを踏まえて適切に判断するものであること。
- (2) 同条第5号「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき」とは、相手方が多量のストックをかかえ売り込む意欲が強い場合等、相手方が特殊な地位に立っている場合が該当するものとされていること。この場合において、同号の「著しく有利な価格」とは、一般的には、品質、性能等が他の物件と比較して問題がなく、かつ、予定価格（時価を基準としたもの）から勘案しても、競争入札に付した場合より誰が見てもはるかに有利な価格で契約できるときと解されており、したがって、当該地方公共団体が当該公共施設等を整備すると仮定する場合の価格と当該相手方の価格を比較するとともに、一般的なPFI事業者がPFI方式で整備すると仮定した場合の標準的な価格と比較し、著しく有利であるか否かにより判断するものであること。

### 4 政府調達協定の適用を受けるPFI契約についての留意点

- (1) PFI契約は、公共施設等の建設のみならず、維持管理及び運営をも内容とするものであり、このため、政府調達協定対象の役務と対象外の役務の双方を包含する混合的な契約となりうるものであること。

こうした混合的な契約においては、主目的である調達に着目し、全体を当該主目的に係る調達として扱うこととされており、主目的が物品等又は協定の対象である役務の調達契約であって、当該契約の全体の予定価格（主目的以外の物品等及び役務に係る価額を含む）が適用基準額を超える場合に、特例政令の適用を受けることとされているので、都道府県及び指定都市においては留意すること。（「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の公布について」平成7年11月1日付け自治行第84号行政課長通知参照）

- (2) 特例政令第10条本文において引用する地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の「緊急の必要」とは、例えば、災害時において一般競争入札又は指名競争入札の方法による手続をとるときは、その時期を失し、あるいは全く契約の目的を達することができなくなり、経済上はなほだしく不利益を被るに至るような場合を想定していること。
- (3) 特例政令第10条第1項第6号は、設計契約について随意契約によることができるとして



いるものであり、建設、維持管理、運営等、設計以外の内容を一体的に含むPFI契約は、その対象ではないものと解されること。

## 5 その他

- (1) PFI契約の相手方の決定の手續に際しては、特別目的会社に対する出資予定者等により構成される、法人格の無い共同企業体の形式で参加し、PFIの選定事業者となった後に、初めて法人格を持った特別目的会社を設立して、地方公共団体との間でPFI契約を締結することも差し支えないこと。
- (2) 民間事業者による発案が可能とされている（PFI法第4条第2項第1号）が、提案を行った民間事業者を相手方として、随意契約によるPFI契約を締結するためには、地方自治法施行令第167条の2第1項各号（政府調達協定の適用を受ける場合においては、特例政令第10条第1項各号）に該当する必要があること。
- (3) PFI契約の相手方となる民間事業者の選定手續に参加した民間事業者に対し、一定のコンペ料等を支払うことを妨げるものでないこと。
- (4) ダイレクト・アグリーメントの締結等を通じ、PFI事業者と金融機関との間のリスク分担についても十分な関心を払う必要があること。
- (5) PFI事業者の責に帰する事由による契約解除の際に施設の所有権を取得・保持するための買取り規定の設定に際しては、金融機関による融資との関係にも留意し、適切に判断する必要があること。

## 第6 公の施設関係

- 1 PFI法に基づいて公共施設等を整備しようとする場合の当該公共施設等の管理については、公の施設制度の趣旨を踏まえ、公の施設として管理すべきか否か適切に判断するものであること。
- 2 PFI事業により公の施設を整備しようとする場合にあっては、施設の設置、その管理に関する事項等については条例でこれを定めるものであること。（地方自治法第244条の2第1項及び第2項）
- 3 PFI事業により公の施設を整備しようとする場合であって、当該施設を公の施設として供用する間、PFI事業者が施設の所有権を有する場合は、地方公共団体は、公の施設を設置するに伴って住民に対して負う責務を全うするに十分な、安定的な使用権原（賃借権等）を取得しておく必要があること。
- 4 PFI事業により公の施設を整備しようとする場合であって、当該施設の管理を包括的に民間事業者に行わせる場合は、原則として地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者の制度を採用すること。

ただし、民間事業者に対して、包括的な委任でなく、例えば下記の諸業務をPFI事業として行わせることは可能であり、また一の民間事業者に対してこれらの業務のうち複数のものをPFI事業として行わせることも可能であること。その場合にあっては、当該民間事業者については、当該公の施設の利用に係る料金を当該民間事業者の収入として收受させること及び当該料金を当該民間事業者が定めることとすることはできないこと（地方自治法第2

44条の2第8項、第9項)。

① 下記のような事実上の業務

- ・施設の維持補修等のメンテナンス
- ・警備
- ・施設の清掃
- ・展示物の維持補修
- ・エレベーターの運転
- ・植栽の管理

② 管理責任や処分権限を地方公共団体に留保した上で、管理や処分の方法についてあらかじめ地方公共団体が設定した基準に従って行われる下記のような定型的行為

- ・入場券の検認
- ・利用申込書の受理
- ・利用許可書の交付

③ 私人の公金取扱いの規定（地方自治法第243条、同法施行令第158条）に基づく使用料等の収入の徴収

④ 当該施設運営に係るソフト面の企画

5 PFI事業において、指定管理者の制度を採用する場合には、指定管理者に関し条例に定める事項（地方自治法第244条の2第4項）、指定の期間（同条第5項）及び指定にはあらかじめ議会の議決を経なければならないこと（同条第6項）について、PFI事業の円滑な実施が促進されるよう適切な配慮をするとともに、指定の取消し又は管理の業務の全部若しくは一部の停止の命令を行う場合におけるPFI事業の取扱いについて、あらかじめ明らかにするよう努めるものとされていること。（PFI法第9条の2）

## 第7 公有財産関係その他

PFI事業により公有地上に公共施設等を整備する場合には、下記の事項について留意すること。

- (1) 当該施設の所有権が当該施設の整備後直ちに地方公共団体に移転し、供用される場合には、当該施設の用地は行政財産として位置づけられるものであること。
- (2) 当該施設の所有権が一定期間経過後に地方公共団体に移転する場合であって、当該期間中、PFI事業者に対して普通財産として用地を貸し付けるときは、最終的に当該施設の所有権が当該地方公共団体に移転し、その行政財産になる時点において、当該施設の用地も、普通財産から行政財産に切り替える必要があること。
- (3) 地方公共団体の行政財産については、原則として貸付け等や私権を設定することができないこととされているが、次に掲げる場合において、一定の条件の下でPFI事業者に対する特例が設けられていること。

① 地方公共団体は、PFI事業に係る行政財産を、地方自治法第238条の4第1の規定にかかわらず、貸し付けることができること。（PFI法第11条の2第6項）

② 地方公共団体は、一棟の建物の一部がPFI事業に係る公共施設等である場合における

当該建物の全部又は一部をPFI事業者が所有しようとする場合において、地方自治法第238条の4第1項の規定にかかわらず、行政財産である土地を貸し付けることができること。(同条第7項)(当該建物のうちPFI事業に係る公共施設等以外の部分をPFI事業者から譲り受けようとする者(同条第9項)又は更に譲り受けようとする者に対する当該行政財産である土地の貸付けを含む(同条第10項)。③において同じ。)

- ③ 地方公共団体は、②に規定する建物のうちPFI事業に係る公共施設等以外の部分をPFI事業終了後においてもPFI事業者が引き続き所有しようとする場合において、地方自治法第238条の4第1項の規定にかかわらず、②の行政財産である土地を貸し付けることができること。(同条第8項)
- ④ 地方公共団体は、一定の公益的施設等の設置事業であつて、PFI事業の実施に資すると認められるものに係る行政財産を、地方自治法第238条の4第1項の規定にかかわらず、貸し付けることができること。(PFI法第11条の3第5項)(当該施設をPFI事業者から譲り受けようとする者(同条第7項)又は更に譲り受けようとする者(同条第8項)に対する当該行政財産の貸付けを含む。⑤において同じ。)
- ⑤ 地方公共団体は、④に規定する公益的施設等をPFI事業終了後においてもPFI事業者が引き続き所有し、又は利用しようとする場合において、④の行政財産を貸し付けることができること。(同条第6項)
- ⑥ ①から⑤までの貸付けについては、民法第604条並びに借地借家法第3条及び第4条の規定は、適用されないこと。
- ⑦ ①から⑤までの貸付けについては、地方自治法第238条の2第2項及び第238条の5第3項から第5項までの規定が準用されること。

(別紙)

○ 最高裁第二小法廷判決（昭和62年3月20日）

「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」とは、原判決の判示するとおり、不動産の買入れ又は借入れに関する契約のように当該契約の目的物の性質から契約の相手方がおのずから特定の者に限定されてしまう場合や契約の締結を秘密にすることが当該契約の目的を達成する上で必要とされる場合など当該契約の性質又は目的に照らして競争入札の方法による契約の締結が不可能又は著しく困難というべき場合がこれに該当することは疑いが無いが、必ずしもこのような場合に限定されるものではなく、競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も同項1号（注：昭和49年改正前の地方自治法施行令第167条の2第1項第1号。現同項第2号）に掲げる場合に該当するものと解すべきである。そして、右のような場合に該当するか否かは、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている前記法及び令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について

自治調第25号

平成12年3月29日

各都道府県知事

殿

各指定都市市長

自治省 財政局長

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律  
(平成11年法律第117号)に基づいて地方公共団体が実施する  
事業に係る地方財政措置について

標記の件について、別紙のとおり定めたので、通知します。

なお、貴都道府県内市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律  
(平成11年法律第117号)に基づいて地方公共団体が実施する  
事業に係る地方財政措置について

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)(以下「PFI法」という。)は、平成11年9月24日に施行され、PFI法第4条に基づく基本方針が平成12年3月13日に公布されたところである。

地方公共団体がPFI法第5条第1項の実施方針を定め、PFI法に基づいて実施する事業(以下「PFI事業」という。)については、「地方公共団体におけるPFI事業について」(平成12年3月29日付け自治事務次官通知)によりその基本的な考え方が示されたところであるが、地方財政措置の具体的な内容については下記のとおりであるので留意願います。  
なお、貴都道府県内市町村に対してもこの旨周知願います。

記

第1 PFI事業に係る財政措置について

地方公共団体がPFI法第5条第1項の実施方針を定めて実施するPFI事業のうち1の要件を満たすものに係る施設整備費について、地方公共団体がPFI法第2条第5項に定める選定事業者(以下「PFI事業者」という。)に対して財政的支出を行う場合、2の財政措置を講じることとする。

1 要件

- ① 当該施設の所有権が一定期間経過後に当該地方公共団体に移転(当該施設の整備後直ちに移転する場合を含む。)するもの又はPFI契約(地方公共団体とPFI事業者の間で締結されるPFI事業に係る契約をいう。)が当該施設の耐用年数と同程度の期間継続するものであること。
- ② 通常当該施設を地方公共団体が整備する場合(以下「直営事業の場合」という。)に国庫補助負担制度がある事業については、PFI事業で整備する場合にも同等の措置が講じられること。

2 財政措置の内容

(1) 国庫補助負担金が支出されるPFI事業

ア 基本的な考え方

当該国庫補助負担金の内容に応じて、直営事業の場合と同等の地方債措置又は地方交付税措置を講じる。

イ 具体的な内容

- ① 地方公共団体がPFI事業者に対し施設整備時に整備費相当分の全部又は一部を支出する場合

地方公共団体が支出を行うに当たって、直営事業の場合と同種の地方債をその財源とすることができることとし、直営事業の場合に当該地方債の元利償還金に対して交付税措置を講じている場合には、同様の交付税措置を行う。

- ②地方公共団体がP F I事業者に対し後年度に整備費相当分の全部又は一部を割賦払い、委託料等の形で分割して支出する場合

地方公共団体が負担する整備費相当分（金利相当額を含む。）について、直営事業の場合の地方債の充当率、交付税措置率を勘案して財政措置の内容が同等になるように、均等に分割して一定期間交付税措置を行う。

## (2) 地方単独事業として実施されるP F I事業

### ア 基本的な考え方

直営事業の場合に施設の種別に応じた財政措置の仕組みがある施設については当該措置内容に準じて、そのような財政措置の仕組みがない施設（公共性が高く、かつ非収益的な施設で一定の要件を満たすものに限る。）については一定の範囲で地方交付税措置を講じる。

なお、ふるさとづくり事業に対する地域総合整備事業債の充当等、一定の政策目的に基づき地方公共団体の自主的、主体的な判断の下に行われる各種事業に対し講じられている財政措置は、「施設の種別に応じた財政措置」には当たらないことに留意すること。

### イ 具体的な内容

- ①施設の種別に応じた財政措置の仕組みがある施設（複合的な機能を有する施設については、当該部分を分別できる場合における当該部分）の場合

地方公共団体がP F I事業者に対し、施設整備時に整備費相当分を支出するか又は後年度に整備費相当分を割賦払い、委託料等の形で分割して支出するかを問わず、何らかの形で整備費相当分の全部又は一部を負担する場合、当該負担額の合計額（金利相当額を含む。）に対し、直営事業の地方債の充当率、交付税措置率を勘案して財政措置の内容が同等になるように、均等に分割して一定期間交付税措置を行う。

- ②施設の種別に応じた財政措置の仕組みがない施設の場合

下記の要件を満たす施設について、地方公共団体がP F I事業者に対し、施設整備時に整備費相当分を支出するか又は後年度に整備費相当分を割賦払い、委託料等の形で分割して支出するかを問わず、何らかの形で整備費相当分の全部又は一部を負担する場合、当該負担額の合計額（用地取得費を含まず、金利相当額を含む。）の20%に対し均等に分割して一定期間交付税措置を行う。

#### （施設の要件）

通常地方公共団体が整備を行っている公共性の高い施設であり、かつ非収益的な施設（無料又は低廉な料金で住民の用に供され、施設整備費の全部又は一部を料金ではなく地方公共団体の財源で負担することが通例である施設）であること。なお、庁舎等公用施設は対象としない。

(3) 資金手当のための地方債

(1)及び(2)の財政措置に加えて、1の要件を満たすPFI事業について、地方公共団体がPFI事業者に対し施設整備時に整備費相当分の全部又は一部を負担する場合には、必要に応じて資金手当のための地方債措置を講じる。

(4) PFI事業者に貸与するための土地取得に要する経費

PFI法第12条第2項の規定の趣旨に鑑み、地方公共団体が実施方針を定め、PFI法に基づいて実施するPFI事業の選定事業者に貸し付ける目的で用地を取得する場合には、必要に応じて資金手当のための地方債措置を講じる。

(5) 地方公営企業におけるPFI事業

地方公営企業において施設整備にPFI事業を導入する場合には、通常の地方公営企業に対する財政措置と同等の措置を講じる。

## 第2 留意事項

- ① 上記の財政措置は、PFI法に基づいて地方公共団体が実施方針を定めて実施するPFI事業に係る措置であり、PFI法に基づかないで行われる事業については適用されないこと。
- ② 上記の財政措置は、施設整備費相当分について地方公共団体が財政的支出を行う場合の措置であり、地方公共団体の選定事業者に対する支出が施設整備費のみならず運営費、維持管理費等も含んでいる場合には、適切な方法により施設整備費相当部分を分別して財政措置を行うものであること。
- ③ 上記の財政措置が適用されるPFI事業を実施しようとする地方公共団体は、事前に自治大臣官房企画室に相談すること。なお、本通知文の内容についての問い合わせは自治省財政局調整室に行うこと。



P F I 事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについて

総行行第43号

総行地第44号

平成15年3月31日

各都道府県・各指定都市

P F I ・ 契約担当部局長 殿

総務省自治行政局行政課長

総務省自治行政局地域振興課長

P F I 事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについて

今般、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する関係省庁連絡会議幹事会において、別添の「P F I 事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについて」が申合せされました。

国の関係府省においては、今後P F I 事業を実施する際には、当該申合せにある留意事項について個別の事業毎に留意することとされておりますが、各地方公共団体においても、別添の申合せにある留意事項を参考の上、適切に対応されるようお願いします。

なお、別添の申合せにある留意事項中、入札及び契約に関する会計法令上の仕組みは、地方自治法令上も基本的には同様の仕組みとなっていることから、入札及び契約に関する会計法令の解釈にわたる部分については、地方自治法令上も同様の解釈となることを申し添えます。

各都道府県におかれましては、以上のことについて、貴管内市町村に対しても、速やかに周知されますようお願いいたします。

担当：総務省自治行政局

行政課行政第2係

藤 田

Tel. 03-5253-5509

地域振興課地域振興第1係

中 原

Tel. 03-5253-5533

P F I 事業に係る民間事業者の  
選定及び協定締結手続きについて

平成15年3月20日

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の  
促進に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ

P F I 事業を実施する際の民間事業者の選定及び協定の締結に係る事項については、平成13年1月22日にP F I 推進委員会においてとりまとめられた「P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン」において、民間事業者の選定及び協定締結等に係る実務上の指針が示されているが、これまでに実施されたP F I 事業における課題等を踏まえ、さらなるP F I 事業の普及・促進に資するため、民間事業者の選定及び協定締結手続きに関する留意事項について関係府省において検討が行われた結果、別紙のとおりとりまとめが行われた。

関係府省においては、今後P F I 事業を実施する際には、別紙に示す事項について、個別の事業ごとにその取扱いに留意し、P F I 事業を円滑に実施することに努めることとする。

## P F I 事業に係る民間事業者の 選定及び協定締結手続きについて

### (1) 民間事業者の選定方法について

P F I 事業は、公共施設等の建設、維持管理及び運営（これらに関する企画を含む）について、具体的な仕様の特定を必要最小限にとどめて発注を行うことにより、民間の資金、経営能力及び技術的能力を積極的に活用することを目的とするものである。したがって、P F I 事業においては、民間事業者は応募に際して価格と事業提案をあわせて発注者に提出することとなるが、事業内容が複雑で多岐にわたる事業において、多くの事業者に並行して詳細にわたる事業提案を作成させる選定手続きをとった場合には、最終的に落札する可能性が低い中で詳細な提案を作成することが民間事業者にとって過大な負担となることも考えられる。

P F I 事業を円滑に実施するためには、民間事業者の創意工夫を最大限活用することが重要であり、民間事業者の負担に関して発注者として適切に考慮するとの観点から、事業内容によっては、競争性を損なわないとの前提の下で、詳細な事業提案を提出する事業者を一定の段階であらかじめ絞り込むことが考えられる。

「P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン」においては、会計法令の適用を受ける契約に関しては、一般競争参加者の資格要件及び審査基準を適切に設定すること、当該事業を適切に実施できる能力を有する民間事業者のみがより詳細な事業計画等を作成の上一般競争入札に参加できるようにすることが適当であるとされている。

この考え方に基づき、競争入札の資格（国の行う契約については、予算決算及び会計令第七十二条及び第七十三条に規定される資格）の審査に際して、各民間事業者に、事業についての基本的な考え方や、施設の設計・建設、維持管理・運営についての考え方、資

金調達及びリスク分担についての考え方等をその内容として含む事業計画の概要を提案させ、各提案があらかじめ定める審査基準を満たしているか否か審査することによって、事業者の絞込みを行うことが可能である。

## (2) 入札前の事業の実施方針、契約書案等の変更等について

P F I 事業においては、事業の実施方針の公表後の市場調査や、民間事業者等からの発案や意見を踏まえ、必要に応じて特定事業の選定までに当該実施方針の内容（事業内容、リスク分担のあり方等）を見直し、事業実施のスケジュールに配意しつつ、実施方針の変更を適宜に行うことによって、事業の円滑な実施が図られるものと考えられる。

また、事業の実施方針が公表された後、入札が行われるまでの間、入札参加予定の民間事業者において、詳細な事業提案の作成等の入札準備が円滑に進められるよう、入札の際の判断材料となる事項について、発注者側との間で十分な意思疎通が図られるべきである。

特に、P F I 事業は、契約の履行期間が長期に及ぶものも多く、事業の特性に応じて、事業期間中に生じ得るさまざまな事由に対応するために、個々の事業の特性に応じてリスク分担等を決めることが必要となる。その際、リスク分担については、「P F I 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」（平成13年1月22日とりまとめ）の内容を踏まえ、事業実施のための最適な分担を決めることとなる。

「P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン」においては、民間事業者の募集に当たり、発注者の意図が応募者に的確に伝わるように、契約書案の添付又は入札説明書等において契約条件の基本的な考え方をできる限り具体的に示すことが必要であるとされており、また発注者と民間事業者との間で考え方の齟齬を来さないように、可能な限り複数回、質問・回答の機会を設けることが望ましいとされている。

発注者においては、質問・回答等の機会において提示される民間事業者の意見に耳を傾けつつ、円滑な事業実施のために必要と認められる場合には、契約書案、入札説明書等の内容についての適宜の修正や変更を行い、民間事業者に対して公表することとする。修正や変更に際しては、民間事業者が検討を行うために必要な時間を確保することに留意する。

なお、会計法令の適用を受ける契約について、公告において提示された内容を変更した場合には、変更後に会計法令等において定める公告期間が必要となることに留意する必要がある。

## 「PFI 事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについて」 PFI 関係省庁連絡会議幹事会申合せについて

平成18年11月22日、「PFI 事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについて」PFI 関係省庁連絡会議幹事会申合せを行った。その背景及び概要は以下のとおり。

### 1. 申合せの背景

○平成15年3月のPFI 関係省庁連絡会議幹事会申合せにより、民間事業者の選定及び協定締結手続きに関する留意事項等がとりまとめられているところ。

○その後、病院や刑務所のように、運営の比重が高く、また運営内容を入札書類等に規定するために民間の知見が重要となるようなPFI 事業も現れてきているところ。こうした事業については、発注者にノウハウの蓄積が十分ではなく、発注者のみの能力で要求水準等を作成することが困難であることが多いものであること。

○このような状況を踏まえ、今回、欧州における競争的対話方式の導入の状況も参考とし、平成17年のPFI法改正の附則第3条において新たに規定された特定選定における民間事業者との対話の在り方、段階的な事業者選定の在り方等に係わる検討の一環として、発注者と民間事業者との意思疎通をより円滑に行うための具体的方法等を内容としたPFI関係省庁連絡会議幹事会申合せがなされたもの。

### 2. 申合せの概要

○本申合せは、病院や刑務所などの運営の比重の高い案件等に適用することを想定。

○資格審査における絞込みについての一定のルール（一定の基準による点数評価、資格審査により絞り込む応募者の数は最低3者程度が妥当等）及び例（マネジメント能力等の実質的な能力に関する資格審査を行い、絶対評価基準に満たない応募者を欠格とした事例等）について明示。

○実施方針の公表以降において、必要に応じて応募者ごとの対面での口頭による対話も可と明示。また、対話にあたっての公平性の確保等につき、具体的な留意点を明示。

○落札者決定前に対話を行うことにより落札後の変更を最小化する必要があるとし、あわせて落札後の応募条件等の変更が可能となる「競争性の確保に反しない場合」につき例示。

以上

#### 【本件連絡先】

内閣府民間資金等活用事業推進室

参事官 町田、参事官補佐 後藤

電話：03-3581-0264（町田）

：03-3581-9681（後藤）

FAX：03-3581-9682

(参考)

### PFI 関係省庁連絡会議幹事会について

- 1) 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する関係省庁連絡会議」(PFI関係省庁連絡会議) 幹事会は、PFI 関係省庁連絡会議に置かれた幹事により構成されるもの。
- 2) 幹事は関係省庁の職員で議長の指名する官職にある者(課長級職員)が充てられている。具体的には以下のとおり。

内閣官房内閣参事官  
内閣府民間資金等活用事業推進室参事官  
公正取引委員会事務総局官房総務課長  
警察庁長官官房会計課長  
防衛庁長官官房施設課長  
金融庁総務企画局総務課管理室長  
総務省自治行政局地域振興課長  
法務省大臣官房秘書課長  
外務省大臣官房在外公館課長  
財務省理財局国有財産企画課長  
文部科学省大臣官房政策課長  
厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室長  
農林水産省大臣官房参事官  
経済産業省経済産業政策局産業施設課長  
国土交通省総合政策局政策課長  
環境省大臣官房政策評価広報課長

- 3) なお、PFI 関係省庁連絡会議は、

- ① 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI 法)の制定を踏まえ、民間資金等の活用による公共施設等の整備等のより効果的な実施と関係省庁間の円滑な連携を図るため平成11年に設置されたもの。
- ② 内閣官房副長官補を議長とし、関係省庁の局長級職員で構成。

## P F I 関係省庁幹事会申合せ（平成 18 年 11 月 22 日）の背景

1. 病院や刑務所のように、運営の比重が高く、発注者のみの能力で要求水準等を作成することが困難な事業の出現
2. 平成 17 年 PFI 法改正附則第 3 条に基づく 民間事業者との対話の在り方、段階的な事業者選定の在り方等の検討の必要性
3. 欧州における 競争的対話方式の導入の状況

## P F I 関係省庁幹事会申合せの基本的考え方

応募者が発注者の意図を明確に把握して提案するためには、  
十分な意思の疎通＝対話が必要

## P F I 関係省庁幹事会申合せのポイント

前申合せ（平成 15 年 3 月 20

対象事業

PFI 事業を対象とし、分野等を限定せず。

本申合せ（平成 18 年 11 月 22

病院や刑務所などの 運営の比重の高い案件等に適用することを想定。

段階的審査

事業計画の概要による絞り込みを可とするも、具体的ルールは示しておらず。

絞り込みについての一定のルール及び例について示している。  
一定の基準により点数評価、最低 3 者程度が妥当等。  
マネジメント能力等の 実質的な能力 についての資格審査を行い、絶対評価基準に満たない応募者を欠格とした事例につき例示。

対話

発注者と応募者の間での十分な意思疎通の必要性は指摘するも、個別の対面での口頭による対話が可能か否かについて言及しておらず。

必要に応じて 応募者ごとの対面での口頭による対話も可。  
公平性の確保等につき、具体的な留意点を提示。

後の変更  
落札者決定

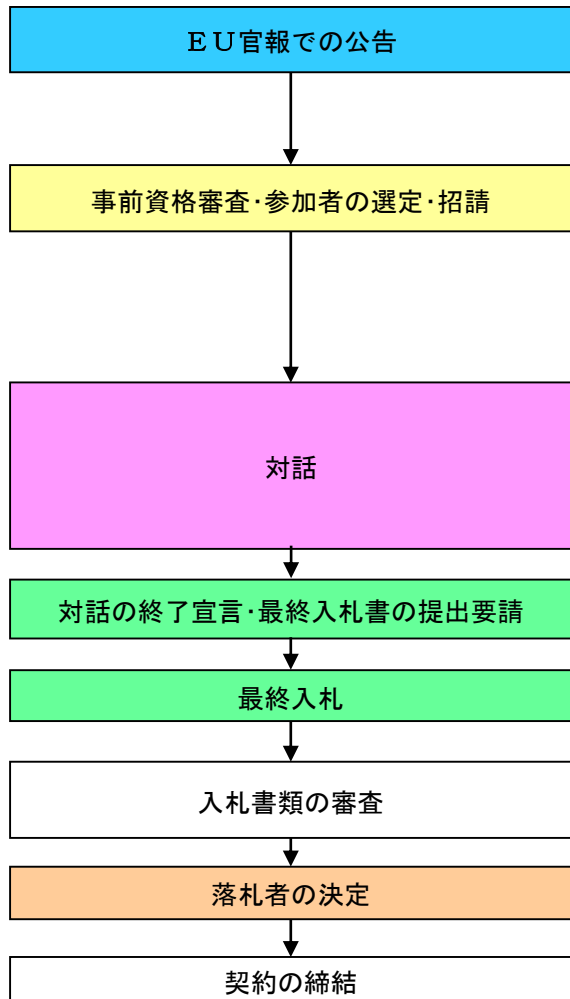
応募条件等の変更の余地を指摘するも、変更可能なケース等は具体的に言及しておらず。

落札者決定前に対話を行うことにより落札後の変更を最小化する必要性あり。  
あわせて落札後の応募条件等の変更が可能となる「競争性の確保に反しない場合」につき例示。

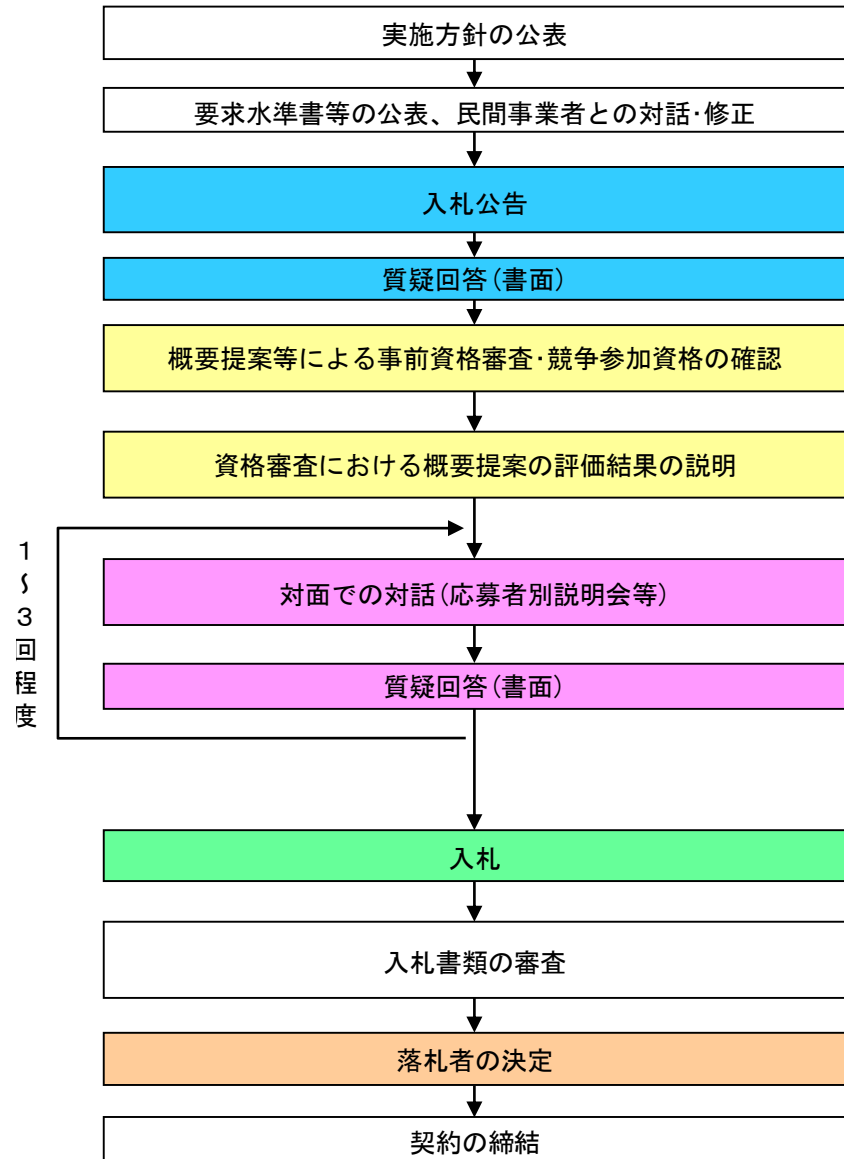


# EUにおける競争的対話方式と今回の申合せに示された考え方の比較

## EUにおける競争的対話方式



## PFI 関係省庁連絡会議幹事会申合せに示された手順の例



## PFI 事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについて

平成18年11月22日  
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の  
促進に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ

P F I 事業を実施する際の民間事業者の選定及び協定の締結に係る事項については、平成13年1月22日にP F I 推進委員会においてとりまとめられた「P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン」において、民間事業者の選定及び協定締結等に係る実務上の指針が示されているほか、平成15年3月20日付けの民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ（以下、「申合せ」という。）において、民間事業者の選定及び協定締結手続きに関する留意事項等がとりまとめられているところである。

その後、P F I の進展に伴い、運営の比重が高く、また運営内容を入札書類等に規定するために民間の知見が重要となるようなP F I 事業も現れてきており、こうした事業については、発注者にノウハウの蓄積が十分ではなく、発注者のみの能力で要求水準等を作成することが困難であることが多い。

こうした事業については、申合せにある発注者と民間事業者の意思疎通をより円滑に行うための具体的方法や競争入札に参加する事業者の絞込みの方法等を明らかにすることが、P F I 事業の一層の推進に有効であると考えられる。

平成17年に改正された民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「P F I 法」という。）の附則第3条において、特定選定における民間事業者との対話の在り方、段階的な事業者選定の在り方、特定選定の手続における透明性及び公平性の確保その他の特定選定の在り方に係わる検討が新たに規定されたところであり、これまでに実施されたP F I 事業における課題等を踏まえ、さらなるP F I 事業の普及・促進に資するため、欧州における競争的対話方式の導入の状況も参考とし、申合せに示された考え方を踏まえ、その運用等について関係府省において検討が行われた結果、別紙のとおりとりまとめが行われた。

関係府省においては、今後、上記のようなP F I 事業を実施する際には、別紙に示す事項について、個別の事業ごとにその取扱いに留意し、P F I 事業を円滑に実施することに努めることとする。

## 1. 適用対象事業について

平成18年11月22日の申合せは、すべてのPFI事業に適用することが想定されているものではなく、発注者のみの能力では要求水準書等を作成することが困難な事業について適用することを想定している。なお、実際に適用が想定される事業としては、病院や刑務所のように、運営の比重が高く、かつ運営内容を規定するために民間事業者の知見が重要となる事業や、複合施設、意匠性の高い建物等、発注者の意図を明確に伝えるのが困難と考えられる事業があげられる。

## 2. 民間事業者の選定方法について

### (1) PFI事業における競争入札の資格審査

PFI事業においては、民間事業者の創意工夫を最大限活用するために、具体的な仕様の特定を必要最小限にして発注を行うことから、発注者は、民間事業者の負担、審査の精度の観点から当該事業を適切に実施できる能力を有する民間事業者のみに詳細な事業計画を作成させ、一般競争入札に参加させることが適当である。

このため、一般競争入札の参加資格の審査において事業計画の概要を提案させ、審査を行うことで、最終的に入札に参加する応募者を絞り込むことが有益である。

### (2) 事業計画の概要の審査方法

資格審査の審査基準の作成に当たっては、できるだけ絞込みの効果が出るような方法、例えば、予め定める基準により事業計画の概要提案を点数化し、一定の点数に満たない提案を欠格とするといった方法を採用することが望ましい。また、例えば、必要に応じて学識経験者等の意見を聴取することといった、公正な審査を行うための措置を取り入れることが望ましい。なお、この場合においても、民間事業者の選定に対する意思決定の責任、説明責任は発注者にあることに留意する必要がある。

なお、具体的な事例としては、事業の基本的な考え方や取組体制、事業遂行についての考え方、類似の事業の実績等について、それぞれ1枚から3枚程度の資料の提出を求めて提案審査を行った例や、地方自治体では、形式的な資格の確認のみではなく、経営体制やマネジメント能力等の実質的な能力に関しての資格審査を行い、絶対評価基準に満たない応募者を欠格とした例がある。

### (3) 審査結果の説明

応募者がより発注者のニーズに沿った入札提案を作成できるようにするため、資格審査における事業計画の概要提案の評価結果を応募者に説明することも考えられる。

### (4) 審査に当たって留意すべき事項

① 予算決算及び会計令第73条の競争参加資格は、競争を適正かつ合理的に行うため

に特に必要な限度において設定されるものであることに留意する必要がある。

②資格審査により絞り込む応募者の数は、EU及び欧州諸国の規定や発注者の審査精度等を考慮すれば最低3者程度が妥当と考えられるが、資格審査において相対的な評価を行うことは、入札前に能力のある応募者を排除することにもなるため、絞込みの数を予め指定することはできないことに留意する必要がある。

③応募者が資格審査において提出した事業計画の概要について、発注者の評価結果を踏まえて、入札提案書の提出に際して当初示した提案の内容を変更する場合も考えられるが、変更は当該資格審査の公平性が損なわれない範囲に限定されるものでなければならない。

### 3. 発注者側と民間事業者との意思の疎通について

#### (1) 対話の意義

PFI事業は、発注者がサービスの水準を要求水準書として規定し、具体的な仕様は応募者が個別に提案するいわゆる性能発注であるため、応募者の提案には幅が生じる。このため、発注者は応募者に対してニーズを明確に伝え、応募者からニーズにあった提案が提出されるための工夫をすることが求められる。このため、実施方針の公表以降において、入札の際の判断材料となる事項について、発注者と民間事業者との意思の疎通を図るための質問・回答等（以下、「対話」という。）を行うことで、発注者と民間事業者との意思の疎通を図ることが重要となる。

#### (2) 対話を行うのが適当と考えられる事業

対話は、発注者のみの能力では十分な要求水準書等を作成することが困難である場合や、応募者からの提案内容の予測が困難である場合に有益であると考えられる。

また、対話は発注者、応募者双方において相応の負担を伴うことになるため、事業規模が大きく、対話手続きに要する時間・コストの負担が相対的に小さい事業が望ましい。具体的には、病院や刑務所のように、運営の比重が高く、かつ運営内容を規定するために民間事業者の知見が重要となる事業や、複合施設、意匠性の高い建物等、発注者の意図を明確に伝えるのが困難と考えられる事業があげられる。

#### (3) 入札の際の判断材料となる事項

入札の際の判断材料となる事項としては、制度上、入札公告前に公表することとされている実施方針以外に、要求水準書、契約書案、選定基準等が考えられる。これらについても、対話を円滑に進めるためになるべく入札公告を行う前の段階から公表することが望ましい。

なお、これらの事項の中で、特に対話を行うことが有効であると考えられる個別の項目としては、例えば、リスク分担や、応募者が想定する施設設計が考えられる。

#### (4) 対話を行う方法

対話を行う場合には、公正性・透明性等を担保するため、実施方針等においてその旨を明記し、文書による質問・回答、説明会の実施等の方法により、応募者全員に対して共通の方法で行うとともに書面により記録し、その内容を共有することが基本となる。

なお、応募者毎に対面で対話を行うことにより、発注者のニーズに適った提案が得られる可能性が高まる場合も考えられるため、必要に応じて応募者毎に対面による対話を行うことも考えられる。

#### (5) 対話の内容の公表

全員に対して行う対話の内容は、原則として全て公表することとなる。

他方、応募者毎に個別に対話を行う場合には、入札に際して提出される提案書に関する情報が提供される場合も考えられるため、公表すべき情報と秘匿すべき情報の明確化を図る必要がある。なお、公正性・透明性等を担保するため、秘匿すべき情報は、公表することにより、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものに限られる。

#### (6) 対話に当たって留意すべき事項

①発注者は、入札公告後における対話はもちろんのこと、入札公告前の対話においても、特定の応募予定者を利するような行為はしてはならない。

また、対話に際しては、事業選定手続の公正性・透明性等を担保するため、中立かつ公正な立場の学識経験者等の意見を聴取する等の環境整備を行うことで、事業者選定における発注者の恣意性の介入や発注者と応募者との間の癒着等を防止する必要がある。なお、この場合においても、民間事業者の選定に対する意思決定の責任、説明責任は発注者にあることに留意する必要がある。

②入札公告を行う前の段階の対話にあたっては、民間事業者の負担軽減や、ノウハウやアイデアの保護の観点から、以下の点に留意する必要がある。

ア 図面や設計書の作成等、民間事業者に対して過剰な資料等の提供は求めない。

イ 民間事業者からノウハウやアイデアを聴取するのではなく、民間事業者が創意工夫を発揮しやすい要求水準書等を作成するという観点で民間事業者の意見を求める。

ウ 民間事業者から提示されたノウハウやアイデアは、当該事業者の了解無しに第三者に漏洩しない。

③応募者に対して、対話の内容に係る事項について、書面による提出を複数回求める場合には、その負担に配慮するとともに、検討の期間を十分に確保する必要がある。

④個別の対話を行う場合には、各応募者から当該応募者の提案に関する情報が提供さ

れる可能性があるが、応募者の提案にかかると考えられる発言内容については、当該応募者の了解なしに第三者に漏洩する、またはほのめかすような行為や、特定の応募者に限り提案内容を誘導するような行為を行わないよう、特に留意する必要がある。

⑤個別の対話を行う場合には、対話の回数、時間、出席者等の各種条件について、応募者間での公平性が保たれるようにする必要がある。

⑥個別の対話により、例えば、発注者が新たなニーズや条件を認識した場合は、その都度、全応募者に通知することが必要である。なお、公告において提示された内容を変更する場合には、変更後に会計法令等において定める公告期間が必要となることに留意する必要がある。

#### 4. 落札者決定後の応募条件の変更について

##### (1) 変更の最小化について

落札者決定後において、契約書案、入札説明書等、応募条件の変更を行うことは、競争性を損なうおそれがあることから、落札者の決定の前段階において対話を行うことで、できるだけ発注者と応募者の認識の不一致を解消し、落札者決定後に契約書案、入札説明書等の内容の変更を最小化するよう努めることが重要である。

他方、PFI 事業においては、個々の事業者の事業提案内容が、必ずしも予め発注者が契約書案、入札説明書等を作成する段階で想定し得る範囲内のものであるとは限らないため、落札者決定後の契約書案、入札説明書等の内容の変更は一切許容されないものでなく、競争性の確保に反しない場合に限り変更は可能である。

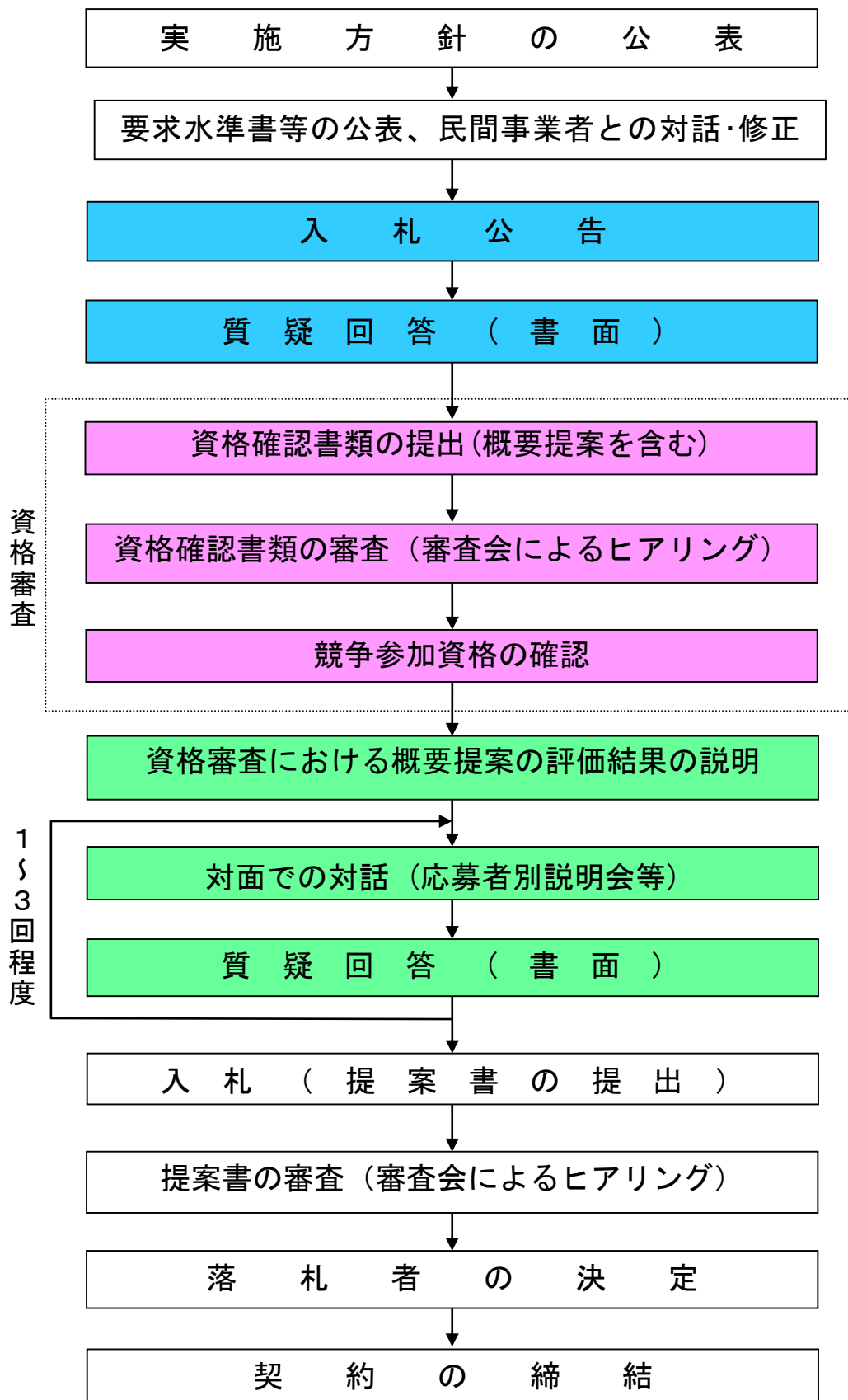
##### (2) 競争性の確保に反しない例

同じコストで質が向上する場合や、質が同じでコストが低減できる場合は、競争性の確保に反するものとはいえない。なお、要求水準書に関しては、その変更により競争性に影響する可能性が高いことから、落札者決定後から契約締結の間に変更が生じないよう留意するべきである。

## 用語解説

用語	解説	根拠
選定基準	PFI事業において、民間事業者の選定を行うに当たっては、原則として価格及び提供されるサービスの質その他の条件により評価を行うが、「価格及び提供されるサービスの質その他の条件による評価」について、その基準を定めたものを指す。	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第八条第2項
審査基準	資格審査における評価基準。PFI事業では、当該事業を適切に実施できる能力を有する民間事業者のみがより詳細な事業計画等を作成の上一般競争入札に参加できるようにするため、いわゆる概要提案による資格審査を行うことが可能である。	申合せ(1)
要求水準書	民間事業者の創意工夫が極力発揮されるように、提供されるべき公共サービスの水準を必要な限度で示す資料。構造物、建築物等の具体的な仕様の特定については必要最小限にとどめることとされている。	民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針 二 1(5)

PFI 事業の実施手順の例





**ＰＦＩ事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについて**  
(平成15年3月20日民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ申し合わせ本文)

(1) 民間事業者の選定方法について

ＰＦＩ事業は、公共施設等の建設、維持管理及び運営（これらに関する企画を含む）について、具体的な仕様の特定を必要最小限にとどめて発注を行うことにより、民間の資金、経営能力及び技術的能力を積極的に活用することを目的とするものである。したがって、ＰＦＩ事業においては、民間事業者は応募に際して価格と事業提案を合わせて発注者に提出することとなるが、事業内容が複雑で多岐にわたる事業において、多くの事業者に並行して詳細にわたる事業提案を作成させる選定手続きをとった場合には、最終的に落札する可能性が低い中で詳細な提案を作成することが民間事業者にとって過大な負担となることも考えられる。

ＰＦＩ事業を円滑に実施するためには、民間事業者の創意工夫を最大限活用することが重要であり、民間事業者の負担に関して発注者として適切に考慮するとの観点から、事業内容によっては、競争性を損なわないとの前提の下で、詳細な事業提案を提出する事業者を一定の段階であらかじめ絞り込むことが考えられる。

「ＰＦＩ事業実施プロセスに関するガイドライン」においては、会計法令の適用を受ける契約に関しては、一般競争参加者の資格要件及び審査基準を適切に設定すること、当該事業を適切に実施できる能力を有する民間事業者のみがより詳細な事業計画等を作成の上一般競争入札に参加できるようにすることが適当であるとされている。

この考え方にに基づき、競争入札の資格（国の行う契約については、予算決算及び会計令第七十二条及び第七十三条に規定される資格）の審査に際して、各民間事業者に、事業についての基本的な考え方や、施設の設計・建設、維持管理・運営についての考え方、資金調達及びリスク分担についての考え方等をその内容として含む事業計画の概要を提案させ、各提案があらかじめ定める審査基準を満たしているか否か審査することによって、事業者の絞り込みを行うことが可能である。

(2) 入札前の事業の実施方針、契約書案等の変更等について

ＰＦＩ事業においては、事業の実施方針の公表後の市場調査や、民間事業者等からの発案や意見を踏まえ、必要に応じて特定事業の選定までに当該実施方針の内容（事業内容、リスク分担のあり方等）を見直し、事業実施のスケジュールに配慮しつつ、実施方針の変更を適宜に行うことによって、事業の円滑な実施が図られるものと考えられる。

また、事業の実施方針が公表された後、入札が行われるまでの間、入札参加予定の民

間事業者において、詳細な事業提案の作成等の入札準備が円滑に進められるよう、入札の際の判断材料となる事項について、発注者側との間で十分な意思疎通が図られるべきである。

特に、PFI事業は、契約の履行期間が長期に及ぶものも多く、事業の特性に応じて、事業期間中に生じ得るさまざまな事由に対応するために、個々の事業の特性に応じてリスク分担等を決めることが必要となる。その際、リスク分担については、「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」（平成13年1月22日とりまとめ）の内容を踏まえ、事業実施のための最適な分担を決めることとなる。

「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」においては、民間事業者の募集に当たり、発注者の意図が応募者に的確に伝わるように、契約書案の添付又は入札説明書等において契約条件の基本的な考え方をできる限り具体的に示すことが必要であるとされており、また発注者と民間事業者との間で考え方の齟齬を来さないように、可能な限り複数回、質問・回答の機会を設けることが望ましいとされている。

発注者においては、質問・回答等の機会において提示される民間事業者の意見に耳を傾けつつ、円滑な事業実施のために必要と認められる場合には、契約書案、入札説明書等の内容についての適宜の修正や変更を行い、民間事業者に対して公表することとする。

修正や変更に際しては、民間事業者が検討を行うために必要な時間を確保することに留意する。

なお、会計法令の適用を受ける契約について、公告において提示された内容を変更した場合には、変更後に会計法令等において定める公告期間が必要となることに留意する必要がある。

### （３） 協定締結の手続きについて

PFI事業においては、いわゆる性能発注の考え方を取ることが必要であるため、個々の事業者の事業提案内容が、あらかじめ発注者が契約書案を作成する段階で想定し得る範囲内のものであるとは限らず、例えば事業者の個別提案に応じて、関連するリスク分担の取決めやモニタリングの方法など、別途に決めることが必要な事項が生じることもあり、また、契約の内容に含めるべき個別事項について、入札前の契約書案の中で具体的・確定的に定めることが現実的に困難であるケースも想定される。

したがって、実際にPFI事業を実施するに当たり、入札前に明示的に確定することができなかった事項については、必要に応じて、落札者が決定された後の協定を締結する段階において、発注者と事業者との間で明確化を図ることは、PFI事業の円滑な実施に資するものであると考えられ、入札前に公表された契約書案、入札説明書等の内容について、協定締結時に変更が一切許容されないものではない。

ただし、他の競争参加者が当該落札者よりもより有利な条件や価格を提示することが明らかに可能となる条件変更を行うことは、競争性確保の観点からは許容されない。

総 行 行 第 8 7 号

平成15年7月17日

各都道府県知事 殿

総務省自治行政局長

地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号。以下「改正法」という。）は、平成15年6月6日に成立し、同月13日に公布されました。

今回の地方自治法の一部改正は、地方公共団体の内部組織に関する規定を見直すとともに、公の施設の管理について指定管理者制度を導入し、その適正かつ効率的な運営を図ることを目的としたものです。

指定管理者制度の導入に伴い、この法律の施行の際現に改正前の地方自治法（以下「旧法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき管理の委託を行っている公の施設については、この法律の施行後3年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正する必要がある、その際、公の施設の管理状況全般について点検し、指定管理者制度を積極的に活用されるようお願いいたします。

また、指定管理者制度と地方独立行政法人制度との関係等については、「地方独立行政法人法及び地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布について（通知）」（平成15年7月17日付け総行行第86号、総行公第39号、総財公第61号、総財務第71号、15文科高第275号総務省自治行政局長・総務省自治財政局長・文部科学省高等教育局長通知）を参照してください。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、地方公共団体の内部組織に関する規定及び公の施設の指定管理者制度の適正な運用に十分配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

なお、施行に当たって留意すべき事項については、政令、省令等と併せ後日お示しします。

記

第1 地方公共団体の内部組織に関する事項

1 改正の趣旨及び留意点

- (1) 今般の改正は、都道府県の自主組織権を尊重する観点から、都道府県の局部数の法定制を廃止し、地方公共団体の長の権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を自主的に設けることができるとし、この場合において、当該地方公共団体の長の直近下

位の内部組織の設置及びその分掌する事務について条例で定めることとしたものであること。(第158条第1項関係)

(2) 地方公共団体の内部組織の編成に当たっては、その事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならないものであること。すなわち、組織の改編を行うに当たっては、社会経済情勢の変化に対応し、新たな行政課題や住民の多様なニーズに即応した施策を総合的かつ機動的に展開できるような見直しを行うとともに、既存の組織についても従来のあり方にとらわれることなく、スクラップ・アンド・ビルドを徹底することとされたいこと。(第158条第2項関係)

## 2 地方公共団体の内部組織のあり方に関する事項

第158条第1項の地方公共団体の長の直近下位の内部組織とは、地方公共団体の長の権限に属する事務を分掌するために設けられる最上位の組織を意味するものであり、局又は部若しくはこれに準ずる組織の名称如何にかかわらず、条例で定めることが必要となるものであること。(第158条第1項関係)

## 3 条例の制定又は改廃をした場合の届出に関する事項

(1) 上記2の条例を制定し又は改廃したときは、都道府県にあっては総務大臣に、市町村にあっては都道府県知事に遅滞なく届け出るものとされたこと。(第158条第3項関係)

(2) 上記(1)により総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない事項は、当該条例の要旨のほか、総務省令で定めるものであるが、その内容は、新旧対照表及び改正理由並びに当該地方公共団体の組織図(当該地方公共団体の長の直近下位の内部組織を示すもの)を予定しているものであること。

## 第2 公の施設の管理に関する事項

今般の改正は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものであり、下記の点に留意の上、公の施設の適正な管理に努められたいこと。

### 1 指定管理者に関する事項

(1) 今般の改正により導入される指定管理者制度は、地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理を行わせようとする制度であり、その対象は民間事業者等が幅広く含まれるものであること。(第244条の2第3項関係)

(2) 地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、指定管理者に使用許可を行わせることができるものであるが、使用料の強制徴収(第231条の3)、不服申立てに対する決定(第244条の4)、行政財産の目的外使用許可(第238条の4第4項)等法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限については、これらを指定管理者に行わせることはできないものであること。(第244条の2第3項関係)

- (3) 指定に当たって議決すべき事項は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等であること。(第244条の2第6項関係)

## 2 条例で規定すべき事項

- (1) 指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例で定めることとされており、その具体的な内容は以下のとおりであること。(第244条の2第4項関係)

- ① 「指定の手続」としては、申請の方法や選定基準等を定めるものであること。

なお、指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させることとし、選定する際の基準としては例えば次のような事項を定めておく方法が望ましいものであること。

ア 住民の平等利用が確保されること。

イ 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。

- ② 「管理の基準」としては、住民が当該公の施設を利用するに当たっての基本的な条件(休館日、開館時間、使用制限の要件等)のほか、管理を通じて取得した個人に関する情報の取扱いなど当該公の施設の適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項を定めるものであること。

- ③ 「業務の範囲」としては、指定管理者が行う管理の業務について、その具体的範囲を規定するものであり、使用の許可まで含めるかどうかを含め、施設の維持管理等の範囲を各施設の目的や態様等に応じて設定するものであること。

- (2) 旧法第244条の2第4項及び第5項と同様、指定管理者制度においても、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができることとし、当該利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとしていること。(第244条の2第8項及び第9項関係)

- (3) 指定管理者に支出する委託費の額等、細目的事項については、地方公共団体と指定管理者の間の協議により定めることとし、別途両者の間で協定等を締結することが適切であること。

## 3 適正な管理の確保等に関する事項

- (1) 「事業報告書」においては、管理業務の実施状況や利用状況、料金収入の実績や管理経費等の収支状況等、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項が記載されるものであること。(第244条の2第7項関係)

- (2) 清掃、警備といった個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支

えないが、法律の規定に基づいて指定管理者を指定することとした今回の制度の趣旨にかんがみれば、管理に係る業務を一括してさらに第三者へ委託することはできないものであること。

- (3) 指定管理者が管理を通じて取得した個人情報については、その取扱いについて十分留意し、「管理の基準」として必要な事項を定めるほか、個人情報保護条例において個人情報の保護に関して必要な事項を指定管理者との間で締結する協定に盛り込むことを規定する等、必要な措置を講ずべきものであること。また、指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報が適切に保護されるよう配慮されたいこと。

その際、「地方公共団体における個人情報保護対策について」（平成15年6月16日付け総行情第91号総務省政策統括官通知）の内容を十分に踏まえて対応されたいこと。

#### 4 その他

道路法、河川法、学校教育法等個別の法律において公の施設の管理主体が限定される場合には、指定管理者制度を採ることができないものであること。

### 第3 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。 (改正法附則第1条関係)
- 2 指定管理者制度の導入に伴い、この法律の施行の際現に旧法第244条の2第3項の規定に基づき管理の委託を行っている公の施設については、この法律の施行後3年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正し、改正後の地方自治法第244条の2の規定による指定等を行う必要があるものであること。 (改正法附則第2条関係)

総行地第 1 1 7 号

平成 1 4 年 8 月 2 8 日

各都道府県知事・指定都市市長 殿  
( P F I 担当課・市町村担当課扱い )

総務省大臣官房総括審議官

地方公共団体における P F I 事業に関する透明性の確保及び  
情報提供について ( 依頼 )

貴団体におかれましては、日頃より P F I 事業の推進に御尽力いただき、ありがとうございます。

地方公共団体における P F I 事業については、実施方針の策定・公表済みの事業が 6 0 近くを数え、積極的に推進されております。

P F I 事業の実施にあたっては「透明性原則」に基づき手続の透明性を確保し、実施方針、選定結果及び協定等の公開はもちろんのこと、金融機関との直接の取決め ( いわゆるダイレクト・アグリーメント ) や監視等の結果についても公開することが望ましいとされているところです。各地方公共団体におかれましては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 ( 平成 1 1 年 7 月 3 0 日法第 1 1 7 号 ) 等の規定、趣旨を踏まえ、P F I 事業選定の手続の透明性を確保するよう御配慮をお願いいたします。

なお、地方公共団体における P F I 事業については、「地方公共団体における P F I 事業について」( 平成 1 2 年 3 月 2 9 日付け、平成 1 4 年 4 月 1 日改正自治画第 6 7 号自治事務次官通知 ) において、「総務省は自治行政局地域振興課を窓口として相談に応じることとしているので、P F I 事業の実施を検討している地方公共団体は積極的に相談すること。」としているところですが、本通知の趣旨に従い、貴団体において検討されている P F I 事業について 7 地域振興課に実施方針の策定・公表前に時間的余裕をもって相談し、また実施方針策定後にも随時の情報提供をされますようお願いいたします。また、各都道府県の市区町村 P F I 担当課におかれては、貴都道府県内の市区町村で実施を検討されている P F I 事業の情報収集に努められ、市区町村の P F I 事業についても同様に時間的余裕をもって相談及び随時の情報提供をされますようお願いいたします。

担当：総務省自治行政局

地域振興課 井上、中原

TEL:03-5253-5533 ( 直通 )

FAX:03-5253-5537

E-mail:k.nakahara@soumu.go.jp

## 「P F I事業者の公物管理法上の位置づけについての考え方」について

平成14年8月29日

総合政策局政策課

TEL03-5253-8111（代表）

（内線24224・24225）

### 「P F I事業者の公物管理法上の位置づけについての考え方」 について

この度、国土交通省では、「P F I事業者の公物管理法上の位置づけについての考え方」を別添の通りまとめましたので公表いたします。

本件については、総合政策局より、全国の地方整備局、地方運輸局、北海道開発局及び47都道府県、12政令指定都市あて通知し、周知しております。

当省所管のP F I事業を検討する上で、お役立ていただければ幸いです。



## P F I 事業者の公物管理法上の位置づけについての考え方

平成14年8月23日

国 土 交 通 省

P F I について、国土交通省は、従来より官民の役割分担の見直し、財政支出の有効活用による社会資本整備の充実、民間事業機会の創出等の観点から、積極的に取り組んできたところである。

今般、国土交通省所管の公物管理法について、同様の観点から、以下のような形で、現時点での解釈・運用を整理した。すなわち、公物管理法との関係においては、P F I 事業者は、協定等で定めることにより、様々な公物管理業務を行うことが可能であり、また、金融機関からの資金調達や許認可手続き等の面でも支障が生じることはないと考えている。

なお、P F I 事業が一層具体化する中で、別途の論点やより具体的な論点等が出てきた場合には、その都度検討、整理していきたいと考えている。

### 1 P F I 法における P F I 事業者の位置づけ

P F I 事業者は、本来公共施設等の管理者等（公物管理者）が行う事業のうち、事業計画又は協定において民間事業者が行うこととされた公共施設等の整備等を行うことができることとされている（P F I 法第7条第2項<sup>注1</sup>）。

<sup>注1</sup> 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）

第7条第2項

前項の規定により選定された民間事業者は、本来同項の公共施設等の管理者等が行う事業のうち、第十条第一項に規定する事業計画又は協定において当該民間事業者が行うこととされた公共施設等の整備等を行うことができる。

### 2 公物管理法上の公物管理者に関する規定と P F I 事業者の関係

論点1：P F I 事業者の法的地位について

(1) 公物管理法における公物管理者に関する規定は、国民等に対し、公物を管理する最終的な責任を負う主体を規定するものである。公物管理法は、公物管理における事実行為を民間主体に事務委任することを禁じてはいない。

P F I 事業者は、この事実行為について、P F I 法第2条に規定する「公共施設等の整備等」を行うことができる。

(2) P F I 事業者は、協定等で定めることにより、一定の範囲における占用許可等、より広範な事務を実施することも可能である。

例えば、道路サービス施設に係る占有許可等においては、取得した占有許可の範囲内で行われる2次的な利用（一定個所における占有主体以外の者による売店の営業等）について道路管理者による新たな占有許可を要しないこととされている。

このような考え方を踏まえ、PFI事業においても、協定等で定めた一定の占有許可等の手続きについて、PFI事業者は、逐一公物管理者に対する新たな手続きを経ることなく実施することができる。

- (3) なお、上記のような形でPFI事業を実施した場合、国家賠償法による賠償責任等については、公物管理者が最終責任を負うこととなると考えられる。
- (4) また、PFI事業者の法的地位は、協定等によって担保される。加えて、協定等で、法的地位をリスク分担とともに詳細に規定しておけば、行政主体の裁量的な判断で不安定になることもない。

#### 論点2：公共施設や敷地の所有権等の帰属について

- (1) PFI事業は、本質的には、その事業収益自体に担保価値を有するものと考えられているが、現実の資金調達では、事業者が所有権等を保有しているか否かが、金融機関等との間で議論される場合も想定される。

その場合、PFI事業者が土地等の所有権等を保有することとするか否かは、協定によって決められるものであって、公物管理法上、公物を構成する土地物件の所有権等の所在について制約は定められていない（公物管理者には必要な権原があれば足りる）。

このため、資金調達に当たって、公物管理法の規定が支障になるということはない。

- (2) なお、PFI事業者が土地の所有権等を有する場合、道路法（第4条）及び都市公園法（第22条）では、道路、都市公園を構成する敷地その他の物件については私権を行使できないこととされており、こうした規定のない河川、下水道等については、公物管理者は、協定等において公物管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止等を規定するとともに、必要に応じ、公物管理を行う権原を第三者に対抗できるよう登記する等の対応をとることが考えられる。
- (3) また、PFI事業者が所有権を有する土地や施設について抵当権を設定する場合、公物管理法が支障となることはない。
- (4) PFI事業期間終了後、PFI事業者の所有する施設、敷地等を公物管理者に引き継ぐのか、事業者が保有し続けるのかは、当事者間の協定等による。

論点3：PFI事業者に対する公物管理法上の種々の許可等について

PFI事業者が行う公共施設等の整備等に関する行為は、公物管理者との協定等に基づく公物管理行為そのものであり、占有許可、承認工事の承認等のための手続きは不要である。したがって、協定等に基づくPFI事業について占有許可等が協定締結期間に対する制約となることはない。

なお、いわゆる合築により、PFI事業者が公物管理以外の目的に供する施設を併せて整備する場合には、当該施設に関する部分については手続きが必要となるが、協定等の締結に向けた協議の中で同時に調整を進めることとなることから、その迅速化が図られるものと考えられる。

今回整理した論点は以上だが、協定等においては、P F I 事業者の行う公物管理の範囲、公物管理者のP F I 事業に対する関与の範囲、権限と責任の分担、事業終了時の土地の明渡し等資産の取扱い、事業継続が困難な場合の各種措置、P F I 事業者の創意工夫等幅広い事項について定めることが可能であり、公物管理法が制約となることはないと考えている。

また、冒頭にも記したとおり、P F I 事業が今後一層具体化し様々な態様の事業例が出てくる中で、今回整理した論点以外に具体的論点等が出てくれば、その都度検討、整理していきたいと考えている。

## 売買とされるPFI事業について（法人税の取扱い）

(問) 次のような契約を締結して行われるPFI事業については、その資産の契約形態が賃貸借であったとしても、その賃貸借の目的となる資産の引渡しの際にその資産の売買があったものとされるとともに（法令136の3）、民間事業者Aが一定の延払基準の方法により経理したときは、法人税法第63条《長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度》の規定の適用ができると解して差し支えないでしょうか。

### 1 事業の概要

本事業は、民間事業者AがPFI法に基づき建設・所有するB館を、契約期間中（30年間）はC県に賃貸しながら、そのB館の維持管理の業務を受託するというものであります。

なお、契約期間経過後には、民間事業者Aが有するB館の所有権をC県に対して無償で譲渡します。

### 2 サービスの対価の支払

C県は、民間事業者Aに年2回・30年間払いによってサービスの対価を支払うこととしていますが、その対価のうち賃貸料相当額の部分については、本件工事費等及びこれに係る支払利息相当額が積算の基礎となっています。

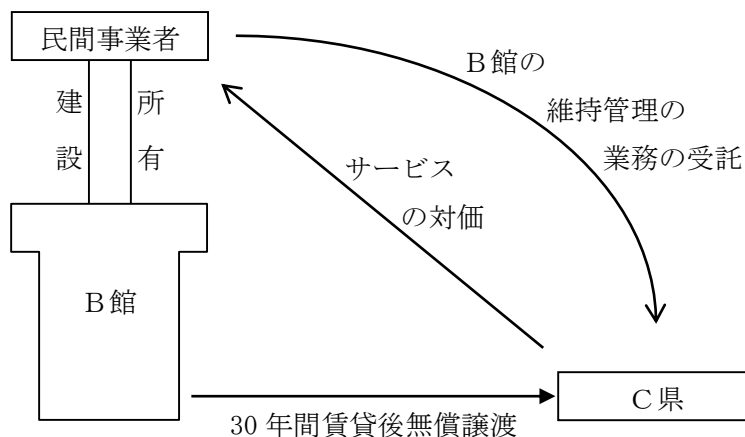
### 3 運営と観覧料の徴収・管理

B館は、民間事業者Aがその所有権を有しますが、対外的に「C県立B館」の名で運営されるとともに、C県は、B館の入館者から観覧料を徴収（実際の徴収事務は民間事業者Aに委託しますが、当日分の観覧料は県の出納員に引継ぎ）し管理します。

### 4 契約期間の中途における契約の終了

契約期間の中途において、契約不履行等の一定の事実が生じた場合には、契約の終了があり得ますが、その場合であっても、C県はB館の所有権をすべて保持・取得した上で、契約終了時における本件工事費等の残額及びこれに係る支払利子相当額の合計額の90%ないし100%相当額を民間事業者Aに対して支払います。

《概略図》



【答】

照会の事実を前提とすれば、貴見のとおりで差し支えありません。

【解説】

1 売買とされるリース取引

法人がリース取引をした場合において、そのリース取引が、例えば、リース期間終了の時又はリース期間の中途において、リース資産が無償又は名目的な対価の額でその賃借人に譲渡されるものであるときは、そのリース資産の賃貸人から賃借人への引渡しの際にそのリース資産の売買があったものとして、各事業年度の所得の金額を計算することとされています（法令136の3）。

この規定の対象となるリース取引とは、資産の賃貸借で、次の要件を満たすものをいうこととされています（法令136の3）。

- (1) その賃貸借に係る契約が、賃貸借期間の中途においてその解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものであること。
- (2) その賃貸借に係る賃借人がその賃貸借に係る資産からもたらされる経済的な利益を実質的に享受することができ、かつ、その資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。

2 本事業の要件判定

本事業が上記1の「売買とされるリース取引」に該当するかどうかについては、次のとおりであります。

(1) 資産の賃貸借であること

本事業の民間事業者AとC県との間で締結された契約書の条項によれば、民間事業者Aは、B館について、本件引渡日から（30年後の）平成〇年3月31日までの期間、C県に賃貸することとなっています。

(2) 解除をすることができないものに準ずるものであること

対象となるリース取引の要件の一つに、その賃貸借に係る契約が、賃貸借期間の中途においてその解除をすることができないものに準ずるものであることが掲げられています。その一例として、「資産の賃貸借契約に解約禁止条項がない場合であって、賃借人が契約違反をした場合又は解約する場合において、賃借人が、当該賃貸借に係る賃貸借期間のうちの未経過期間に対応するリース料の額の合計額のおおむね全部（原則として100分の90以上）を支払うこととされているもの」があります（基通12の3-1-1の(1)）。

本事業の契約書の条項によれば、契約期間の中途において、契約不履行等の一定の事実が生じた場合には、契約の終了があり得ますが、その場合であっても、C県はB館の所有権をすべて保持・取得した上で、契約終了時における本件工事費等の残額及びこれに係る支払利子相当額の合計額の90%ないし100%相当額を民間事業者Aに対して支払うこととなっています。

(3) 経済的利益の実質的な享受者であること

対象となるリース取引の要件の一つに、その賃貸借に係る賃借人がその賃貸借に係る資産からもたらされる経済的な利益を実質的に享受することができるがあります。

本事業において、B館は、民間事業者Aがその所有権を有しますが、対外的に「C県立B館」の名で運営されるとともに、C県は、B館の入館者から観覧料を徴収（実際の徴収

事務は民間事業者Aに委託しますが、当日分の観覧料は県の出納員に引継ぎし管理することとなっています（C県財務規則、条例）。

(4) 使用費用の実質的な負担者であること

対象となるリース取引の要件の一つに、その資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているものであることがあります。これについては、その賃貸借期間中に賃借人が支払うリース料の額の合計額が、賃貸人における賃貸借資産の取得価額及びその取引に係る付随費用（賃貸借資産の取得に要する資金の利子、固定資産税、保険料等その取引に関連して賃貸人が支出する費用をいう。）の額の合計額がおおむね全部（原則として100分の90以上）とされていることをいうと取り扱われています（基通12の3-1-2）。

本事業の契約書の条項によれば、C県は、民間事業者Aに年2回・30年間払いによってサービスの対価を支払うこととしていますが、その対価のうち賃貸料相当額の部分については、本件工事費等及びこれに係る支払利息相当額が積算の基礎となっています。

(5) リース期間終了後の無償譲渡

売買とされるリース取引の一例として、リース期間終了の時又はリース期間の中途において、リース資産が無償又は名目的な対価の額でその賃借人に譲渡されるものであるときがあります。

本事業の契約書の条項によれば、契約期間経過後には、民間事業者Aが有するB館の所有権をC県に対して無償で譲渡することになっています。

3 長期割賦販売等

法人税法第63条《長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度》の規定の適用がある「長期割賦販売等」とは、次に掲げる要件に適合する条件を定めた契約に基づき当該条件により行われる資産の販売等をいうこととされています（法63、法令127）。

- (1) 月賦、年賦その他の賦払の方法により3回以上に分割して対価の支払を受けること。
- (2) その資産の販売等に係る目的物又は役務の引渡し又は提供の期日の翌日から最後の賦払金の支払の期日までの期間が2年以上であること。
- (3) その契約において定められているその資産の販売等の目的物の引渡しの期日までに支払の期日の到来する賦払金の額の合計額がその資産の販売等の対価の額の3分の2以下となっていること。

本事業が売買とされるリース取引に該当する場合には、C県は、民間事業者Aに年2回・30年間払いによってサービスの対価を支払うこととしていることから、その対価のうち賃貸料相当額の部分が資産の販売等の対価となります。

4 結論

以上のことからすれば、本事業については、その資産の契約形態が賃貸借であったとしても、その賃貸借の目的となる資産の引渡しの時にその資産の売買があったものとされるとともに（法令136の3）、民間事業者Aが一定の延払基準の方法により経理したときは、法人税法第63条《長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度》の規定の適用ができると解されます。

売買とされるPFI事業について（消費税の取扱い）

(問) 次のような契約を締結して行われるPFI事業については、その資産の契約形態が賃貸借であったとしても、その賃貸借の目的となる資産の引渡しの際にその資産の売買があったものとされるとともに（法人税法施行令136の3）、民間事業者Aが一定の延払基準の方法により経理したときは、法人税法第63条《長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度》の規定の適用ができるとされていますが、これらの適用を受ける場合の賃貸料相当額に係る消費税の取扱いについてはどのようになるのでしょうか。

#### 1 事業の概要

本事業は、民間事業者AがPFI法に基づき建設・所有するB館を、契約期間中（30年間）はC県に賃貸しながら、そのB館の維持管理の業務を受託するというものであります。

なお、契約期間経過後には、民間事業者Aが有するB館の所有権をC県に対して無償で譲渡します。

#### 2 サービスの対価の支払

C県は、民間事業者Aに年2回・30年間払いによってサービスの対価を支払うこととしていますが、その対価のうち賃貸料相当額の部分については、本件工事費等及びこれに係る支払利息相当額が積算の基礎となっています。

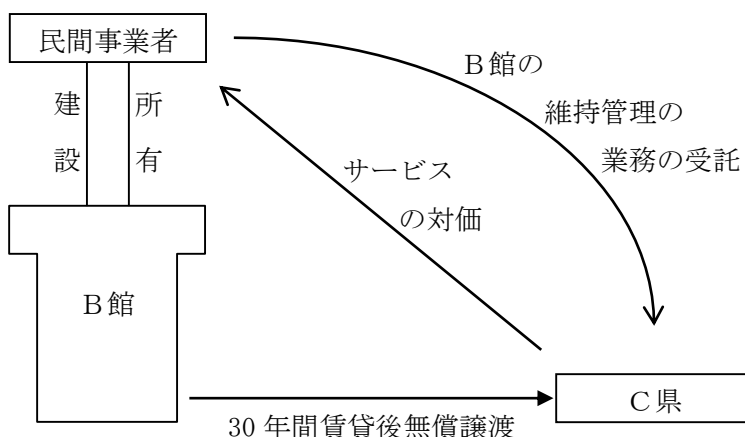
#### 3 運営と観覧料の徴収・管理

B館は、民間事業者Aがその所有権を有しますが、対外的に「C県立B館」の名で運営されるとともに、C県は、B館の入館者から観覧料を徴収（実際の徴収事務は民間事業者Aに委託しますが、当日分の観覧料は県の出納員に引継ぎ）し管理します。

#### 4 契約期間の中途における契約の終了

契約期間の中途において、契約不履行等の一定の事実が生じた場合には、契約の終了があり得ますが、その場合であっても、C県はB館の所有権をすべて保持・取得した上で、契約終了時における本件工事費等の残額及びこれに係る支払利子相当額の合計額の90%ないし100%相当額を民間事業者Aに対して支払います。

《概略図》





(答)

## 1 長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例

事業者が、法人税法第63条第1項《長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度》に規定する長期割賦販売等に該当する資産の譲渡等（以下「長期割賦販売等」といいます。）を行った場合において、当該事業者が同項の規定の適用を受けるため当該長期割賦販売等に係る対価の額につき同項に規定する延払基準の方法により経理することとしているときは、当該事業者が当該長期割賦販売等に係る賦払金の支払の期日の属する各課税期間においてそれぞれ当該賦払金に係る部分の資産の譲渡等を行ったものとすることができます（消費税法16）。

したがって、民間事業者Aが、PFI事業について法人税法第63条第1項の適用を受ける一定の延払基準の方法により経理したときは、消費税についても、消費税法第16条第1項又は第2項《長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例》により各課税期間において当該賦払金に係る部分のみの金額を課税売上げとすることができます。

ただし、法人税法第63条第1項の規定により延払基準の方法により経理した費用の額は各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することとされていますが、消費税については、このような規定はないことから、課税仕入れを行った日の属する課税期間における課税仕入れとなります。

《注意》

- 1 法人税法第63条第1項の適用を受けている場合であっても、消費税については、消費税法第16条第1項又は第2項を適用しないで、資産の引渡しの日属する課税期間中の課税売上げとすることもできます。
- 2 引渡しを受けた事業者（C県）においては、相手方事業者（民間事業者A）において消費税法第16条第1項又は第2項の規定の適用の有無にかかわらず資産の引渡しの日属する課税期間における課税仕入れとなります。

## 2 賃貸料相当額に含まれる利息相当額の取扱い

民間事業者（A）が、C県から收受する長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の対価の額（賃貸料相当額）には、利息相当額が含まれています。

消費税法において、資産の譲渡等の対価の額又は当該対価の額に係る金銭債権の額を二月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して受領する場合におけるその受領する賦払金のうち利子又は保証料の額に相当する額で当該賦払に係る契約において明示されている部分に対価とする役務の提供については、利子に対価とする貸付金等に類するものとして非課税とされています（消費税法別表第一3、消費税法施行令10十）。

照会の賃貸料相当額は、資産の譲渡等の対価の額等を二月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して受領するものですから消費税法施行令第10条第3項第10号《利子に対価とする貸付金等》に規定する賦払金に該当し、契約において当該利息相当額が明示されている場合には、当該利息相当額は非課税となります。

不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の特例措置について

総行地第75号  
平成17年6月6日

各都道府県・指定都市

PFI担当部長 殿

(PFI担当課・市町村担当課扱い)

総務省自治行政局地域振興課長

地方税法附則第11条第25項及び第15条第51項の規定に基づく  
不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の特例措置について

今般、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する関係省庁連絡会議幹事会において、標記の件について、別添のとおり申合せされましたので、各地方公共団体におかれましては、これらを参考の上、適切に対応されるようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、以上のことについて、貴管内市区町村に対しても、速やかに周知されますようお願いいたします。

担当

総務省自治行政局地域振興課 市  
川

Tel : 03-5253-5533

Fax : 03-5253-5537

e-mail :

y2.ichikawa@soumu.go.jp

平成17年6月6日

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の  
促進に関する関係省庁連絡会議申合せ

地方税法附則第11条第25項及び第15条第51項の規定に基づく  
不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の特例措置について

今般、地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）の施行に伴い、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第2条第5項に規定する選定事業者が同法第10条第1項に規定する事業計画又は協定に従って実施する同法第2条第4項に規定する選定事業で政令で定めるもの（法律の規定により同条第3項第1号又は第2号に掲げる者がその事務又は事業として実施するものであることを当該者が証明したものに限る。）により同条第1項に規定する公共施設等の用に供する家屋で政令で定めるもの（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第11条第26項及び第27項の規定の適用を受けるものを除く。）を取得した場合における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除するという特例措置が認められた。

また、PFI法第2条第5項に規定する選定事業者が同法第10条第1項に規定する事業計画又は協定に従って実施する同法第2条第4項に規定する選定事業で政令で定めるもの（法律の規定により同条第3項第1号又は第2号に掲げる者がその事務又は事業として実施するものであることを当該者が証明したものに限る。）により平成17年4月1日から平成22年3月31日までの間に取得した同条第1項に規定する公共施設等の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるもの（地方税法附則第15条第48項及び第49項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、地方税法第349条、第349条の2又は第702条第1項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の2分の1の額とするという特例措置が認められた。

これらの特例措置の適用を受ける場合には、地方税法附則第11条第25項及び第15条第51項の規定に基づき、「法律の規定によりPFI法第2条第3項第1号又は第2号に掲げる者がその事務又は事業として実施するものであること」を当該者が証明することが必要である。

関係省庁においては、PFI法第2条第3項第1号に掲げる公共施設等の管理者等として、上記証明を行うまでの間、別紙のとおり処理し、PFI事業を円滑に実施することに努めることとする。

税制特例措置に係る公共施設等の管理者等の取扱いについて

- (1) 公共施設等の管理者等（以下「管理者等」という。）は、実施しようとするPFI事業が「法律の規定により、その事務又は事業として実施するもの」に該当し得る旨、必要に応じて当該事業が実施される都道府県・市町村の税務当局に確認のうえ、実施方針において明らかにするものとする。

これに併せて、管理者等は、当該事業が地方税法施行令（昭和25年政令第245号）附則第7条第24項及び第11条第69項に掲げる要件に該当し、かつ、当該事業の対象となる施設等が地方税法施行令附則第7条第25項各号及び第11条第70項各号に掲げるもの以外のものであることについて、必要に応じて当該事業が実施される都道府県・市町村の税務当局に確認のうえ、実施方針において、税制上の措置として、地方税法附則第11条第25項及び第15条第51項の規定に基づく不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の特例措置の適用対象となり得る旨を公表するものとする。

なお、当該税制特例措置の実際の適用の有無に係るリスク分担の在り方については、あらかじめ検討し、できる限り実施方針に添付するリスク分担表において公表することが望ましい。

- (2) (1)の前提として、管理者等は、実施方針作成の段階までに、税制特例措置の適用対象となり得るかどうか、相当程度の蓋然性をもって判断できるよう、事業内容の精査を図っておくことが望ましい。税制特例措置の適用関係の精査が不十分である場合、税制特例措置についての不確かな記載は見合わせるものとする。
- (3) 特定事業の評価・選定に当たって、管理者等は、税制特例措置の適用対象となり得る場合には、これを見込んでVFMの算定・公表を行うものとする。
- (4) 民間事業者の募集に当たって、管理者等は、実施方針公表時と同様に、当該事業において税制特例措置の適用対象となり得る旨を入札説明書等において公表するものとする。

なお、入札説明書等においては、入札参加者は特例措置の適用を受けることを前提とした提案書を作成する旨を明記し、また、当該税制特例措置の実際の適用の有無に係るリスク分担の在り方については、あらかじめ検討し、できる限り規定しておくことが望ましい。

- (5) 協定等の締結等に当たって、管理者等は、当該税制特例措置の実際の適用の有無に係るリスク分担の在り方については、あらかじめ検討し、できる限り協定等で取り決めておくことが望ましい。
- (6) 管理者等は、選定事業者がPFI事業により税制特例措置の適用対象となる固定資産を取得したときは、都道府県及び市町村の税務当局による課税処分が行われる前に、当該PFI事業が「法律の規定により、その事務又は事業として実施するもの」に該当する旨、証明するものとする。この場合において、管理者等は、対象事業を特定の上、当該事業が要件に該当する旨を記載した証明書を、選定事業者に対して交付するものとする。
- (7) 管理者等は、選定事業者が当該事業の実施される都道府県及び市町村の税務当局へ税

制特例措置の適用を申し出る際は、(6)により交付された証明書のほか、実施方針、入札説明書、管理者等と選定事業者の間で締結した協定等を添付させることとする。

- (8) 本申合せ前に実施方針を公表した事業における手続きについては、上記の限りではない。

(参 考)

#### 実施方針における記載例

##### 税制上の措置に関する事項

本事業は、(該当する法律及び条項号)の規定により、(公共施設等の管理者等の名称)がその事務又は事業として実施するものに該当し得る。

加えて、本事業は、地方税法施行令附則第7条第24項に掲げる要件に該当し、かつ、(特例措置の対象となる施設名等)は、地方税法施行令附則第7条第25項各号に掲げるもの以外のものであることから、税制上の措置として、地方税法附則第11条第25項に基づく不動産取得税の特例措置の適用対象となり得る。

また、本事業は、地方税法施行令附則第11条第69項に掲げる要件に該当し、かつ、(特例措置の対象となる施設名等)は、地方税法施行令附則第11条第70項各号に掲げるもの以外のものであることから、税制上の措置として、地方税法附則第15条第51項の規定に基づく固定資産税及び都市計画税の特例措置の適用対象となり得る。

#### 証明書(様式例)

(証明番号又は文書番号)

第 号

平成 年 月 日

(選定事業者の名称 殿

本事業は、(該当する法律及び条項号)の規定により、(公共施設等の管理者等の名称)がその事務又は事業として実施するものであることを証明する。

(公共施設等の管理者等の名称) 印

P F I 方式による建設工事を請け負う建設業者の資金調達の円滑化について

平成16年7月7日

<問い合わせ先>

総合政策局建設業課（内線

24753)

TEL : 03-5253-8111（代表）

## 1. 趣旨

建設業者がP F I 方式による建設工事（以下「P F I 工事」という。）を請け負うにあたっては、他の建設工事同様、多額の初期資金が必要となるが、通常、工事代金の前払いは行われていないことから、P F I 工事を受注した建設業者は多額の資金を自力で調達して立て替えなければならず、特に中小の建設業者にとっては大きな負担となっている。

このため、保証事業会社の金融保証事業を活用して、建設業者がP F I 工事を請け負う際の資金調達を円滑にすることにより、中小建設業者によるP F I 工事への参画を促進するため、所要の措置を講じる。

※保証事業会社：

「公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）」により国土交通大臣の登録を受けた者で、公共工事の前払金保証事業のほか、金融保証事業（公共工事の請負者が金融機関から当該公共工事に関する資金の貸付を受ける場合において、その債務を保証する事業）、建設機械金融保証事業等を行う。

## 2. 具体的な措置の内容

(1) P F I 工事を「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に規定する公共工事に指定し（国土交通大臣告示）、保証事業会社の業務の対象に追加。

(2) 東日本建設業保証株式会社、西日本建設業保証株式会社、北海道建設業信用保証株式会社からの申請に基づき、これら保証事業会社がP F I 工事を請け負う建設業者に対して金融保証事業を行う場合の業務内容を国土交通大臣が承認。

### ①対象者

P F I 法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号））第2条第5項に規定する選定事業者の発注する工事及び測量を受注した者

### ②保証の範囲

工事の完成に要する資金で、工事代金額の範囲内（前払金が支払われた場合には、その額を差引いた金額の範囲内）

### ③保証料率

日歩3厘（年率1.095%）以内

## 3. スケジュール

平成16年7月13日から適用することとする。

### 3 関係サイト

- 内閣府 <http://www8.cao.go.jp/pfi/>
  - ・ P F I 法・基本方針・ガイドライン
  - ・ 民間資金等活用事業推進委員会
  - ・ 支援措置 等
  
- P F I 推進委員会 <http://www8.cao.go.jp/pfi/iinkai.html>
  - ・ 事業情報（全国の P F I 事業の公表資料）等
  
- 国土交通省 <http://www.mlit.go.jp/>
  - ・ 国土交通省における P F I 推進の基本的な方針
  - ・ 国土交通省相談窓口
  - ・ 補助金の適用に関する国土交通省基本方針 等
  
- 文部科学省 <http://www.mext.go.jp/>
  - ・ 複合化公立学校施設 P F I 事業のための手引書
  - ・ 公立学校施設整備における P F I 活用の在り方について 等
  
- 財団法人 地域総合整備財団 ふるさと財団  
<http://www.furusato-zaidan.or.jp/>
  - ・ P F I アドバイザー派遣情報
  - ・ 研修、講座、意見交換会の開催情報 等
  
- 自治体 P F I 推進センター <http://www.pficenter.jp/>
  - ・ P F I 推進事業の案内
  - ・ P F I プロジェクト事例紹介・用語集・国内 P F I 事業検索
  - ・ P F I 支援制度
  - ・ 自治体方針・基本方針 等
  
- 日本 P F I 協会 <http://www.pfikyokai.or.jp/>
  - ・ セミナーの開催
  - ・ 書籍情報 等
  
- P F I インフォメーション <http://www.pfinet.jp/>
  - ・ 事業情報（全国の P F I 事業の公表資料）
  - ・ 国・地方公共団体の動向（ニュースのトピック）
  - ・ 事業応募者情報・アドバイザー情報（受注情報） 等

## 4 参考資料

### 文献等

- 地方公共団体におけるPFI事業導入の手引き  
発行：内閣府民間資金等活用事業推進室
  
- PFI (Private Finance Initiative) 関連用語集／資料集 (改訂版)  
発行：日本政策投資銀行
  
- 日本政策投資銀行 金融用語集  
<http://www.dbj.go.jp/japanese/glossary/index.html>
  
- 社団法人日本建設業団体連合会 PFI 関連テクニカルターム集  
[http://www.nikkenren.com/pfi\\_yougo/doc.html](http://www.nikkenren.com/pfi_yougo/doc.html)

### 自治体公表資料

- 愛知県PFI導入ガイドライン (Ver. 1.0)  
作成：愛知県
  
- 鹿児島県PFI等導入基本指針  
作成：鹿児島県
  
- 市川市PFI導入マニュアル  
作成：市川市
  
- 新事業手法 (川崎版PFI) 導入実務指針  
作成：川崎市
  
- 君津市PFIガイドライン  
作成：君津市
  
- 盛岡市PFI導入基本方針  
作成：盛岡市